

職員の勤務条件と職場の安全衛生

～ 労働基準法 関係事務の手引 ～
労働安全衛生法

令和6年3月

京都府人事委員会事務局

[手引きの構成]

この手引きは、各所属において、所属長や担当者はもとより、職員の皆さんが使いやすいように手続を中心に概ね次のような構成で編集しています。

第1章 地方公務員と労働基準法・労働安全衛生法

地方公務員に対する労働基準法・労働安全衛生法の適用関係など、私たちの所属や職員の労働関係法令における位置付け等について説明しています。

第2章 労働基準法と職員の勤務条件

職員の勤務時間、休暇、休憩などの基本的な勤務条件の原則とそれを変更するときなどに必要な事項について、説明しています。

第3章 労働安全衛生法と職場の安全衛生

職員の健康管理、快適な職場環境の形成などのために必要な事項について、説明しています。

第4章 特定の機械等を使用する事業場に関する規定

ボイラーなど特定の機械を使用する所属に関する事項について、説明しています。

第5章 有害な業務を行う事業場に関する規定

有機溶剤など有害物質を扱ったり、危険な業務を行う所属に関する事項について、説明しています。

必要に応じてお読みいただけるよう手続を中心に説明しています

凡 例

- 1 本書で使用した関係法令の略称は、次のとおりである。

労 基 法…労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
安 衛 法…労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
地 公 法…地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）
地 公 企 法…地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
地 公 労 法…地方公営企業労働関係法（昭和 27 年法律第 289 号）
地 公 災 法…地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）
給 特 法…国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
（昭和 46 年法律第 77 号）
育児・介護休業法…育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
（平成 3 年法律第 76 号）
安 衛 令…労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）
労 基 則…労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）
安 衛 則…労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
ボイラー則…ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
クレーン則…クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）
ゴンドラ則…ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号）
有 機 則…有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）
鉛 則…鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）
四アルキル則…四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）
特 化 則…特定化学物質等障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）
高 圧 則…高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）
電 離 則…電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）
石 綿 則…石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
酸 欠 則…酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）
事 務 所 則…事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）
粉 じ ん 則…粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）
給 与 条 例…職員の給与等に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 28 号）
給 与 規 則…職員の給与、勤務時間等に関する規則
（昭和 31 年京都府人事委員会規則 6－2）
委員会通知…人事委員会規則 6－2（職員の給与、勤務時間、休日及び休暇）の運用について
（昭和 45 年 5 人職第 294 号）

- 2 本書で使用した労基法及び安衛法に関する解釈例規の略称は、次のとおりである。

発 基…労働省労働基準局関係の事務次官通達
基 発…労働省労働基準局長通達
基 収…労働省労働基準局長回答

目 次

	頁
第 1 章 地方公務員と労働基準法・労働安全衛生法	
1 地方公務員と労働基準法・労働安全衛生法 -----	2
2 労働基準監督機関 -----	2
3 船員の特例 -----	3
4 事業場の範囲 -----	3
第 2 章 労働基準法と職員の勤務条件	
1 総論 -----	9
2 解雇制限と解雇予告 -----	11
3 労働時間 -----	14
4 休憩時間 -----	23
5 休 日 -----	26
6 時間外労働・休日労働 -----	29
7 休暇 -----	33
第 3 章 労働安全衛生法と職場の安全衛生	
1 総論 -----	42
2 安全衛生管理体制 -----	43
3 すべての事業場で行う必要のある手続 -----	44
4 常時 50 人以上の職員を使用する事業場で行う必要のある手続 -----	61
5 常時 10 人以上 50 人未満の職員を使用する事業場で行う必要のある手続 -----	70
6 危険・有害な業務を行う事業場で行う必要のある手続 -----	71
第 4 章 特定の機械等を使用する事業場に関する規定	
1 機械・装置の設置等の計画の届出 -----	91
2 機械・装置に関する検査 -----	93
3 ボイラーに関する手続及び安全管理 -----	98
4 小型ボイラーに関する手続及び安全管理 -----	104
5 第一種圧力容器に関する手続及び安全管理 -----	105
6 第二種圧力容器及び小型圧力容器に関する手続及び安全管理 -----	110
7 クレーン等に関する手続及び安全管理 -----	115
8 ゴンドラに関する手続及び安全管理 -----	128
第 5 章 有害な業務を行う事業場に関する規定	
1 有機溶剤業務を行う事業場の手続及び安全管理 -----	136
2 鉛業務を行う事業場の手続及び安全管理 -----	143
3 特定化学物質取扱業務を行う事業場の手続及び安全管理 -----	149
4 電離放射線業務を行う事業場の手続及び安全管理 -----	157
5 潜水業務を行う事業場の手続及び安全管理 -----	164
6 粉じん作業を行う事業場の手続及び安全管理 -----	166
審査基準及び標準処理期間-----	241

第1章
地 方 公 務 員 と
労働基準法・労働安全衛生法

第1章 地方公務員と労働基準法・労働安全衛生法

1 地方公務員と労働基準法・労働安全衛生法

労基法及び安衛法並びにこれらに基づく関係法令は、原則として地方公務員にも適用されますが、地方公務員の勤務の特殊性から地方公務員制度になじまない規定（例えば、労働条件の決定に関する規定（労基法第2条）等）については地方公務員への適用が除外されています（地公法第58条第2項、第3項）。また、職員の職種及び従事する事業の種類によっても適用関係が異なります。以上の地方公務員に対する労基法及び安衛法の適用関係を取りまとめると第1表（P4）のとおりとなります。

（注） 地方公務員のうち地公法第3条第3項に規定する特別職に属する地方公務員、同法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「労務職員」という。）、地公労法第3条第4号に規定する企業職員、特定地方独立行政法人の職員（以下「独法職員」という。）及び給特法第2条第2項に規定する教育職員については、その勤務形態の特殊性から特別の取扱いがなされている場合がありますが、本書では、特に必要な場合を除き、これらの者については言及しないものとします。

2 労働基準監督機関

労働関係法令に係る労働基準監督機関の職権行使は、一般的には、労働基準監督署長、船員労務官（以下「労働基準監督署長等」という。）が行っていますが、地方公共団体の行う事業に従事する地方公務員の勤務条件に関しては、事業の種類によって、人事委員会又は労働基準監督署長等が労働基準監督機関の職権行使を行うこととなっています。（地公法第58条第5項）。

具体的には、労基法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員については労働基準監督署長等が、上記以外の事業に従事する職員については人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使します（京都府の各事業場の号別については、第2表（P5）を参照のこと）。

なお、地公法第58条第5項が適用されない特別職に属する地方公務員、労務職員、企業職員及び独法職員については、これらの職員が従事する事業の種類のかんにかかわらず、労働基準監督機関の職権行使は労働基準監督署長等が行います。

また、府費負担教職員については、事業場の属する地方公共団体（市町村）の長が労働基準監督機関の職権を行使します（昭32.5.14自丁発55号）。

以上の地方公務員に係る労働基準監督機関に関する事項を取りまとめると第1表（P4）のとおりとなります。法令に基づく申請、届出等の提出先は各々該当する労働基準監督機関となりますので誤ることのないように留意する必要があります。

3 船員の特例

海上労働は、一般の労働と種々の点で特異性を持っているため、船員（船員法第1条第1項）の労働関係については、船員法が労基法及び安衛法に代わる地位を占めています（労基法第116条第1項、安衛法第115条第2項、船員法第6条）。

また、船員災害防止活動の促進に関する法律が、安衛法第2章及び労働災害防止団体に相当する規定を設けています。船員法第120条は、同法が地方公共団体にも適用されることを原則としています。地公法第58条は、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律の一部適用除外と人事委員会が非現業の事業に従事する職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を行使することを定めています。

4 事業場の範囲

労基法及び労安法は、事業場を単位として、その事業場で勤務する労働者の時間外労働の上限を設定したり、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制等の規定を適用することとされています。

ここで事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のように一定の場所において関連する組織のもとに継続的に行なわれる作業の一体とされています。

したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によって決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とするものとされています。

しかし、同一場所にあっても、著しく労働の態様を異にする部門が存する場合には、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによってこの法律がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとされています。

また、場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うものとされています。（昭47.9.18発基91号）

京都府では、本庁（本部）については、知事、教育、警察等の任命権者ごとに、それぞれ一つの事業場とし、地域機関については各地域機関をそれぞれ一つの事業場とすることを原則としていますが、本庁の機能の一部が本庁敷地外に設置されている場合などは、上記の考え方に沿って場所的観念や事業場の独立性について、個別具体的に判断して、事業場と定めることとなります。

組織改正や職員の勤務場所に変更があった場合、事業場の範囲や名前の変更を要することもありますので、こうした場合には、任命権者を通して人事委員会にご相談ください。

第1表 地方公務員に対する労働基準関係法令の適用関係及び職権行使機関

職員の区分		監督機関	労働基準関係法令の適用	
			労働基準法	労働安全衛生法
一般職	労基法別表第1の第11号、第12号(※)、官公署の事業に従事する職員(企業職員及び労務職員を除く。)	人事委員会	原則として適用 ただし、次の条項を除く(地公法第58条第3項) ①第2条(労働条件の決定) ②第14条第2項、第3項(契約期間の基準の定め及びそれに関する助言・指導) ③第24条第1項(賃金の支払) ④第32条の3(フレックスタイム制) ⑤第32条の4(1年間単位の変形労働時間制) ⑥第32条の5(1週間単位の変形労働時間制) ⑦第38条の2第2項、第3項(事業場外みなし労働時間制) ⑧第38条の3(専門業務型裁量労働制) ⑨第38条の4(企画業務型裁量労働制) ⑩第39条第6～8項(年次有給休暇の計画的付与) ⑪第41条の2(高度プロフェッショナル制度) ⑫第75条～第88条(災害補償) ⑬第89条～第93条(就業規則) ⑭第102条(労働基準監督官の司法警察権)	第66条の8の4(高度プロフェッショナル職の面接指導)及び第92条(労働基準監督官の司法警察権)を除き適用
	労基法別表第1の第1号～第10号、第13号～第15号の事業に従事する職員(企業職員及び労務職員を除く。)	労働基準監督署長等	原則として適用 ただし、上記①～⑫を除く(地公法第58条第3項)	全面適用
	労務職員		原則として適用 ただし、上記②及び⑫を除く。 (地公労法附則第5項)	
	企業職員		原則として適用 ただし、上記②及び⑫を除く。 (地公労法第17条、地公企法第39条)	
独法職員	原則として適用 ただし、上記②及び⑫を除く。 (地方独立行政法人法第53条)			

(※) 第12号の事業に従事する職員のうち、給特法第2条第2項に規定する教育職員については、労基法第37条の規定(時間外、休日及び深夜の割増賃金)も適用されません。
また、府費負担教職員の場合、労働基準監督機関は、市町村長となります。

第2表 京都府事業場の事業別分類と労働基準監督機関

(令和5年4月1日現在)

	事業の種類(号別)	該 当 事 業 場	労働基準監督機関
労 基 法 別 表 第 1 に 掲 げ る 事 業	製造・修理の事業 (第1号)	自動車整備工場	労働基準監督 署長等
	土木・建設の事業 (第3号)	土木事務所(8)、同出張所(3)	
	栽培・農林の事業 (第6号)	植物園	
	興業の事業 (第10号)	自転車競技事務所	
	教育・研究の事業 (第12号)	職員研修・研究支援センター、消防学校、京都学・ 歴彩館、保健環境研究所、看護学校、中小企業技 術センター、同センター中丹技術支援室、同セン ターけいはんな分室、織物・機械金属振興センタ ー、高等技術専門学校(3)、障害者高等技術専門校 (2)、農業大学校、農林水産技術センター(農林 センター栽培技術開発部及び環境部を含む。)、同 農林センター森林技術センター、同農林センター 丹後農業研究所、同農林センター茶業研究所、同 生物資源研究センター、同畜産センター、同畜産 センター碓高原牧場、同海洋センター、林業大学 校、図書館、総合教育センター(2)、郷土資料館 (2)、中学校(4)、高等学校(48)、盲学校(寄宿 舎を除く。)、聾学校(寄宿舍を除く。)、支援学校 (寄宿舍を除く。)(10)、警察学校	人事委員会
保健衛生の事業 (第13号)	職員健康指導室、保健所(7)、淇陽学校、洛南病 院、精神保健福祉総合センター、動物愛護センタ ー、盲学校の寄宿舍、聾学校の寄宿舍、支援学校 の寄宿舍(3)	労働基準監督 署長等	
官公署の事業(労基 法別表第 1に掲げる 事業を除く。)	知事部局本庁(職員健康指導室を除く。)、会計室 (4)、消費生活安全センター、リハビリテーショ ン支援センター、雇用推進課、中小企業総合支援 課(京都経済センター駐在)、経済交流課(京都 経済センター駐在)、経済交流課京都舞鶴港振興 係、港湾局、広域振興局(11)、旅券事務所、府税 事務所(3)、自動車税管理事務所、東京事務所、 体育館、家庭支援総合センター、児童相談所(2)、 同支所、計量検定所、地域農業改良普及センター (7)、家畜保健衛生所(4)、水産事務所、京都林 務事務所、大野ダム総合管理事務所、労働委員 会事務局、教育庁本庁、教育局(5)、警察本部、鉄 道警察隊、運転免許試験課、高速道路交通警察隊、 機動隊、警察署(25)、議会事務局、選挙管理委 員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、 海区漁業調整委員会事務局	人事委員会	

注 ()内は、事業場数

※ 企業職員が所属する事業場（地方公営企業）は、次のとおりです。

公営企画課、建設整備課、水環境対策課、府営水道事務所、同広域浄水センター、同水質管理センター、公営企業管理事務所、流域下水道事務所、流域下水道事務所各浄化センター

第3表 労働基準監督機関の所在地（参考）

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
京都府人事委員会	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 Tel:075-414-5637	京都府内一円
京都労働局	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 Tel:075-241-3211	京都府内一円
京都上労働基準監督署	〒604-8467 京都市中京区西ノ京大炊御門町 19-19 Tel:075-462-5111	京都市のうち上京区、中京区、左京区、北区、右京区、西京区
京都下労働基準監督署	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 101 アーバンネット四条烏丸ビル 5階 Tel:075-254-3195	京都市のうち下京区、南区、東山区、山科区、長岡京市、向日市、乙訓郡
京都南労働基準監督署	〒612-8108 京都市伏見区奉行前町 6 Tel:075-601-8321	京都市のうち伏見区、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡
福知山労働基準監督署	〒620-0035 福知山市内記 1 丁目 10-29 福知山地方合同庁舎 4階 Tel:0773-22-2181	福知山市、綾部市
舞鶴労働基準監督署	〒624-0946 舞鶴市字下福井 901 番地 舞鶴港湾合同庁舎 6階 Tel:0773-75-0680	舞鶴市
丹後労働基準監督署	〒627-0012 京丹後市峰山町字杉谷 147-14 Tel:0772-62-1214	京丹後市、宮津市、与謝郡
園部労働基準監督署	〒622-0003 南丹市園部町新町 118-13 Tel:0771-62-0567	亀岡市、南丹市、船井郡

**第2章
労働基準法と
職員の勤務条件**

労働基準法と職員の勤務条件に係る手続ナビ

【解雇制限と解雇予告】

1	解雇予告除外認定申請手続	13 ページ
---	--------------	--------

【労働時間】

2	勤務時間の割振変更手続 ～4週間につき8日の週休日を設けない勤務時間の割振りを行う場合～	16 ページ
---	---	--------

3	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請手続	18 ページ
---	------------------------------	--------

4	断続的な宿直又は日直勤務許可申請手続	18 ページ
---	--------------------	--------

【休憩時間】

5	一斉休憩の除外に関する届出手続	24 ページ
---	-----------------	--------

【時間外労働・休日労働】

6	時間外労働・休日労働に関する協定届手続	32 ページ
---	---------------------	--------

第2章 労働基準法と職員の勤務条件

1 総論

(1) 労基法の趣旨

労基法は、日本国憲法第27条第2項における「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」との規定を受けて、すべての労働者の労働条件全般についての基準を定めるものとして、昭和22年4月7日に公布され、一部を除き同年9月1日から施行されました。

労基法は、労働者に人たるに値する生活を営む必要を充たすべき労働条件を保障するものであり、労働条件の最低基準を規定するとともに、さらにその向上を図るように努めるべきことを、労働関係当事者に義務づけています（労基法第1条）。

(2) 労基法上の用語の定義

① 労働者

労基法上の労働者とは、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定されています（労基法第9条）。

したがって、法人等の代表者又は執行機関たる者のように、事業主体との関係において使用従属の関係に立たない者は労働者ではありません（昭23.1.9基発14号）。

労働者性の解釈については、次の判例が参考となります。

・平成14年7月11日東京高等裁判所判決

「(労基法第9条の)意とするところは、使用者との使用従属関係の下に労務を提供し、その対価として使用者から賃金の支払を受ける者をいうと解されるから、「労働者」に当たるか否かは、雇用、請負等の法形式にかかわらず、その実態が使用従属関係の下における労務の提供と評価するにふさわしいものであるかどうかによって判断すべきものである。」

・平成16年3月31日横浜地方裁判所判決

「労働者とは、使用者の指揮監督下に労務を提供し、使用者から労務に対する対償としての報酬を支払われる者をいうと解するのが相当である。」

「労働者」の具体的な判断基準は、「労働基準法の『労働者』の判断基準について」（昭和60年12月19日労働基準法研究会労働大臣あて報告）が参考となります。

② 使用者

労基法上の使用者とは、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう」と規定されており（労基法第10条）、①にいう労働者であっても、労基法各条の義務について実質的に一定の権限を与えられている者は、その限りにおいて使用者に該当します。

なお、使用者の認定については「部長、課長等の形式にとらわれることなく各事業において、労基法各条の義務について実質的に一定の権限を与えられているか否かによるが、かかる権限が与えられておらず、単に上司の命令の伝達者にすぎぬ場合は使用者とみなされないこと（昭22.9.13基発17号）」と解されています。

◇ 京都府における労働者・使用者

(1) 労働者

知事、副知事、各行政委員会委員等のように事業主体である府との関係において使用・従属の関係にない者は、労基法という労働者には該当しません。

一般職に属する職員は、部局長等であっても、給与を受けて専ら府の執行機関の命を受けて勤務する者である限りにおいて、労基法上の労働者に該当します。

(2) 使用者

(1)にいう労働者であっても、労基法各条の義務について実質的に一定の権限を与えられている者は、その限りにおいて使用者に該当します。

各所属における職員に対する直接的な使用者は、上記の権限を与えられている当該所属の長（所属長）であるのが通常です。

※ 参考事例

① インターンシップにおける学生

一般に、インターンシップにおいての実習が、見学や体験的なものであり使用者から業務に係る指揮命令を受けていると解されないなど使用従属関係が認められない場合には、労基法第9条の労働者に該当しないが、直接生産活動に従事するなど当該作業による利益・効果が当該事業場に帰属し、かつ、事業場と学生との間に使用従属関係が認められる場合には、当該学生は労働者に該当するものと考えられ、この判断は、個々の実態に即して行う必要がある（平9.9.18基発636号）。

② 鳥獣保護員

福島県鳥獣保護規程によれば、林業事務所長の指揮監督を受けて鳥獣保護及び狩猟に関する業務に従事する者であって、地公法第3条第3項第3号の特別職に該当し、その業務に従事したことに対して委嘱通知書に示された報酬を支払われるのであるから、労基法第9条の労働者である（昭40.10.13基収第5923号）。

③ 法人等の重役が工場長、部長等の職にあつて給料を受ける場合

法人のいわゆる重役で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあつて賃金を受ける場合は、その限りにおいて労基法第9条の労働者である（昭23.3.17基発461号）。

2 解雇制限と解雇予告

(1) 解雇と免職

「解雇」とは、労働契約を将来に向かって解約する使用者側の一方的意思表示をいいます。労基法は、解雇について、一定の期間における労働者の解雇を制限し（労基法第 19 条）、解雇する場合においても一定の予告期間を置くべきことを定めています（労基法第 20 条）。

◇ 地方公務員への適用

地公法に基づく分限免職及び懲戒免職は、上記の解雇とその実態において同一のものであることから、解雇に係る上記の労基法の規定は、地方公務員の免職を行う場合にも適用されるものと解されます。

したがって、分限免職又は懲戒免職を行う場合においては、地公法第 28 条第 3 項又は第 29 条第 4 項による条例に基づく手続きに加え、労基法の定める必要な措置を講じなければなりません（懲戒免職において解雇予告除外認定が必要であることにつき、昭 41.10.27 基発 1155 号）。

(2) 解雇制限

ア 解雇が制限される期間

次の期間は、労働者を解雇してはなりません（労基法第 19 条 1 項）。

- ① 業務上の傷病により療養のために休業する期間及びその後 30 日間
- ② 産前産後の女性が休業する期間及びその後 30 日間

イ 解雇制限が除外される場合

次の場合は、解雇制限が除外されます（労基法第 19 条第 1 項ただし書、第 2 項）。

- ① 労基法第 81 条の規定によって打切補償を支払う場合
- ② 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合で、その事由について労働基準監督機関の認定を受けたとき

◇ 地方公務員への適用

アの①の特例として、公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後 3 年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合には、当該 3 年を経過した日又は傷病補償年金を受けることとなった日において業務上の傷病による休業の期間及びその後 30 日間は、経過したものとみなされます（地公災法第 28 条の 3）。

(3) 解雇予告

ア 解雇予告

労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければなりません（労基法第 20 条 1 項）。解雇予告がなされても、予告期間中はなお労働関係が有効に存続しているため、その期間中は労働者は労働の義務を負い、使用者はこれに対する賃金を支払う義務を負います。

また、解雇の原因は、懲戒解雇であると、それ以外の人員整理のための解雇であるとを問いません。

イ 解雇予告手当

解雇予告に代えて、予告手当として 30 日分以上の平均賃金を支払えば、労働者を即時に解雇することができます（労基法第 20 条第 1 項）。

また、解雇予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合は、その日数を短縮できます（労基法第 20 条第 2 項）。

◇ 京都府における解雇予告手当

解雇予告手当は、一般の退職手当の額に含まれるものとされています。ただし、退職手当の額が解雇予告手当の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額が支給されます（職員の退職手当に関する条例第 10 条）。

ウ 解雇予告が除外される場合

次の場合は、解雇予告（及び解雇予告手当の支払い）の必要はありません（労基法第 20 条第 1 項ただし書、第 3 項、第 19 条第 2 項）。

- ① 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で、労働基準監督機関の認定を受けたとき。
- ② 労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、労働基準監督機関の認定を受けたとき。なお、認定に係る申請は、第 1 表（P 4）の職員の区分に応じた労働基準監督機関に対して行います。

◇ 労働者の責めに帰すべき事由

「労働者の責に帰すべき事由」とは、労働者の故意、過失又はこれと同視すべき事由であるが、判定に当たっては、労働者の地位、職責、継続勤務年限、勤務状況等を考慮の上、総合的に判断すべきであり、「労働者の責に帰すべき事由」が労基法 20 条の保護を与える必要がない程度に重大又は悪質なものであり、したがって、また使用者をしてかかる労働者に 30 日前に解雇の予告をなさしめることが、当該事由と比較して均衡を失するようなものに限って認定すべきものとされています（昭 23. 11. 11 基発 1637 号、昭 31. 3. 1 基発 111 号）。

エ 解雇予告の除外認定の申請

解雇予告の除外の認定を受けようとする場合は、あらかじめ、労働基準監督機関へ認定の申請をする必要があります。

解雇予告を行わずに解雇する場合は、解雇を行う前に、「解雇予告除外認定申請書」を提出してください（労基法第 20 条第 3 項、第 19 条第 2 項）。

◇ 認定基準

ア 「天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合」（昭 63. 3. 14 基発 150 号）

① 「やむを得ない事由」

天災事変に準ずる程度に不可抗力に基づき、かつ、突発的な事由の意であり、事業の経営者として、社会通念上採るべき必要な措置をもってしても通常いかなともなし難いような状況にある場合

② 「事業の継続が不可能になる」

事業の全部又は大部分の継続が不可能になった場合

イ 「労働者の責めに帰すべき事由」（昭 23. 11. 11 基発 1637 号、昭 31. 3. 1 基発 111 号）

次の事項を考慮の上、重大性や悪質性を総合的に判断する。

- ・ 職員の故意、過失等
- ・ 職員の地位、職責
- ・ 勤務年数、勤務状況
- ・ 職務上、職務外の別
- ・ 刑法犯等の該当の有無とその処分状況
- ・ 懲戒処分指針上の該当性
- ・ 過去の懲戒処分等の履歴
- ・ 他の事例との均衡
- ・ その他考慮すべき事項

オ 適用除外者

次の労働者については、解雇の予告の規定は適用されません。ただし、①の者が 1 箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、②若しくは③の者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は④の者が 14 日を超えて引き続き使用されるに至った場合は、適用されることになります（労基法第 21 条）。

- ① 日々雇い入れられる者
- ② 2 箇月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 試の使用期間中の者

◇ 地方公務員への適用

オの④について、地公法第 22 条第 1 項に規定する条件付採用期間は、「試の使用期間」と解すべきであるので、条件付採用期間中の地方公務員が 14 日を超えて引き続き使用されるに至った場合は、解雇の予告の規定の適用があります（昭 38. 11. 4 基収 6227 号）。

3 労働時間

(1) 労働時間の意義

「労働時間」とは、一般的に、労働者が使用者の指揮監督の下に、その職務に従事することを義務づけられている時間をいいます。

労働時間には、現実に頭脳又は肉体を活動させている時間が含まれることはいうまでもありませんが、いわゆる手待時間（作業と作業との間の待機時間）も労働者が自由に職場を離れられるものではなく、次の作業のため待機している限り、労働時間に含まれます（昭 33. 10. 11 基収 6286 号）。手待時間と労基法第 34 条に定める休憩時間との違いは、指揮監督下にあるか否か、言い換えれば、労働者に時間の自由な利用が保障されているか否かにあります（平成 12 年 3 月 9 日最高裁判所判決を参照）。

(2) 労働時間の原則

労基法は労働時間について「休憩時間を除き 1 週間について 40 時間を超えて、労働させてはならない」、「1 週間の各日については、休憩時間を除き 1 日について 8 時間を超えて、労働させてはならない」と規定しています（労基法第 32 条）。

ここで、「1 週間」とは、就業規則等で別段の定めがない場合は、日曜日から土曜日までの暦週をいうものとされています（昭 63. 1. 1 基発 1 号）。

また、「1 日」とは、原則として午前零時から午後 12 時までのいわゆる暦日をいいます。ただし、継続勤務が 2 暦日にわたる場合（例えば、午前零時を中央にはさむ連続 16 時間勤務）には、たとえ暦日を異にする場合でも 1 勤務として取り扱い、始業時刻の属する日の労働として当該日の「1 日」の労働とすることとされています（昭 63. 1. 1 基発 1 号）。

◇ 京都府における職員の週休日及び勤務時間の割振り

職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、日曜日及び土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振ることを原則としています（給与条例第 31 条）。

(3) 変形労働時間制

労基法においては、1 箇月以内の単位の変形労働時間制（労基法第 32 条の 2）、フレックスタイム制（労基法第 32 条の 3）、1 年単位の変形労働時間制（労基法第 32 条の 4）及び 1 週間単位の非定型的変形労働時間制（労基法第 32 条の 5）の四つの変形労働時間制の類型を定めています。

なお、京都府の地方公務員の場合、地公法第 58 条第 3 項の規定により、1 箇月以内の単位の変形労働時間制のみが適用されます。

1 箇月以内の単位の変形労働時間制（労基法第 32 条の 2）

① 意義

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその

労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は就業規則その他これに準じるものにより、1箇月以内の一定の期間を平均し1週間当たりの労働時間が40時間を超えない定めをしたときは、労働時間の原則にかかわらず、特定の週に40時間又は特定の日に8時間を超えて労働させることができます。

なお、当該協定については、労働基準監督機関に届け出なければなりません（労基則第12条の2の2第2項）。

変形労働時間制の趣旨は、労働基準法制定当時に比して第三次産業の占める比重の著しい増大等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、労使が労働時間の短縮を自ら工夫しつつ進めていくことが容易になるような柔軟な枠組みを設けることにより、労働者の生活設計を損なわない範囲内において労働時間を弾力化し、週休二日制の普及、年間休日日数の増加、業務の繁閑に応じた労働時間の配分等を行うことによって労働時間を短縮することを目的とするものとされています（昭63.1.1基発1号）。

② 留意事項

- ・ 地公法第58条第4項の規定により労基法第32条第2項の規定が読み替えられているため、労使協定による必要はありません。
- ・ 一般職の地方公務員（企業職員及び労務職員を除く。）については、「就業規則」に関する労基法「第9章 就業規則」が適用されませんが、地方公共団体の条例規則等が「その他これに準ずるもの」に含まれます（昭36.11.14基収4918号）。
- ・ 使用者は、変形労働時間制により労働者を労働させる場合には、就業規則その他これに準じるもの又は書面による協定で、変形期間の起算日を明らかにしなければなりません（労基則第12条の2第1項）。
- ・ 変形期間は1箇月以内の期間であれば、例えば2週間でも10日間でも構いません。
- ・ 1箇月単位の変形労働時間制は、変形期間の各週各日の労働時間をあらかじめ就業規則その他これに準じるものにより、具体的に定めることを要し、変形期間を平均し1週40時間の範囲内であっても、使用者が業務の都合で任意に労働時間を変更するような制度はこれに該当しません（昭63.1.1基発1号）。
- ・ 育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければなりません（労基則第12条の6。平10改正により義務化）。
- ・ 妊産婦（妊娠中及び産後1年を経過しない女性をいう。以下同じ。）が請求したときは、労基法第32条に定める労働時間を超えて労働させてはなりません（労基法第66条第1項）。
- ・ 時間外労働となる時間（昭63.1.1基発1号）

1箇月単位の変形労働時間制を採用した場合の時間外の計算は次のとおりです。

- a 1日については、就業規則その他これに準じるものにより8時間を超える時間を定めた日はその時間を超えて労働した時間、それ以外の日は8時間を超えて労働した時間
- b 1週間については、就業規則その他これに準じるものにより40時間を超える時間を定

めた週はその時間を超えて労働した時間を、それ以外の週は 40 時間を超えて労働した時間（a で時間外労働となる時間を除く。）

- c 変形期間については、変形期間における法定労働時間の総枠を超えて労働した時間（a 又は b で時間外労働となる時間を除く。）

◇ 京都府における変形労働時間制

京都府の勤務時間の原則型は、「日曜日及び土曜日を週休日とし月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振る（給与条例第 31 条）」というものですが、「公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員」については、以下のとおり、原則型とは別の割振りを認めています（地公法第 58 条第 4 項による読替えにより、条例における特別の定めとして、給与条例第 32 条第 1 項において勤務時間の割振りの特例を認めています。）。

- ① 4 週間につき 8 日の週休日を設ける場合
勤務日が引き続き 12 日を超えないこと及び 1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えないことを要件として割振りを定めなければなりません（給与条例第 32 条第 2 項本文、給与規則第 66 条第 1 項）。
- ② 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4 週間につき 8 日の週休日を設けることが困難な場合
人事委員会と協議して、週休日が毎 4 週間に 4 日以上となること、勤務日が引き続き 12 日を超えないこと及び 1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えないことを要件として割振りを定めなければなりません（給与条例第 32 条第 2 項ただし書、給与規則第 66 条第 2 項）。

労働基準監督機関への手続

様式 173 ページ

給与条例第 32 条第 2 項ただし書の規定により 4 週間につき 8 日の週休日を設けない勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ、「週休日及び勤務時間の割振りの定めの変更に係る協議書」を提出してください（給与条例第 32 条第 2 項ただし書）。

◇ 認定基準（給与規則第 66 条第 1～3 号）

- ① 週休日が毎 4 週間につき 4 日以上となること
- ② 勤務日が引き続き 12 日を超えないこと
- ③ 1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えないこと

(4) テレワークと事業場外労働等（労基法第 38 条の 2）

出張等、事業場外で労働する場合で、使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間の算定が

困難な場合に対応して、当該業務における労働時間の算定を適切に行うための制度であり、この場合には、所定労働時間を労働したものとみなされます（昭 63. 1. 1 基発 1 号）。

ただし、当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合には、当該業務の遂行に通常必要とされる時間（客観的に必要とされる時間）を労働したものとみなされます（労基法第 38 条の 2 第 1 項ただし書）。

なお、地方公務員については、事業場外労働に係る労基法第 38 条の 2 第 1 項の規定は適用されませんが、同条第 2 項及び第 3 項は適用されません（地公法第 58 条第 3 項）。

労働者がテレワーク（労働者が、情報通信技術を利用して行う事業場外勤務をいいます。）を行う場合も、労働基準法が適用されます。テレワークについては、自宅等で勤務が行われ、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混在せざるを得ない働き方であることから、次の場合には、労働時間を算定しがたい働き方として、労基法第 38 条の 2 に規定する事業場外労働のみなし労働時間制が適用することができるものとされています（「テレワークの適切な導入及び実施の推進ためのガイドラインの改訂について」R3. 3. 25 厚生労働省）。

- ① 当該情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと。
- ② 当該業務が、随時使用者の具体的な指示に基づいて行われていないこと。

ただし、例えば、労働契約において、午前中の 9 時から 12 時までを勤務時間とした上で、労働者が起居寝食等私生活を営む自宅内で仕事を専用とする個室を確保する等、勤務時間帯と日常生活時間帯が混在することのないような措置を講ずる旨の在宅勤務に関する取り決めがなされ、当該措置の下で随時使用者の具体的な指示に基づいて業務が行われる場合については、労働時間を算定し難いとはいえ、事業場外労働に関するのみなし労働時間制は適用されないものとされています（平 16. 3. 5 基発 0305001 号）。

その他、使用者は、労働契約を締結する者に在宅勤務を行わせることとする場合は、労働契約の締結に際し、就業の場所として、労働者の自宅を明示しなければなりません（労基則第 5 条第 2 項）。

(5) 労働時間等の規定の適用除外となる事業又は職務

ア 概要

次に掲げる事業又は職務に従事する労働者については、労働時間、休憩及び休日に関する規定が適用されません（労基法第 41 条）。

- ① 労基法別表第 1 第 6 号（林業を除く農林事業）又は第 7 号（畜産、養蚕、水産事業）の事業に従事する者
- ② 監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者
- ③ 監視又は断続的労働に従事する者で使用者が労働基準監督機関の許可を受けたもの

なお、給特法第 2 条第 2 項に規定する教育職員については、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、労働時間等について特別な取扱いがなされています。

イ 労基法別表第 1 第 6 号（林業を除く農林事業）又は第 7 号（畜産、養蚕、水産事業）の事業に従事する者

これらの事業は、その性質上天候等の自然条件に左右され、厳密な労働時間管理になじまないため、労働時間等の規定の除外対象とされています。

ただし、地公法第 3 条第 2 項に規定する府の一般職に属する職員（労務職員を除く。）について

は、これらの事業に従事する場合でも、給与条例及び給与規則に定める労働時間、休憩及び休日に関する規定が適用されます。

ウ 監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者

「監督若しくは管理の地位にある者」とは、一般的には、部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない、重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないような立場にある者について、実態的に判断すべきものです（昭 22. 9. 13 発基 17 号）。

「機密の事務を取り扱う者」とは、秘書その他職務が経営者又は監督若しくは管理の地位にある者の活動と一体不可分であって、厳格な労働時間管理になじまない者をいいます（昭 22. 9. 13 発基 17 号）。

エ 監視又は断続的労働に従事する者で使用者が労働基準監督機関の許可を受けたもの

監視又は断続的労働に従事する者は、本来の業務がこれに該当する者と、宿日直でこれに該当する者とに分けられます。

① 本来の業務としての監視又は断続的労働の許可（労基則第 34 条）

「監視に従事する者」とは、原則として、一定部署にあつて監視するのを本来の業務とし、常態として身体又は精神的緊張の少ない者であり、「断続的労働に従事する者」とは、作業自体が本来間欠的に行われるもので、手待時間が多く実作業時間が少ない者です（昭 22. 9. 13 発基 17 号）。

両者とも労働密度が疎かであるため、労働時間、休憩、休日の規定を適用しなくても、必ずしも労働者保護に欠けるところがないとして、労働基準監督機関の許可を条件としてこれらの規定の適用を除外したものです。

② 宿日直勤務許可（労基則第 23 条）

本来の業務とは別に行う宿日直勤務についても、断続的労働の一態様として、労働基準監督機関の許可を条件に、労働時間等の規定が除外されます（労基則第 23 条）。

本来の業務とは別に宿日直勤務とする者については労基則第 23 条が適用され、宿日直業務を本来の業務とする者については労基則第 34 条が適用されます（昭 34. 3. 9 33 基収 6763 号）。

労働基準監督機関の許可を受けた宿日直勤務については、労基法第 32 条（労働時間）だけでなく、第 34 条（休憩）及び第 35 条（休日）の規定も適用されません（昭 23. 1. 13 基発 33 号）。

労働基準監督機関への手続

様式 174, 175 ページ

監視又は断続的労働の許可を申請する場合は、あらかじめ「監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外申請書」を提出してください（労基則第 34 条）。

◇ 許可基準（昭 22. 9. 13 発基 17 号、昭 23. 4. 5 基発 535 号、昭 63. 3. 14 基発 150 号）

- ① 通常は業務閑散であるが、事故発生に備えて待機する者であること。
- ② 作業時間が拘束時間のうち半分以下で、かつ 8 時間以下であること。

断続的な宿直又は日直の許可を申請する場合は、あらかじめ「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」を提出してください（労基則第 23 条、第 34 条）。

◇ 許可基準（昭 22. 9. 13 発基 17 号）

① 勤務の態様

常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務のみを認めるものであり、定時的巡視、緊急の文書又は電話の收受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限ること。

原則として、通常の労働の継続は許可しないこと。したがって、始業又は終業時刻に密接した時間帯に、顧客からの電話の收受又は盗難・火災防止を行うものについては許可しないこと（始業又は終業時間に密着して行う短時間（概ね 4 時間程度未満）の監視又は断続的な労働は、日直の勤務としても許可すべき限りではない（昭 43. 4. 9 基収 797 号））。

② 宿日直回数

一定期間の宿日直回数が頻繁にわたるものは許可しないこと。

原則として、日直については月 1 回、宿直については週 1 回を限度とすべきであること。

③ 宿日直手当

原則として、1 回の宿直手当（深夜割増賃金を含む。）又は 1 回の日直手当の最低額は、当該事業場で宿直又は日直に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の 1 人 1 日平均額の 3 分の 1 を下らないものとされていること。

④ 睡眠設備

宿直については、相当の睡眠設備を有することを要すること。

オ 給特法第 2 条第 2 項に規定する教育職員

給特法第 2 条第 2 項に規定する教育職員の職務には、その自発性・創造性に基づく勤務が期待される面が大きく、長期の授業の休業期間があるなどの特殊性から、一般の公務員の勤務についてされるような時間的計測、管理には馴染まない側面があり、給特法の規定により、労働時間等について特別な取扱いがなされています。

(6) 適用除外となる労働時間等の規定

労基法第 4 章、第 6 章及び第 6 章の 2 で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用が除外されます（労基法第 41 条）。ただし、深夜業に関する規定については、深夜業は労基法第 41 条にいう労働時間に含まれるものではないと解されることから、適用除外されません。したがって、年少者の深夜業は労基法第 61 条により深夜業が認められる場合を除き禁止されています（労基法第 61 条）。

具体的には、次のとおりとなっています。

適用除外される規定	第 32 条（労働時間） 第 32 条の 2～32 条の 5（変形労働時間制） 第 33 条（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等） 第 34 条（休憩） 第 35 条（休日） 第 36 条（時間外及び休日の労働） 第 37 条（時間外、休日及び深夜の割増賃金（深夜の割増賃金に関する部分を除く。）） 第 40 条（労働時間及び休憩の特例） 第 60 条（年少者の労働時間及び休日）
適用除外されない規定	第 37 条（時間外、休日及び深夜の割増賃金（深夜の割増賃金に関する部分に限る。）） 第 39 条（年次有給休暇） 第 61 条（年少者の深夜業）

(7) 労働時間の適正な管理

労基法上、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有していることは明らかですが、労働時間の把握が不適切で過重な長時間労働といった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況も見られたところでした。

そこで、厚生労働省では、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平 29. 1. 20）を策定し、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにしています。

なお、健康管理の観点から、管理監督者も含め全ての労働者の労働時間の状況を客観的な方法その他適切な方法で把握するよう義務づけられています。（安衛法第 66 条の 8 の 3、安衛則第 52 条の 7 の 3）

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の概要

ア 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労基法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労基法第 41 条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

イ 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次の(ア)から(ウ)のような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

- (ア) 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
- (イ) 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）
- (ウ) 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

ウ 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

① 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

② 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

- ・ 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
- ・ タイムカード、I Cカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

③ 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記②の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

- ・ 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
- ・ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

- 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。
- 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。
- 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労基法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる 36 協定）により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

④ 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労基法第 108 条及び労基則第 54 条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、労基法第 120 条に基づき、30 万円以下の罰金に処されること。

⑤ 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労基法第 109 条に基づき、3 年間保存しなければならないこと。

⑥ 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

⑦ 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

4 休憩時間

(1) 休憩時間の意義

「休憩時間」とは、労働がある程度継続した場合に蓄積される労働者の心身の疲労を回復させるため、労働者が権利として労働時間の途中で労働から離れることを保障された時間をいいます（昭22.9.13 発基17号）。

(2) 休憩時間の長さ

使用者は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を与えなければなりません（労基法第34条第1項）。労働時間の延長により労働時間が8時間を超えるときは、少なくとも15分の休憩を追加して与えなければなりません（昭22.11.27 基発401号、昭26.10.23 基収5058号）。また、公務のため臨時の必要があり労働時間を延長する場合や休日に労働させる場合（労基法第33条第3項）でも、休憩時間は与えなければなりません。

(3) 休憩時間の3原則

休憩時間の趣旨に沿った効果的な運用を確保するため、次の3原則が定められています。

ア 途中付与の原則（労基法第34条第1項）

休憩時間は、疲労回復を目的とするため、労働時間の途中で与えなければならず、始業直後又は終業直前に与えることはできません。

イ 一斉付与の原則（労基法第34条第2項）

休憩時間は、休憩時間の効果を上げるため、同一の事業場（作業場ではありません）に働く労働者全員を対象に、一斉に与えなければなりません。ただし、業種・業態により一斉に休憩を与えることが困難な場合として、次の場合は、本項の規定は適用されません。

① 次のいずれかの事業に該当する場合（労基法第40条第1項、労基則第31条）

- ・ 運送の事業（労基法別表第1第4号）
- ・ 物品の販売・配給等の事業（同表第8号）
- ・ 金融・保険等の事業（同表第9号）
- ・ 映画・演劇等の興行の事業（同表第10号）
- ・ 郵便・電気通信の事業（同表第11号）
- ・ 保健衛生の事業（同表第13号）
- ・ 接客業・娯楽場の事業（同表第14号）
- ・ 一般官公署の事業（同表に掲げる事業以外の事業）

② 労使協定を締結した場合（労基法第34条第2項ただし書）

ただし、地方公務員については、地公法第58条の4の規定により労基法第34条第2項ただし書が読み替えられ、条例に特別の定めがある場合が除外要件とされています（地公法第58条第4項）。

ウ 自由利用の原則

休憩時間は、労働者が権利として労働から離れることを保障された時間であるため、自由に利用させなければなりません（労基法第 34 条第 3 項）。

ただし、次の者については、本項の規定は適用されません（労基法第 40 条）。

- ① 次のいずれかに該当する労働者（労基法第 33 条第 1 項第 1 号、同項第 3 号）
 - ・ 警察官、消防吏員、常勤の消防団員及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者
 - ・ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者(同条第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。)として保育を行う者(同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除く。)
- ② 次のいずれかに該当する労働者で、使用者があらかじめ労働基準監督機関の許可を受けたもの（労基法第 33 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項）
 - ・ 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者

◇ 京都府における休憩時間

職員の休憩時間については、「任命権者は、1 日の勤務時間が、6 時間を超える場合には少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されています（給与条例第 34 条第 1 項）。

また、地方公務員の一斉休憩の除外要件が条例に委ねられていることから、条例で「前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、公務の運営上の事情により一斉に与えることが困難である公署で人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。」と規定しています（給与条例第 34 条第 2 項）。これを受けて、人事委員会規則で次のとおり一斉休憩の除外公署を定めています（給与規則第 66 条の 3）。

- ① 労基法別表第 1 第 4 号、第 8 号から第 11 号まで、第 13 号及び第 14 号に掲げる事業並びに官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）を行う公署
- ② ①のほか、休憩時間の自由利用を妨げないとして人事委員会に届出をした公署

労働基準監督機関への手続

様式 176 ページ

給与規則第 66 条の 3 第 2 号の規定により休憩時間の一斉付与の除外に係る届出を行う場合は、あらかじめ、「一斉休憩の除外に関する届出について」を提出してください。

(4) 労基法別表第1号区分による休憩時間

労基法別表第1の区分別（京都府の事業場が該当するもののみ。第1章第2表（P5）を参照）に休憩時間の三原則に係る規定を整理すると、以下のとおりとなります。

号別	事業	付与時間	一斉休憩	自由利用
1号	製造・修理の事業	労働時間が6時間超の場合45分、8時間超の場合1時間を労働時間の途中に与える（労基法第34条、給与条例第34条）	一斉付与できない場合、一斉付与除外届の届出が必要（給与規則第66条の3第2号）	必要（労基法第34条第3項）
3号	土木・建設の事業			
6号	栽培・農林の事業	給与条例第34条等の適用		
10号	興業の事業	労働時間が6時間超の場合45分、8時間超の場合1時間を労働時間の途中に与える（労基法第34条、給与条例第34条）	一斉付与適用除外（労基法第40条第1項、労基則第31条）	必要（労基法第34条第3項）
12号	教育・研究の事業		一斉付与できない場合、一斉付与除外届の届出が必要（給与規則第66の3第2号）	
13号	保健衛生の事業		一斉付与適用除外（労基法第40条第1項、労基則第31条）	
1～15号以外の官公署の事業				警察官は不要（労基法第40条、労基則第33条）

5 休日

労基法上の休日

ア 休日の意義

労基法上の休日とは、労働契約において労働義務がないとされている日であり、使用者は、法令により特に認められる場合のほか、就業を要求し得ないこととなります。

イ 週休制

① 週休制の原則

使用者は、労働者に対し、**毎週少なくとも1回の休日を与えなければなりません**（労基法第35条第1項）。労基法の休日に関する最低基準は1週に1休日であり、週休2日制は規定していません（週法定労働時間を40時間に規制することで週休2日制が普及するものと考えられています。）。

※ 「1週間」とは、就業規則等で別段の定めがない場合は、日曜日から土曜日までの暦週をいうものとされています（昭63.1.1基発1号）。

※ 「1回の休日」とは、単に連続24時間の休業ではなく、暦日の1日をいい、午前零時から午後12時までの休業をいいます（昭23.4.5基発535号）。

② 変形週休制

4週間を通じ4日以上の日を与える場合には、週休制による休日を与える必要はありません（労基法第35条第2項）。ただし、週休制が原則であり、この変形週休制は例外であることを強調し徹底すべきものとされています（昭22.9.13発基17号）。

なお、変形週休制を採用する場合は、できる限り、就業規則その他これに準ずるものにより定めをすることが必要です（昭22.9.13発基17号）。

ウ 休日の振替

休日の振替とは、あらかじめ休日と定められた日を労働日とし、その代わりに他の労働日を休日とすることです。

休日の振替については、労基法上、規定が置かれていませんが、就業規則等において休日の振替を必要とする場合休日を振り替えることができる旨の規定を設け、これによって休日を振り替える前にあらかじめ振り替えるべき日を特定して振り替えた場合は、当該休日は労働日となり、休日に労働させることにはならないとされています（昭63.3.14基発150号）。

エ 休日労働の認められる場合

次の場合には、休日であっても労働を命じることができます。

① 非常災害時の場合（労基法第33条第1項）

② 一般官公署（労基法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署）の職員が公務のため臨時の必要がある場合（労基法第33条第3項）

※ 教育職員についても、超勤4項目に該当する公務のため臨時の必要がある場合には休日労働が認められています（給特法第6条第1項、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平15.12.3政令第484号の二））。

③ 36協定で定めている場合（労基法第36条）

◇ 京都府における職員の休日（週休日）

(1) 週休日

労基法上の休日は、給与条例においては「週休日（正規の勤務時間を割り振らない日）」と定義されています（給与条例第2条第3号）。

職員の週休日は、原則として日曜日及び土曜日とされています（給与条例第31条第1項）。

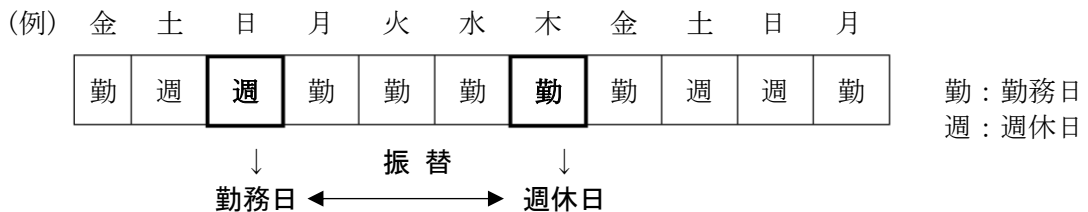
ただし、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、4週間につき8日の週休日を設ける場合には、別途、任命権者が週休日の割振りを定めることができるとされています（給与条例第32条、給与規則第66条第1項）。

また、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間につき8日の週休日を設けることが困難な職員については、任命権者が人事委員会と協議して、別途、週休日の割振りを定めることができるとされています（給与条例第32条第2項ただし書、給与規則第66条第2項。手続については、P16を参照）。

(2) 週休日の振替等（週休日の振替及び4時間勤務の割振り変更）

① 週休日の振替

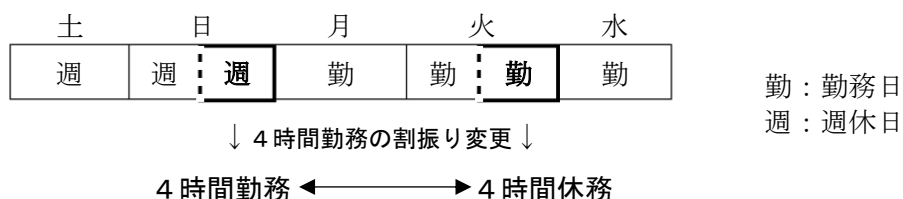
任命権者は、職員に、本来の週休日において特に勤務を命じる必要がある場合は、一定期間内にある勤務日を週休日に変更し、その日の勤務時間を当該勤務が必要な日（本来の週休日）に割り振ること（振替）ができます（給与条例第33条前段）。



② 4時間勤務の割振り変更

任命権者は、職員に、本来の週休日において特に4時間の勤務を命じる必要がある場合は、一定期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を勤務日に割り振ることをやめて、当該4時間の勤務時間を当該勤務が必要な日（本来の週休日）に割り振ること（4時間勤務の割振り変更）ができます（給与条例第33条後段）。

1の週休日について、週休日の振替及び4時間勤務の割振り変更の双方を行うことができる場合には、週休日の日数確保の観点から、できる限り、週休日の振替を行うものとされています（国家公務員につき、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」人事院規則15-14の第四の1）。



(3) 週休日の振替等についての注意事項

週休日の振替等については以下に注意する必要があります。

勤務を命じる本来の週休日を起算日として、4週間前から8週間後（教育職員にあっては、「8週間後」は「16週間後」となる。）までの間に、毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等が引き続き24日を超えないようにしなければならないこと（給与規則第66条の2第1項）。

ただし、同一週以外に振り替える場合等で、本来の週休日に勤務した勤務時間の属する週の勤務時間が38時間45分を超える場合は、超過した正規の勤務時間の全時間（振替後の勤務日に係る勤務時間）については、時間外勤務手当を支給しなければならないこと（給与条例第15条第7項、第8項、給与規則第54条第2項、第3項）。

《参考》

○祝日法に基づく休日・年末年始の休日について

労基法上の休日と異なり、正規の勤務時間が割り振られている日であるにもかかわらず、特に勤務することを命じられる者を除き、勤務することを要しない日とされています。

○代休指定について

任命権者は、職員に祝日法に基づく休日・年末年始の休日の勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、当該休日に代わる日（代休日）を指定することができます。この場合、代休の単位は1日です。

これに対し、週休日の振替は、週休日において特に勤務を命じる場合に行うもので、概念が違うことに留意する必要があります。

6 時間外労働・休日労働

時間外労働・休日労働を労働者にさせることができる場合として、以下の(1)、(2)及び(3)の三つの場合が挙げられます。なお、いずれの場合においても、時間外労働・休日労働をさせる場合には、前提として時間外勤務命令が必要となります。

(1) 非常災害等による労働時間の延長（労基法第 33 条第 1 項）

災害その他避けることができない事由によって臨時の必要がある場合には、使用者は、労働基準監督機関の許可を受けて（事態急迫のため許可を受ける暇がない場合は、事後に遅滞なく届け出て）、その必要な限度で労働時間を延長し、又は休日に労働させることができます。

「災害その他避けることができない事由」については、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることができない場合をいい、概ね次の基準によって取り扱うこととされています（昭 22. 9. 13 発基 17 号）。

- ① 単なる業務の繁忙その他これに準じる経営上の必要は認めないこと。
- ② 急病、ボイラーの破裂その他人命又は公益を保護するための必要は認めること。
- ③ 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械の故障の修理は認めるが、通常予見されるような部分的な修理、定期的な手入れは認めないこと。
- ④ 電圧低下により保安等の必要がある場合は認めること。

(2) 一般官公署における時間外労働（労基法第 33 条第 3 項）

ア 公務のため臨時の必要がある場合の時間外労働

労基法別表第 1 に掲げる事業以外の事業を行う官公署の地方公務員については、公務のために臨時の必要がある場合には、労働時間を延長し又は休日に労働させることができます。

したがって、公務のために臨時の必要があれば、労基法第 33 条第 1 項にいう「災害その他避けることのできない事由」がなくても、また、同法第 36 条の規定による協定（36 協定）がなくても、時間外労働又は休日労働を命じることができます（昭 23. 7. 5 基収 1685 号）。

公務のため臨時の必要があるか否かの認定については、一応使用者たる当該行政庁に委ねられており、広く公務のための臨時の必要を含むものとされています（昭 23. 9. 20 基収 3352 号）。また、「公務」とは、地方公共団体のすべての事務（地方公務員の場合）をいうものと解されています。

◇ 京都府における時間外勤務を命じる時間及び月数の上限（給与規則第 67 条の 3 の 2）

職員（36 協定適用職員を除く。）に時間外勤務を命じる時間及び上限設定については、他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）の比率が高い部署として任命権者が指定するものに勤務するかどうかで判断します。なお、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要すると任命権者が認めるもの）に従事する場合にあっては、上限となる月数及び時間を超えて時間外勤務を命じることができます。

【上限時間】

- ① 原則

- 1 箇月において 45 時間、1 年において 360 時間
- ② 他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員
 - 1 箇月において 100 時間未満、1 年において 720 時間
 - 2～6 箇月の 1 箇月あたりの平均時間について 80 時間
 - 1 箇月において 45 時間を超えて時間外勤務を命じる月数について 6 箇月
- ③ 特例業務に従事する職員
 - ①②の上限を超えて時間外勤務を命じることができる

【要因の整理分析等】

上限を超えて時間外勤務を命じた場合は、その要因の整理、分析及び検証が必要

イ 教育職員の場合

教育職員については、給特法第 5 条で地公法第 58 条第 3 項を読み替えており、「この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。」との文言を追加の上、労基法第 33 条第 3 項の規定が適用されることとなっています。ただし、教育職員に時間外勤務（休日勤務についても同様）を命じることができるのは、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限られています（給特法第 6 条第 1 項、給与条例第 37 条第 3 項）。

◇ 京都府における教育職員の時間外勤務・休日勤務

教育職員に時間外勤務を命じることができるのは、次に掲げる業務に従事させる場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限られます（給与条例第 37 条第 3 項、給特法第 6 条第 1 項、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成 15 年政令第 484 号）の二）。

- ① 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ② 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- ④ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

ウ 時間外勤務手当

時間外勤務については、次のとおり時間外勤務手当が支給されます（労基法第 37 条第 1 項、労働基準法第 37 条第 1 項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令（平成 6 年政令第 5 号）、給与条例第 15 条第 2 項、給与規則第 54 条第 1 項）。

日による区分	支給割合（午後 10 時から午前 5 時までの時間外勤務に対する支給割合）
① 勤務日等（③を除く。）	100/125 (100/150)
② 週休日	100/135 (100/160)
③ 正規の勤務時間中の勤務に対し、休日勤務手当が支給される日	

給与条例第 33 条の規定により週休日の振替等がなされたことにより、当該週に 38 時間 45 分を超えて勤務をした場合は、超過した正規の勤務時間の全時間について時間外勤務手当（25/100）が支給されます（給与条例第 15 条第 4 項、第 5 項、給与規則第 54 条第 4 項、第 3 項）。

(3) 36 協定による労働時間の延長（労基法第 36 条）

ア 意義

使用者が事業場の労働者の過半数で組織する労働組合（このような労働組合がない場合には、労働者の過半数の代表者）との書面による協定（36 協定）を締結し、労働基準監督機関に届け出た場合には、当該協定で定められた限度で、労基法に定める労働時間を延長し、又は休日に労働させることができます。

イ 協定内容

- ①労働時間を延長し、又は休日に労働させることができることとされる労働者の範囲
- ②対象期間
- ③労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合
- ④対象期間における 1 日、1 箇月及び 1 年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間（※）又は労働させることができる休日の日数
※限度時間は月 45 時間、年 360 時間
- ⑤労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするために必要な事項として労基則第 17 条で定める事項
 - ・ 36 協定の有効期間の定め
 - ・ ④の 1 年の起算日

ウ 特別条項

通常予見することのできない業務が発生した場合、臨時的にイ④の限度時間を超えて労働させることができます。その場合、以下の事項を定めなければなりません。

- ①特別条項の限度時間
特別条項を定める場合の限度時間は、月 100 時間、年 720 時間未満であり、月 45 時間を超えて労働させることができる月数（1 年につき 6 箇月以内に限り）を定めなければなりません。
- ②限度時間を超えて労働させることができる場合
限度時間を超えて労働させることができるのは、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等、臨時的な特別の事情がある場合に限り、その内容はできる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など、恒常的な長時間勤務を招くおそれのあるものは認められません。
- ③健康及び福祉を確保するための措置
- ④手続
限度時間を超えて労働させる場合、協議、通告等、労使が合意した手続を経ることが必要です。なお、この手続は、特別の事情を生じた一定期間ごとに行わなければなりません。

エ 留意事項

- ① 協定を要するのは、労基法第 32 条から第 32 条の 5 まで又は第 40 条に定める労働時間を超える場合であるので、たとえ就業規則その他で定められた労働時間を超えて労働時間を延長しても、労基法第 32 条に規定されている労働時間（1 日 8 時間、1 週 40 時間（労基法第 40 条による特例が定められている事業にあっては、その労働時間））の範囲内であれば、36 協定を

締結する必要はありません（昭 23. 4. 28 基収 1497 号）。

- ② 36 協定について定期的に見直しを行う必要があると考えられることから、有効期間は 1 年間とすることが望ましいとされています（平 11. 3. 31 基発 169 号）。
- ③ 36 協定の当事者については、次のように解されています。
 - ・ 36 協定の一方の当事者である「労働組合」の代わりに、地公法上の「職員団体」でもよいとされていること（昭 26. 2. 7 基発 92 号）。
 - ・ 協定当事者を誰にするかは、当局、職員団体のそれぞれの内部で決定されるべき問題であること。
- ④ 労基法別表第 1 に掲げる事業以外の事業を行う官公署については労基法第 33 条第 3 項（上記(2)参照）により 36 協定の締結及び届出をしなくても労働時間を延長し、又は休日に勤務させることができます。なお、労基法第 33 条第 3 項の規定は、公立の義務教育諸学校等（12 号事業場）の教育職員にも、給特法第 5 条による読替えにより適用されますが、給特法第 6 条の適用を受けない事務職員等の時間外勤務及び休日勤務について 36 協定を締結する場合においても、当該事業場の労働者の人数に含まれることに注意する必要があります。
- ⑤ 36 協定は、当事者間で締結し、一定の様式により労働基準監督機関に届け出ることによって効力を発します。この届出は、各事業場ごとに行わなければなりません。また、協定を更新する場合は、更新する旨の協定を労働基準監督機関に届け出ることによって、上記の届出に代えることができます（労基則第 16 条第 3 項）。
- ⑥ 時間外労働と休日労働の合計は、月 100 時間未満、2～6 箇月平均 80 時間以内としなければなりません。なお、このことについて労使で合意の上、協定で定める必要があります。（労基法第 36 条第 6 項第 3 号）
- ⑦ 坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務については、時間外労働は 1 日につき 2 時間を超えてはなりません。（労基法第 36 条第 6 項第 2 号）

労働基準監督機関への手続

様式 177 ページ

36 協定を締結した場合は、「時間外労働休日労働に関する協定届」（更新の場合は、更新する旨の協定届）を提出してください
（労基法第 36 条第 1 項、労基則第 16 条第 1 項）。

7 休暇

年次有給休暇

年次有給休暇は、健康の保持増進の面から、各職場の実状に応じ、計画的かつ着実に取得するのが望ましく、また取得しやすい職場環境を整備すべきであると考えられます。

ア 年次有給休暇の意義

「年次有給休暇」(労基法第 39 条)は、休日のほかに毎年一定日数の休暇を与えることにより、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るため、また、今日、ゆとりある生活の実現にも資するという位置づけから設けられたものです。

休暇日の賃金については、平均賃金、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金等が支払われます(労基法第 39 条第 6 項)。

イ 年次有給休暇の付与

① 年次有給休暇権の法的性格

次の③の要件が充足されたときは、当該労働者は、法律上当然に所定日数の年次有給休暇の権利を取得し、使用者はこれを与える義務を負うものであり、年次有給休暇の権利は労働者の「請求」をまって初めて生じるものではありません。労基法第 39 条第 4 項にいう「労働者の請求」の趣旨は時季の指定であり、休暇の時季指定の効果は、使用者の適法な時季変更権の行使を解除条件として発生するものであり、労働者による「休暇の請求」やこれに対する使用者の「承認」の観念を容れる余地はありません(最高裁判所昭和 41 年 3 月 2 日判決)。

② 付与日数

使用者は、雇入れの日から起算して 6 箇月間継続勤務し全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対しては、継続し、又は分割した 10 労働日の有給休暇を与えなければなりません(労基法第 39 条第 1 項)。

また、1 年 6 箇月以上継続勤務した労働者に対しては、勤続期間に応じて別に定める日数を 10 日に加算した日数の有給休暇を与えなければなりません(労基法第 39 条第 2 項)。

③ 発生要件

労基法上、年次有給休暇の発生要件は「雇入れの日から起算して 6 箇月間継続勤務」とその 6 箇月間の「全労働日の 8 割以上出勤」の 2 つです(労基法第 39 条第 1 項)。

(ア) 「6 箇月間継続勤務」

労基法上、「6 箇月間」とは、当該労働者の雇入れ日を起算日(基準日)とする 6 箇月間です。しかし、使用者が全労働者の年休の斉一的算定のために特定の締切日を設けることも、その締切日までに勤務継続 6 箇月未満の者に対して 6 箇月に足りない期間を出勤したものとみなす取扱いをする限り適法とされています(平 6. 1. 4 基発第 1 号)。

「継続勤務」とは、労働契約の存続すなわち事業場における在籍期間をいい、継続勤務か否かについては勤務の実態に即し実質的に判断すべきものであるとされています(昭 63. 3. 14 基発第 150 号)。

(イ) 「全労働日の 8 割以上出勤」

「全労働日」とは、年間総日数のうち労働義務が課せられている日をいい、具体的には、6

箇月間の総暦日数から所定の休日を除いた日数がこれに該当します。したがって、休日労働をしても、その休日は全労働日には含まれません（昭 33. 2. 13 基発第 90 号、昭 63. 3. 14 基発第 150 号）。

「8割以上出勤」の算定に当たっては、労基法は、①業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業した期間、②育児・介護休業法第 2 条第 1 項に規定する育児休業をした期間及び③産前産後のため休業した期間についてこれを出勤したものとみなし（労基法第 39 条第 7 項）、また、年次有給休暇についても出勤したものとして取り扱うこととしています（昭 22. 9. 13 発基 17 号）。

◇ 京都府における職員の年次休暇の付与（給与条例第 41 条）

職員の年次休暇については、労基法の規定に違背しないものとして、労基法の年次有給休暇に相当するものとして年次休暇が規定されており、1 の年（1 暦年をいう。）について 20 日とされています（給与条例第 41 条第 1 項第 1 号、委員会通知第 69 条関係第 1 項）。この場合「6 箇月間継続勤務」「全労働日の 8 割以上の出勤」の要件は必要としません。

育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、その者の勤務時間を考慮し、20 日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数が付与されま（給与規則第 69 条第 1 項）。

ウ 年次有給休暇の付与时季

使用者は、年次有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければなりません。請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができます（労基法第 39 条第 4 項）。この使用者の権限を、時季変更権といいます。

時季変更権を使用者に認めた趣旨は、労働者の年次有給休暇権の行使と円滑な事業の運営との間の調整を図ることにあるとされています。

事業の正常な運営を妨げる場合とは、個別的、具体的に客観的に判断されるべきものであるとともに、事由消滅後はできる限り速やかに休暇を与えなければなりません（昭 23. 7. 27 基収 2622 号）

◇ 京都府における年次休暇の付与时季

職員の年次休暇の付与时季については、労基法第 39 条第 4 項と同趣旨の内容が給与条例に定められています。すなわち、任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならないとした上、職員の請求した時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができるものとされています（給与条例第 41 条第 3 項）。

エ 年次有給休暇の時効と繰越し

当該年内に使用せずに残った年次有給休暇は、労基法第 115 条の規定により 2 年の消滅時効にかかるものとされているので、次年に限って繰り越され存続します（昭 22. 12. 15 基発 501 号）。

◇ 京都府における年次休暇の繰越し

年末において、その年に使用できる年次休暇の残日数がある場合、その年の前年から繰り越

されたものを除き、20日を限度として、その年の翌年に繰り越すことができることとされています（給与条例第41条第2項、給与規則第69条の2第1項）。したがって、この場合、前年の「全労働日の8割以上出勤」の要件を充たす必要はありません。

オ 不利益取扱いの禁止

使用者は、年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければなりません（労基法附則第136条）。

◇ 年次休暇以外の休暇について（京都府の場合）

(1) 病気休暇

ア 病気休暇は、労基法の規定に基づく休暇ではありませんが、給与条例第42条の規定により、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合に認められています。

イ 病気休暇の期間は、90日の範囲内で必要と認められる期間となりますが、人事委員会が別に定める疾病の場合は、90日の範囲内で延長できるとされています。

なお、病気休暇の承認を受けた職員が職務に復帰した後6月以内に同一の疾病により病気休暇の承認を受けようとする場合は、復帰の前に承認を受けた病気休暇の期間と復帰の後に承認を受けようとする期間を通算するものとされています（給与規則第69条の4）。

(2) 特別休暇

特別休暇は、労基法の規定に基づく休暇ではありませんが、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇のことをいいます（給与規則第43条、給与規則第69条の5）。

なお、給与規則（別表第16）では、以下の表のとおり、特別休暇の基準及びその期間を定めていますが、具体的な適用に当たっては、委員会通知及び任命権者の定める取扱通知（「職員の服務に関する取扱い等について」等）に留意することが必要です。

基 準	期 間
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
2 地震、水害、火災その他の災害によりり災し、勤務が不可能となった場合	7日以内でその都度必要と認められる期間
3 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認められる期間

4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認められる期間										
5 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応じる場合	その都度必要と認められる期間										
6 選挙権その他公民としての権利を行使し義務を履行する場合	その都度必要と認められる期間										
7 職員の結婚の場合	5日以内でその都度必要と認められる期間										
8 職員が不妊治療を受ける場合	1年について6日以内でその都度必要と認められる期間(体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療を受ける場合にあつては、10日)以内でその都度必要と認められる期間										
9 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が医師等の保健指導又は健康診査を受ける場合	<p>1日を超えない範囲内で必要と認められる期間。ただし、その回数は、別表第18の「妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導等の回数表」に定めるとおりとする。</p> <p>別表第18 回数表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠 24 週まで</td> <td>4 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>妊娠 25 週から 36 週まで</td> <td>2 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>妊娠 37 週から 出産まで</td> <td>1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>出産後 1 年まで</td> <td>その間に 1 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についても、その指示された回数とする。</p>	期 間	回 数	妊娠 24 週まで	4 週間に 1 回	妊娠 25 週から 36 週まで	2 週間に 1 回	妊娠 37 週から 出産まで	1 週間に 1 回	出産後 1 年まで	その間に 1 回
期 間	回 数										
妊娠 24 週まで	4 週間に 1 回										
妊娠 25 週から 36 週まで	2 週間に 1 回										
妊娠 37 週から 出産まで	1 週間に 1 回										
出産後 1 年まで	その間に 1 回										
10 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該職員の心身の状態から母体又は胎児の健康保持に必要があると認められる場合	正規の勤務時間につき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる期間										
11 妊娠中の女性職員が妊娠に起因すると認められる障害のため勤務することが著しく困難である場合	3週間以内で必要と認められる期間										
12 職員の出産の場合	出産予定日8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から産後8週間を経過するまでの期間										
13 生理日に勤務することが著しく困難で	1回について2日以内で必要とする期間										

ある場合	
14 職員が生後満1年6月に達しない子（条例第37条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を育児する場合	職員とその配偶者の利用する時間を合計して1日90分（配偶者のない職員等その他人事委員会が別に定める職員（以下この項において「配偶者のない職員等」という。）にあつては、120分）以内とし、原則として1日2回各45分（配偶者のない職員等にあつては、60分）。ただし、通勤時間等の関係によりやむを得ないと認められる場合は、1回30分を下らず合計して1日90分（配偶者のない職員等にあつては、120分）を超えない範囲内の期間
15 配偶者の出産の場合	3日以内でその都度必要と認められる期間
16 配偶者が出産する場合で、出産予定日8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から産後1年を経過するまでの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の養育を行うとき	当該期間内において5日以内でその都度必要と認められる期間
17 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。）を養育する職員が次に掲げる行為を行う場合 (1) 当該子の看護 (2) 当該子が受ける予防接種又は健康診断への付添い (3) 当該子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席	1年について次に掲げる日数（配偶者のない職員その他人事委員会が別に定める職員にあつては、当該日数に1を加えた日数）以内でその都度必要と認められる期間 (1) 当該子を1人養育する職員にあつては、7日（当該子が3歳に満たない子である職員にあつては、8日） (2) 当該子を2人養育する職員にあつては、10日（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあつては、11日） (3) 当該子を3人以上養育する職員にあつては、10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあつては、当該日数に1を加えた日数）
18 要介護者の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年について5日（2人以上の要介護者の世話を行う職員にあつては、10日）以内でその都度必要と認められる期間
19 明治6年太政官達第318号による父母の祭日の場合	1日以内でその都度必要と認められる期間
20 職員の親族（別表第17の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員	別表第17の親族欄に掲げる親族の区分に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のた

が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

め遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数) の範囲内の期間

別表第 17

親 族	日 数
配偶者	7 日
父母	7 日
子	5 日
祖父母	3 日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1 日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

21 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合

1年について6月から9月の間の5日以内でその都度必要と認められる期間

22 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業に係る骨髄バンクへの登録又は骨髄提供に関する一連の手續若しくは処置に応じる場合

その都度必要と認められる期間

<p>23 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次の各号に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講じることが目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動</p> <p>(3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(4) 国、地方公共団体又は公共的団体等で人事委員会が定めるものが主催等をする活動で、次に掲げるもの</p> <p>ア 環境の保全を図る活動</p> <p>イ 国際交流を図る活動</p> <p>ウ 青少年の健全育成を図る活動</p> <p>エ 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</p> <p>オ アからエまでに掲げる活動のほか、社会に貢献する活動で人事委員会が定めるもの</p>	<p>1年について6日以内でその都度必要と認められる期間</p>
<p>24 前各項のほか、人事委員会が定める場合</p>	<p>人事委員会の定める期間</p>

第3章 労働安全衛生法と 職場の安全衛生

労働安全衛生法と職場の安全衛生に係る手続ナビ

【すべての事業場で行う必要のある手続】

1	健康診断の実施と報告手続	44 ページ
2	事故報告に関する手続	53 ページ
3	労働者死傷病報告に関する手続	53 ページ

【常時 50 人以上の職員を使用する事業場で行う必要のある手続】

4	総括安全衛生管理者の選任と報告手続	61 ページ
5	安全管理者の選任と報告手続	62 ページ
6	衛生管理者の選任と報告手続	63 ページ
7	産業医の選任と報告手続	65 ページ
8	安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の設置	67～69 ページ

【常時 10 人以上 50 人未満の職員を使用する事業場で行う必要のある手続】

9	安全衛生推進者又は衛生推進者の選任	70 ページ
---	-------------------	--------

【危険・有害な業務を行う事業場で行う必要のある手続】

10	特殊健康診断の実施と報告手続	71 ページ
11	作業主任者の選任	71 ページ
12	危険・有害業務に就く職員に対する特別教育	71 ページ
13	有資格者による就業（就業制限と必要な資格）	72 ページ
14	作業環境測定の実施等	72 ページ
15	化学物質管理者の選任	75 ページ
16	保護具着用管理責任者の選任	75 ページ

第3章 労働安全衛生法と職場の安全衛生

1 総論

職員の健康管理は、職員が高い志気を持って公務を効率的かつ的確に提供するため、極めて重要な課題です。

安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とし（安衛法第1条）、この目的を達成するために、安衛法では、安全衛生に関する労働基準監督機関への諸手続等を定めています。

本章では、これらの諸手続を中心に、すべての事業場で行う必要のある手続、常時使用する職員が50人以上の事業場で行う必要のある手続及び同職員が50人未満の事業場で行う必要のある手続に分けて説明しています。なお、京都府人事委員会では、「常時使用する職員」を週27時間以上勤務する職員としています。

(1) 労働安全衛生法上の用語の定義

① 労働災害

「労働災害」とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいいます（安衛法第2条第1号）。

② 労働者

「労働者」とは、労基法第9条に規定する労働者と同一で、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいいます（安衛法第2条第2項、労基法第9条）。地方公共団体であれば、職員一人一人が労働者に当たります。

③ 事業者

「事業者」とは、事業を行う者で、労働者を使用する者をいいます（安衛法第2条第3号）。法人であれば当該法人（法人の代表者ではない。）、個人企業であれば事業経営者を指しており、地方公共団体であれば、法人としての地方公共団体そのものが事業者にあたります。

これは、労基法上の義務主体である「使用者」とは異なり、事業経営の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものですが（安衛法第2条第3号）、安衛法が規定する義務を直接履行すべき第一次的責任者が、各任命権者、所属長等であることはいままでもありません。

(2) 事業者等の責務

① 事業者の責務

事業者は、単に安衛法が定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければなりません。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければなりません（安衛法第3条第1項）。

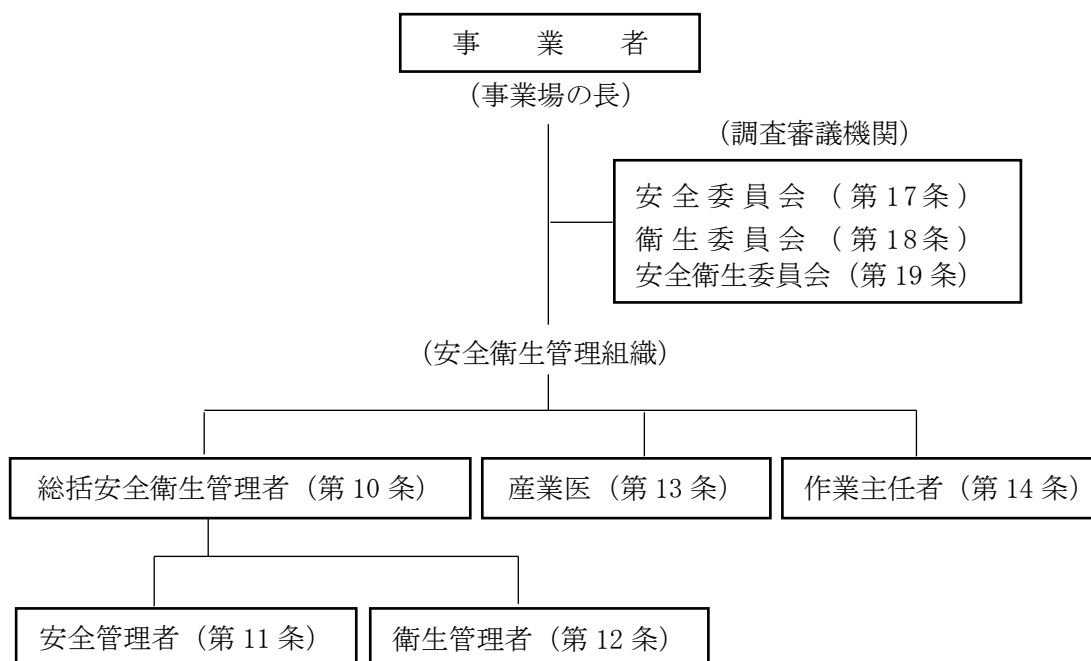
② 労働者の責務

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければなりません（安衛法第4条）。

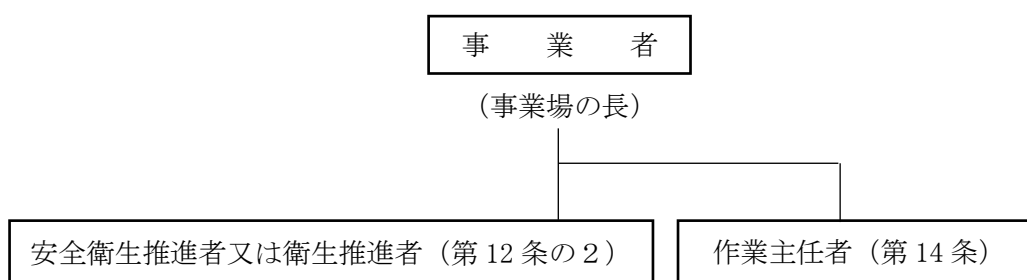
2 安全衛生管理体制

事業場における労働災害を未然に防止するためには、なによりも事業者が自主的に安全衛生活動に取り組むことが必要であり、そのためには事業場の実情に応じた安全衛生管理体制をそれぞれの事業場ごとに確立することが重要です。

(1) 常時 50 人以上の職員を使用する事業場



(2) 常時 10 人以上 50 人未満の職員を使用する事業場



注1 規模の判断に当たっての「常時使用する労働者の数」とは、「日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数」のことです(昭47.9.18基発602号)。

京都府人事委員会においては、週27時間以上勤務する職員を指します。

注2 ()内は安衛法の根拠条文。

3 すべての事業場で行う必要のある手続

(1) 健康診断

ア 健康診断の実施

事業者は、職場における労働者の健康を保持増進するために、予期しない健康異常をできるだけ早く発見し、病根を除去する必要があります。

このような趣旨から、事業者は常時使用する労働者を雇い入れるとき及び定期的に、医師による健康診断（一般健康診断（第4表参照））を行わなければなりません（安衛法第66条第1項、安衛則第43条～第45条、第47条）。

また、事業者は、一定の有害な業務に労働者を従事させる場合には、医師による特別の項目についての健康診断（特殊健康診断）を行わなければなりません（安衛法第66条第2項、第3項、安衛令第22条）。

（有機溶剤業務の場合→P138、鉛業務の場合→P145、特定化学物質取扱業務の場合→P151、電離放射線業務の場合→P158、潜水業務の場合→P164）

事業者は、健康診断を通じて、職員の健康管理に努めてください。

なお、一般健康診断等の結果について、労働基準監督機関への報告が必要となる事業場があります。

労働基準監督機関への手続

様式 183 ページ

すべての事業場において健康診断の実施が必要となりますが、常時 50 人以上の職員を使用する事業場が一般定期健康診断を実施した場合は、遅滞なく「定期健康診断結果報告」を提出してください（安衛則第52条）。

イ 健康診断の受診義務

労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

ただし、これを希望しない場合には、他の医師又は歯科医師の行うこれに相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出すれば、これに代えることができます（安衛法第66条第5項、安衛則第50条）。

また、定期健康診断を実施すべき時期に、労働者が、育児休業、療養等により休業中の場合には、一般健康診断及び特殊健康診断を実施しなくてもさしつかえありません。ただし、休業終了後、速やかに当該労働者に対し、実施しなければなりません（平4. 3. 13基発第115号）。

第4表 一般健康診断一覧表

区分	対象者	実施時期	診断項目	結果報告	
一般健康診断	雇入時の健康診断	新たに採用される常時使用する労働者 (安衛則第43条)	雇い入れるとき	①既往歴及び業務歴の調査②自覚症状及び他覚症状の有無の検査③身長、体重、胸囲、視力及び聴力の検査(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力)④胸部エックス線検査⑤血圧の測定⑥貧血検査⑦肝機能検査⑧血中脂質検査⑨血糖検査⑩尿検査⑪心電図検査	不要
	定期健康診断	常時使用する労働者(特定業務従事者を除く。) (安衛則第44条)	1年以内ごとに1回	上項の①～③、④(喀痰検査を加える)及び⑤～⑪に掲げる項目 ※③、④(喀痰検査を加える)、⑥～⑨及び⑪は、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略可	遅滞なく提出(50人未満の事業場については不要)
	特定業務従事者の健康診断	安衛則第13条第1項3号に掲げる特定業務※に常時従事する労働者 (安衛則第45条)	当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回	” ※④(喀痰検査を加える)は、1年以内ごとに1回、定期に行えば足りる	
	海外派遣労働者の健康診断	本邦外の地域に6月以上派遣される労働者及び本邦外の地域に6月以上派遣された後本邦の地域内における業務に就く労働者 (安衛則第45条の2)	本邦外の地域に6月以上派遣しようとするとき及び本邦外の地域に6月以上派遣した後本邦の地域内の業務に就かせるとき	定期健康診断の項に掲げる項目及び厚生労働大臣が定める項目のうち医師が必要であると認める項目	不要
	給食従業員の健康診断	事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者 (安衛則第47条)	雇入れ又は当該業務への配置替えの際	検便による健康診断	不要

※特定業務…「深夜業を含む業務」、「病原体によって汚染のおそれが著しい業務」等

ウ 健康診断実施後の措置

① 健康診断個人票の作成及び結果の通知

事業者は、一般健康診断及び特殊健康診断を受診した労働者に対し、遅滞なく、その結果を通知しなければなりません（安衛法第 66 条の 6、安衛則第 51 条の 4）。

また、健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを 5 年間保存しなければなりません（安衛則第 51 条）。

② 医師からの意見聴取

事業者は、健康診断の結果、診断項目に異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師又は歯科医師の意見を聴かなければなりません（安衛法第 66 条の 4）。

意見聴取は健康診断が行われた日から 3 か月以内に行わなければならない、聴取した医師等の意見は、健康診断個人票に記載しなければなりません。なお、医師等から意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかにこれを提供しなければなりません（安衛則第 51 条の 2）。

③ 保健指導等

事業者は、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認めた労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません（安衛法第 66 条の 7 第 1 項）。労働者は、①により通知された健康診断の結果及び③の保健指導を利用して、その健康の保持に努めることとされています（安衛法第 66 条の 7 第 2 項）。

④ 就業場所の変更

事業者は、②の医師又は歯科医師の意見を勘案した結果、職員の健康を保持するために必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、勤務時間の短縮、深夜業の回数の減少などの措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置、整備等の適切な措置が必要です（安衛法第 66 条の 5）。

⑤ 健康診断結果報告

常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、定期の一般健康診断を行ったときは、遅滞なく、健康診断結果報告書を労働基準監督機関に提出しなければなりません（安衛則第 52 条）。

(2) 長時間労働者への医師による面接指導等

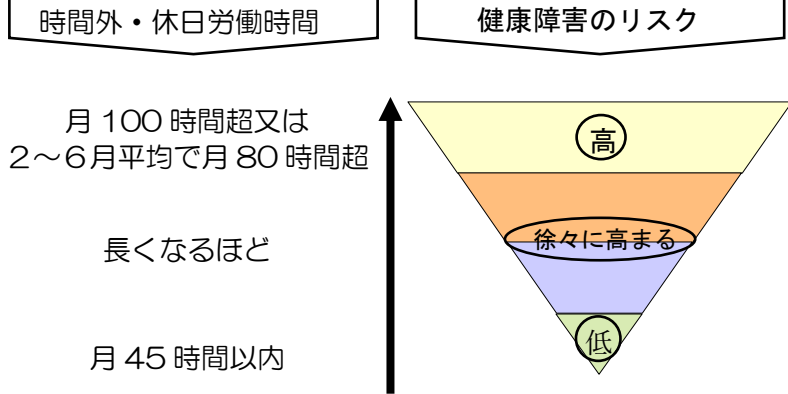
脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）の発症が長時間労働との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされています（安衛法第 66 条の 8、第 66 条の 9、安衛則第 14 条、第 52 条の 2 から第 52 条の 8 まで、「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平 18. 3. 17 基発第 0317008 号））。

また、労災認定された自殺事案には長時間労働であったものも多いことから、この面接指導の際には、うつ病等のストレスが関係する精神疾患等の発症を予防するために、メンタルヘルス面にも配慮する必要があります。

なお、この面接指導の対象とならない労働者についても、脳・心臓疾患発症の予防的観点から、面接指導又は面接指導に準じた必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

時間外・休日労働時間と健康障害リスクとの関連について

長時間労働は、仕事による負荷を大きくするだけでなく、睡眠・休養の機会を減少させるので、疲労蓄積の重要な要因のひとつと考えられており、医学的知見を踏まえると、長時間労働と脳・心臓疾患の発症などの関連性は右の図のようになります。



ア 医師による面接指導の対象者

事業者は、労働者に1週間当たり40時間を超えて労働させた場合、その超えた時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、労働者からの申し出により医師による面接指導を行わなければなりません（安衛法第66条の8、安衛則第52条の2、3）。

また、それ以外の労働者であっても、健康への配慮が必要な場合、面接指導の実施または面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければなりません（安衛法第66条の9、安衛則52条の8）。京都府においては、以下のとおり各任命権者ごとに基準を設け、面接指導等を実施しています。

京都府の場合

【知事・教育庁】

- ① 時間外勤務時間が月80時間を超えた者
- ② 時間外勤務時間が月45時間を超え所属長が必要と判断した者

【府立学校】

時間外勤務時間が月80時間を超え、実施を希望した者

【警察】

時間外勤務時間が月80時間を超え、本部産業医が必要と判断した者

イ 労働時間の状況の把握

事業者は、上記面接指導を実施するため、労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません（安衛法第66条の8の3）。その方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子記録の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録等の客観的な方法その他の適切な方法によるとされており、これらの方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し3年間保存する必要があります（安衛則第52条の7の3）。なお、労働時間の状況を把握しなければならない労働者には、管理監督者も含まれます（平30.12.28基発第16号）。

◎労働時間把握方法（平30.12.28基発第16号）

原則・・・客観的方法（P.21②参照）

やむを得ない場合（※）・・・その他適切な方法（P.21③参照）

※事業場外において行う業務に直行又は直帰する場合など、現認を含め、労働時間の状況を客観的に把握する手段がない場合

ウ 労働時間に関する情報の通知

事業者は、アの超えた時間の算定を行ったときは、その超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者に対し、当該超えた時間に関する情報を速やかに通知しなければなりません。この通知は、疲労の蓄積が認められる労働者の面接指導の申出を促すものであり、労働時間に関する情報のほか、面接指導の実施方法・時期等の案内を併せて行うことが望ましいです（安衛則第52条第の23項、平30.12.28基発第16号）。

また、事業者は、産業医に対しても、当該労働者の労働時間に関する情報を提供しなければなりません（安衛法第13条第4項、安衛則第14条の2第1項第2号）。

(3) 病者の就業禁止

事業者は、伝染性の疾病等にかかった労働者については、就業を禁止しなければなりません（安衛法第68条）。就業を禁止すべき疾病の種類及び程度は、第5表のとおりです（安衛則第61条）。なお、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他の専門の医師の意見を聴かなければなりません（安衛則第61条第2項）。

安衛法第68条は、病者を就業させることにより、本人並びに他の労働者に及ぼす悪影響を考慮して定められたものですが、当該労働者の疾病の種類、内容等を勘案してできるだけ配置転換、作業時間の短縮その他必要な措置を講じさせ、就業の機会を得させるよう指導するのが望ましいとされています（昭24.2.10基発第158号、昭33.2.13基発第90号）。

第5表 就業を禁止すべき疾病の種類及び程度（安衛則第61条第1項）

1	ウイルス伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者（伝染予防の措置をした場合を除く。） ※ 伝染性の疾病にかかった者とは、結核、梅毒、淋病、トラコーマ、流行性角膜炎及びこれに準ずる伝染性疾患にかかっている者が該当する（昭47.9.18基発第601号の1）。 ※ 伝染性の疾病にかかった者とは、伝染させるおそれが著しいと認められる結核にかかっている者があること（平12.3.30基発第207号）。 ← 感染症対策を取り巻く状況の変化や平成10年度に関連法体系が整備されたこと等を踏まえ、見直しを行った（平12.3.30事務連絡）
2	心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
3	1及び2に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者 ・鉛中毒にかかった者（鉛則第57条） ・四アルキル鉛中毒にかかった者（四アルキル則第26条） ・減圧症その他高気圧による障害又はその後遺症にかかった者等（高圧則第41条）

京都府の場合

疾病の種類及び程度に応じ、病気休暇又は特別休暇（P35参照）若しくは任命権者が定める規程（京都府職員安全衛生管理規程等）に基づく休養命令により服務上の措置をとる必要があります。

(4) 受動喫煙の防止

事業者は、労働者の受動喫煙（室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。）を防止するため、当該事業者および事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めなければなりません（安衛法第68条の2）。

(5) 健康教育等

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるほか、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければなりません(安衛法第 69 条第 1 項、第 70 条)。

一方、労働者は、事業者が講ずる措置等を利用して、その健康の保持増進に努めるものとされています(安衛法第 69 条第 2 項)。

(注)「事業者における労働者の健康保持増進のための指針(平成 27 年 11 月 30 日指針公示第 5 号)」

(6) 心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)等

事業者は、労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査(いわゆるストレスチェック)を 1 年に 1 回、定期に実施し、その結果を本人に通知しなければなりません(安衛法第 66 条の 10、安衛則第 52 条の 9)。

検査の結果、心理的な負担の程度が一定の要件に該当する労働者が医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、医師による面接指導を行わなければなりません(安衛法第 66 条の 10 第 3 項)。その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じる必要があります。(安衛法第 66 条の 10 第 5 項)

また、一定規模の集団(部、課、グループなど)ごとに検査結果を集計させ、その結果について分析し、必要に応じ適切な措置を講じるよう努めることとされています。(安衛則第 52 条の 14)

長時間労働者への医師による面接指導等の実施に係る流れ

全ての労働者の労働時間の状況を把握（安衛法第 66 条 8 の 3）

時間外・休日労働時間の算定（安衛則第 52 条の 2 第 2 項）
（毎月 1 回以上、一定の期日を定めて行う）

時間外・休日労働時間が月 80 時間超の労働者の情報を産業医に提供
（安衛則第 14 条の 2 第 1 項第 2 号）

時間外・休日労働時間が月 80 時間超の労働者本人に労働時間の情報通知
（安衛則第 52 条の 2 第 3 項）

産業医が情報をもとに労働者に面接指導の申出を勧奨することができる
（安衛則第 52 条の 3 第 4 項）

時間外・休日労働時間が月 80 時間超の労働者が事業者面接指導の申出
（安衛則第 52 条の 2）

事業者が産業医等による面接指導を実施（安衛法第 66 条の 8 第 1 項）

事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴く（安衛法第 66 条の 8 第 4 項）

事業者が産業医等の意見を踏まえて必要な措置を講じる（安衛法第 66 条の 8 第 5 項）

事業者が産業医に措置内容を情報提供（安衛則第 14 条の 2 第 1 項第 1 号）

勧告を行う場合は産業医が事業者からあらかじめ意見を求める（安衛則第 14 条の 3 第 1 項）

産業医が労働者の健康を確保するために必要があると認める場合は事業者に勧告
（安衛法第 13 条第 5 項）

事業者が産業医の勧告の内容を衛生委員会等に勧告（安衛法第 13 条第 6 項）

(7) 事務所における衛生基準

ア 事務所衛生基準規則

事務所則は、事務所の衛生基準に関する規則であり、安衛法に基づく諸規則のうち、府の事業場とも密接な関係を有するものです。

事務所における衛生基準については、事務所則の規定が適用され、安衛則第3編（衛生基準）の規定は適用されません（事務所則第1条）。

イ 用語の定義

事務所則における用語の定義は、第6表のとおりです。

第6表

用語	定義
事務所	事務所とは、建築基準法第2条第1号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業に従事する労働者が主として使用するものをいう（事務所則第1条）。 「事務作業」には、一般的な事務作業、事務用機器を用いて行う作業のほか、帳簿の受付、文章の選別等その行為が事実上、上記の作業と同一視される作業は、名称のいかんを問わず含まれる（昭46.8.23基発597号）。
空気調和設備	空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう（事務所則第5条第1項）。
機械換気設備	空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいう（事務所則第5条第1項）。
中央管理方式	各室に供給する空気を中央管理室等で一元的に制御することができる方式をいい、空気調和設備の場合で言えば、中央機械室からダクトにより各室に空気を供給する方式（ダクト方式）のほか、中央機械室において浄化、減湿・与湿等の処理をした空気を送出し、更にこれを各階、各室等に設けた二次空気調和装置により、冷却等の処理をして各室に供給する方式（各階ユニット方式、ファンコイルユニット方式等）がある（昭46.8.23基発597号）。

ウ 事務所の衛生基準

事業者は、事務所に関して第7表（P54）に掲げる衛生基準を遵守しなければなりません。

エ 作業環境の測定

- ① 事業者は、中央管理方式の空気調和装置を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるものについて2月以内ごとに1回、定期的に、一定の事項を測定しなければなりません。

ただし、事務室の気温及び相対湿度については、当該測定を行おうとする日の属する年の前年1年間において、基準を満たし、かつ、当該測定を行おうとする日の属する1年間において、引き続きその状況が継続しないおそれがない場合には、春（3～5月）又は秋（9～11月）、夏（6～8月）及び冬（12～2月）ごとに1回（年3回）の測定とすることができます。

また、上記測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存しなければ

ばなりません（安衛法第 65 条第 1 項、事務所則第 7 条）。

- ・ 測定事項
一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度
- ・ 記録事項
測定日時、測定方法、測定箇所、測定条件、測定結果、測定を実施した者の氏名、測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要


- ② 事業者は、室の建築、大規模修繕又は大規模の模様替（以下「建築等」という。）を行ったときは、当該建築等を行った室におけるホルムアルデヒドの量（1 気圧、温度 25 度とした場合の当該空気 1 立方メートル中に含まれるホルムアルデヒドの重量をいう。）について、当該建築等を完了し、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する 6 月から 9 月までの期間に 1 回、測定しなければなりません（安衛法第 65 条第 1 項、事務所則第 7 条の 2）。

基準

- ・ 一酸化炭素及び二酸化炭素 : 空気中に占める含有率がそれぞれ 100 万分の 10 以下、
100 万分の 1000 以下
- ・ 室 温 : 17 度以上 28 度以下
- ・ 相 対 湿 度 : 40%以上 70%以下
- ・ ホ ル ム ア ル デ ヒ ド : 0.1 ミリグラム以下

- ③ 事業者は、空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、当該工事の開始の 30 日前までに、機械等の設置・移転・変更届を労働基準監督機関に提出しなければなりません（安衛法第 88 条 1 項、安衛則別表第 7 の 22 の項）。

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン

事務所等における情報機器作業に係る作業環境の望ましい基準については、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（令元. 7. 12 基発 0712 第 3 号）に示されていますが、法定基準としては、事務所則が適用されます。

職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

職場における受動喫煙防止として健康増進法で施設の管理権原者等に義務づけられる事項及び安衛法により事業場が実施すべき事項については、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（令元. 7. 1 基発第 0701 第 1 号）に示されています。

(8) 事故報告・死傷病報告

安衛法は、労働基準監督機関がこの法律を施行するため必要があると認めるときは、事業所等に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる旨定めています（安衛法第 100 条第 1 項）。

ア 事故報告

事業者は、事業場又はその附属建設物内で、一定の事故が発生した場合は、遅滞なく、事故報告書を労働基準監督機関に提出しなければなりません（安衛則第 96 条）。

労働基準監督機関への手続

様式 189 ページ

事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生した場合は、遅滞なく「事故報告書」を提出してください。

- ① 火災又は爆発の事故（次の②～④の事故を除く。）
 - ② 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故
 - ③ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故
 - ④ 建築物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故
- ※ 次の機械・装置に係る事故の場合
ボイラー→P 100、小型ボイラー→P 104、第一種圧力容器→P 107、第二種圧力容器→P 110、クレーン等→P 118、ゴンドラ→P 130

イ 労働者死傷病報告

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内（以下「事業場内等」という。）における負傷、窒息又は急性中毒（以下「負傷等」という。）により、死亡し、又は 1 日以上休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告書を労働基準監督機関に提出しなければなりません（安衛則第 97 条）。

労働基準監督機関への手続

様式 191, 192 ページ

労働者が事業場内等で負傷等により、死亡し、又は 4 日以上休業した場合は、遅滞なく、「労働者死傷病報告」（様式第 23 号）を提出してください。上記の理由による 1 日以上 4 日未満の休業の場合は、四半期ごとにそれぞれ翌月末日までに、「労働者死傷病報告」（様式第 24 号）を提出してください。

※別途、労働者からの申請に基づき、公務災害の認定、労災保険の給付等の手続が必要となります。

第7表 事務所の衛生基準一覧表

項 目		基 準	備 考	根拠条文	
事 務 所 の 環 境 管 理	空 気 環 境	気 積	10m ³ /人以上とすること。 ○定員により計算すること。 ○労働者1人についての気積は、次式によって求めること(昭46.8.23基発597号)。 S = (V - v) ÷ N ただし、 S = 労働者1人についての気積 (m ³) V = 床面から4m以下の高さにある室の容積 (m ³) v = 室にある設備の占める容積 (m ³) ・ ……概算して差し支えない。 N = 実際の室定員数 (人)	第2条	
		窓その他の開口部	最大開放部分の面積が床面積の1/20以上とすること。 ○1/20未満のとき換気設備を設けること。 ○「窓その他の開口部」とは、直接外気に向けて開放することができるものでなければならず、屋内廊下に面した開口部等であって室内空気が間接に外気と交換されるものは含まれないこと(昭46.8.23基発597号)。 ○「換気設備」には、換気筒、排気筒のような動力によらない換気設備、換気扇のような動力による換気設備及び空気調和設備があること(上記通達)。	第3条	
	境 管 理	室内空気の環境基準	一酸化炭素 50ppm (1/100万)以下とすること。	○検知管等により測定すること(自然換気又は人工換気の措置のいかんを問わない。)	(第8条)
		二酸化炭素 5,000ppm以下とすること。	同 上		
	温 度	10℃以下のとき	暖房等の措置を行うこと。	○「暖房等」の「等」には、赤外線ヒーターなどの使用が含まれること(昭46.8.23基発597号)。	第4条
		冷房実施のとき	外気温より著しく低くしないこと。	○室の気温と外気温との温度差は、約7℃以内とすること(上記通達)。 ○電子計算機等を設置する室において、その作業者に保温のための衣類等を着用させた場合は適用されない(事務所則第4条第2項ただし書)。	

項		目	基 準	備 考	根拠条文	
事 務 室 の 環 境 管 理	空 気 調 和	供給 空気 の 清 浄 度	浮遊粉じん(約 10 マイクロメ ートル以下)	0.15 mg/m ³ 以下とすること。	○デジタル粉じん計、ろ紙じん あい計等により測定すること (昭46.8.23基発597号)。 ○検知管等により測定すること。 同 上	吹 出 口 等 で 測 定 す る こ と
			一酸化炭素	10ppm 以下とすること。		
			二酸化炭素	1,000ppm 以下とすること。		
		ホルムアルデ ヒド	0.1 mg/m ³ 以下とすること。	○2・4-ジニトロフェニルヒ ドラジン捕集-高速液体クロ マトグラフ法、4-アミノ-3 -ヒドラジノ-5-メルカプ ト-1・2・4-トリアゾール 法により測定する機器等を使用 して測定すること。		
	調 和 設 備	室内 空気 の 基 準	気 流	0.5m/s 以下とすること。	○0.2m/s 以上の測定可能な風速 計により測定すること。	(第8条)
			室 温	17℃以上28℃以下になるよ うに努めること。	○0.5 度目盛の温度計により測定 すること。	
			相 対 湿 度	40%以上70%以下になるよ うに努めること。	○0.5 度目盛の乾湿球の湿度計(ア ウグスト乾湿計、アスマン通風乾 湿計)により測定すること。	
	機 械 換 気 設 備	供給 空気 の 清 浄 度	測定 (中央管理方式の空 気調和設備を設けて いる場合)	2月以内ごとに1回、定期 に、一酸化炭素及び二酸化 炭素の含有率、室温及び外 気温、相対湿度を測定する こと。	○測定結果を記録し、3年間保存 すること。 ○室の気温及び相対湿度につい ては、当該測定を行おうとする 日の属する年の前年1年間にお いて、基準を満たし、かつ、当 該測定を行おうとする日の属 する1年間において、引き続き その状況が継続しないおそれ がない場合には、春(3~5月) 又は秋(9~11月)、夏(6~8 月)及び冬(12~2月)ごとに1 回(年3回)の測定とすることが できる。	第7条
			浮遊粉じん(約 10 マイクロメ ートル以下)	0.15 mg/m ³ 以下とすること。	○空気調和設備の場合と同様	第5条 (第8条)
			一酸化炭素	10ppm 以下とすること。		
二酸化炭素			1,000ppm 以下とすること。			
ホルムアルデ ヒド		0.1 mg/m ³ 以下とすること。				
室 の 気 流	0.5m/S 以下とすること。					

項 目		基 準	備 考	根拠条文		
事 務 室 の 環 境 管 理	燃 焼 器 具	室 等 の 換 気	排気筒、換気扇、その他の排気のための設備を設けること。		第 6 条	
		器 具 の 点 検	異常の有無の日常点検を行うこと。	○「燃焼器具」とは、湯沸器（瞬間湯沸器を含む。）、石油ストーブ、ガスこんろ等燃焼を利用する器具をいうこと（昭46.8.23基発第597号）。 ○「点検」とは、燃焼器具について、燃料用パイプ及びその接続部並びにバルブ、コック等の部分の亀裂、接続、腐蝕の状態、燃焼状態及び燃焼部のすずの付着状態などを点検することをいうこと（昭和46.8.23基発597号）。		
		室内空 気の環 境基準	一酸化 炭 素	50ppm 以下とすること。		○検知管等により測定すること。
	二酸化 炭 素		5,000ppm 以下とすること。	同 上		
	空 気 調 和 設 備	冷 却 塔	水 質	水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための必要な措置をとること。		第 9 条 の 2
			点 検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと。	○冷却水についても同様に点検を行うこと。 ○点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと。 ○1月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は、該当しない。	
			清 掃	1年以内ごとに1回、定期に行うこと。	○冷却水の水管についても同様に清掃を行うこと。	
		加 湿 装 置	水 質	水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための必要な措置をとること。		
			点 検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと。	○点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと。 ○1月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間は、該当しない。	
			清 掃	1年以内ごとに1回、定期に行うこと。		
備	空 気 調 和 設 備 の 排 水 受 け	点 検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと。	○点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと。 ○1月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。		
機 械 に よ る 換 気 の た め の 設 備 の 点 検			初めて使用するとき、分解して改造、修理の際及び2月以内ごとに1回、定期に行うこと。	○結果を記録し、3年間保存すること。	第 9 条	

項 目		基 準	備 考	根拠条文	
事 務 室 の 環 境 管 理	採 光	精 密 な 業 作	300 ルクス以上とすること。	○「精密な作業」には、製図作業、カ ードせん孔機によるせん孔作業、 タイプライター打鍵作業、約 2 mm 以下の文字を継続して見る作業が 該当すること(昭 46.8.23 基発 597 号)。	第 10 条
		普 通 の 業 作	150 ルクス以上とすること。	○「普通の作業」には、一般に行われ ている事務作業が該当すること(昭 46.8.23 基発 597 号)。	
		粗 作 業	70 ルクス以上とすること。		
	照 明	採光・照明の方法	明暗の対象を少なくすること(局部照明と全般照明を併用)。	○全般照明による照度は、局部照明 による照度のおおむね 1/10 以上 とすること(昭 46.8.23 基発 597 号)。	
			まぶしさをなくすこと。	○眼と光源を結ぶ線と視線とのなす 角度が、おおむね 30 度以上になる ように光源の位置を定めること(昭 46.8.23 基発 597 号)。	
		照明設備の点検	6 月以内ごとに 1 回、定期 に行うこと。	○「点検」については、電球、反射笠 等の汚れ、破損又は機能劣化など照 度の低下の原因となる事項につい て行うこと(昭 46.8.23 基発 597 号)。	
騒音振動の防止	隔壁等伝ば防止の措置をす ること。	○「防止の措置」としては、次のよう なものがあること(昭 47.9.18 基発 595 号)。 1 機械並びに音を発する設備及 び装置により生じる騒音又は振 動を実質的に減少させること。 2 音の大きさ及び強さ並びに音 の発生の持続時間を減少させる こと。 3 原動機、コンプレッサー、鍛造 機械等で騒音又は振動を発する ものは、室に騒音又は振動の影響 を与えない程度の距離を保って 設置すること又は室の周囲にし ゃ音のための障壁を設けること。 4 事務所の外部からの騒音又は 振動については、それらの影響が ない程度に室を隔離すること。	第 11 条		

項 目		基 準	備 考	根拠条文	
事 務 室 の 環 境 管 理	騒 音 伝 ば の 防 止	カードせん孔機、タイプライターその他の事務用機器で騒音を発するものを、5台以上集中して同時に使用する場合	専用の作業室を設けること。	第12条	
		専用作業室はしゃ音及び吸音の機能をもつ天井及び壁で区画すること。	○「その他の事務用機器」には、テレタイプ、勘定会計機及び電子計算機の端末送受信機が含まれる。 ○「5台以上集中して同時に使用する場合」とは、作業場内の特定の箇所に常態として5台以上の事務用機器を置いて同時に稼働させる場合をいい、分散して使用する場合又は1箇所に5台以上置いても、使用時間を別にするなど同時に使用しないことが明らかかな場合は、該当しない。 ○「しゃ音及び吸音の機能を持つ天井及び壁」には、建築板二重、真壁、ブロック、れんが又はコンクリートによりしゃ音し、木毛セメント板、20孔あき石こうボード、孔あき合板又は発泡樹脂材料で内装することにより吸音することができる構造のものがある(昭46.8.23基発第597号)		
清 潔	飲用水その他の飲料		十分に供給するようにすること。	○「その他の飲料」とは、湯、茶等をいうこと(昭47.9.18基発595号)。	第13条
	水 質 基 準		水道法第4条に規定する水質基準に適合すること。	○地方公共団体等の行う水質検査によること。 ○水道法第4条に規定する水質基準	
	給 水	通 常	遊離残留塩素の場合 0.1ppm以上にすること。		
			結合残留塩素の場合 0.4ppm以上にすること。		
		給水せんにおける水に含まれる残留塩素 供給する水が病原生物に汚染されるおそれがある場合等	遊離残留塩素の場合 0.2ppm以上に保持すること。		
			結合残留塩素の場合 1.5ppm以上に保持すること。		
汚 染 防 止 措 置		有害物、汚水等によって水が汚染されないように、適当な汚染防止措置を講ずること。			

項 目		基 準	備 考	根拠条文		
清	排水設備	汚水の漏出等防止のため補修及びそうじを行うこと。	○排水設備には、排水処理のための配管、溝、槽、ピット、ポンプがあること (昭 46.8.23 基発第 597 号)。	第 14 条		
	清掃等の実施	大 掃 除	6 月以内ごとに 1 回、定期的に、統一的に行うこと。	○「昆虫等」には、ごきぶり、はえ、か、いえだに、なめくじ、むかでなどが含まれること(昭 46.8.23 基発 597 号)。 ○防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。	第 15 条	
		ね ず み ・ 昆 虫 等 の 調 査 ・ 防 除	①ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び進入経路並びにねずみ、昆虫等による被害状況の調査 ②上記①の調査結果に基づく、ねずみ、昆虫等の発生防止措置			6 月以内ごとに 1 回、定期的に統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講じること。
	廃 棄 物		労働者は、廃棄物を一定の場所に廃棄すること。		第 16 条	
	潔	便 所	区 別	男性用と女性用に区別すること。	○「便所」とは、大小便をするための便所、便池等を含む場所的概念をいうこと。 ○「便房」とは、便器(男子用の小便器を除く。)のある場所をいうこと。 ○「箇所数」とは、同時に使用できる箇所の数をいうこと。 (昭 46.8.23 基発 597 号) ○清潔に保ち、汚物を適当に処理すること。	第 17 条
			男 性 用 大 便 所	便房の数は、60 人以内ごとに 1 個以上とすること。		
男 性 用 小 便 所			箇所数は、30 人以内ごとに 1 個以上とすること。			
女 性 用 便 所			便房の数は、20 人以内ごとに 1 個以上とすること。			
便 池			汚物が土中に浸透しない構造とすること。			
手 洗 い 設 備			流出する清浄な水を十分に供給すること。			
洗 面		洗面設備を設けること。		第 18 条		

項 目		基 準	備 考	根拠条文
清 潔	被服汚染の作業	更衣設備を設けること。	○「更衣設備」とは、ロッカー、更衣室その他作業用の衣服と他の衣服等を着替えて保管しておくための設備をいうこと（昭46.8.23基発597号）。 ○「乾燥設備」には、ロッカー、ハンガー、ほし物用のロープ等が含まれること（昭46.8.23基発597号）。	第18条
	被服湿潤の作業	被服の乾燥設備を設けること。 更衣設備を設けること。		
休 憩	休 憩	休憩の設備を設けるように努めること。	○「休憩の設備」は、作業場以外の場所に設けることが望ましい（昭47.9.18基発595号）。	第19条
	夜間の睡眠、就業途中の仮眠	睡眠又は仮眠の場所を設けること（男女別設置）。	○「睡眠又は仮眠の場所」は、睡眠又は仮眠に支障がない専用の場所をいうこと。 ○「その他の必要な用品」には、各人専用のえり布、まくらカバー、敷布等があること。 ○「寝具」は、同時に使用する人数と同数以上を備え付けること。 ○「疾病感染を予防する措置」とは、睡眠又は仮眠の場所の消毒、殺虫及び清掃、寝具の日光などによる消毒並びにえり布、まくらカバー等の洗たくを行うことにより、これらを常時清潔な状態に保つことをいうこと。（昭46.8.23基発597号）	第20条
		前記の場所には、寝具、かや、その他の必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じること。		
	休養室又は休養所（50人以上又は女性30人以上の事業場のみ）	が床することのできる休養室又は休養所を設けること（男女別設置）。	○「休養室又は休養所」は、事務所にある専用のものをいうが、事務所に近接した場所にある病室又は診療施設附属の室等であって確実に利用できるものであれば差し支えないこと（昭46.8.23基発597号）。	第21条
持 続 的 立 業	就業中しばしばすわることのできる機会のあるときは、いすを備えること。		第22条	
救 急 用 具 等		負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え常時清潔に保つこと。 備付場所及び使用方法を労働者に周知させること。	○「救急用具及び材料」とは、安衛則第634条に規定するもの（ほう帯材料、ピンセット、消毒薬等）と同様のものであること（昭47.9.18基発595号）。	第23条

4 常時 50 人以上の職員を使用する事業場で行う必要のある手続

(1) 総括安全衛生管理者

一定の規模以上の事業場では、事業を実質的に統括管理する者を「総括安全衛生管理者」として選任し、その者に「安全管理者、衛生管理者等」を指揮させるとともに、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させなければなりません(安衛法第 10 条第 1 項、第 2 項)。

労働基準監督機関への手続

様式 193 ページ

総括安全衛生管理者を選任した場合は、遅滞なく「総括安全衛生管理者選任報告書」を提出してください(安衛則第 2 条第 2 項)。

① 選任すべき事業場 (安衛令第 2 条)

	業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
ア	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100 人以上
イ	製造業 (物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300 人以上
ウ	その他の業種	1,000 人以上

② 選任時期

総括安全衛生管理者の選任は、当該事業場が上記規模に該当するに至った日又は総括安全衛生管理者に欠員が生じた日から 14 日以内に行わなければなりません(安衛則第 2 条)。

③ 選任要件

当該事業場において、その事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者でなければなりません(安衛法第 10 条第 2 項)。

④ 職務内容

「安全管理者、衛生管理者など」に指揮するとともに、次の業務を統括管理することとされています(安衛法第 10 条、安衛則第 3 条の 2)。

- ・ 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- ・ 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- ・ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ・ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ・ その他労働災害を防止するため必要な業務
 - ・ 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
 - ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
(化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては上記ア、イの業種に限る。)
 - ・ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

(2) 安全管理者

一定の業種及び規模以上の事業場では、「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させなければなりません（安衛法第 11 条第 1 項）。

労働基準監督機関への手続

様式 193 ページ

安全管理者を選任した場合は、遅滞なく「安全管理者選任報告書」を提出してください（安衛則第 4 条第 2 項）。

ア 選任すべき事業場（安衛令第 3 条）

業 種	事業場の規模（常時使用する労働者数）
上記（1）の①のア及びイに掲げる業種 すなわち、 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50 人以上

次に該当する事業場にあつては、安全管理者のうち 1 人を専任の安全管理者（専ら安全管理を行う者）とすることとなっています（安衛則第 4 条第 1 項第 4 号）。

業 種	事業場の規模（常時使用する労働者数）
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300 人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500 人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000 人以上
上記以外の業種で過去 3 年間の労働災害による休業 1 日以上 の死傷者数の合計が 100 人を超えてる場合	2,000 人以上

イ 選任時期

安全管理者の選任は、当該事業場が上記規模に該当するに至った日又は安全管理者に欠員が生じた日から 14 日以内に行わなければなりません（安衛則第 4 条第 1 項第 1 号）。

ウ 選任要件

- ① 次のいずれかに該当する者で安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了したもの（安衛則第 5 条）
 - ・ 大学、高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業後、2 年以上の産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 - ・ 高等学校、中等教育学校における理科系統の正規の学科を修めて卒業後、4 年以上の産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 - ・ 大学、高等専門学校における理科系統以外の正規の課程を修めて卒業後、4 年以上の産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 - ・ 高等学校、中等教育学校における理科系統以外の正規の学科を修めて卒業後、6 年以上の産業安全の実務に従事した経験を有するもの

- ・ 7年以上の産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- ② 労働安全コンサルタント

エ 職務内容

- ① 総括安全衛生管理者の業務のうち安全に関する技術的事項を管理することとなっています（安衛法第 11 条）。
- ・ 建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の措置（設備新設時、新生産方式採用時等における安全面からの検討を含む。）
 - ・ 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的な点検及び整備
 - ・ 作業の安全についての教育及び訓練
 - ・ 発生した災害原因の調査及び対策の検討
 - ・ 消防及び避難の訓練
 - ・ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
 - ・ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
 - ・ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置等
- ② 巡視及び権限の付与（安衛則第 6 条）
- ・ 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちにその危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。
 - ・ 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければなりません。

(3) 衛生管理者

一定の業種及び規模以上の事業場では、「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させなければなりません（安衛法第 12 条）。

労働基準監督機関への手続

様式 193 ページ

衛生管理者を選任した場合は、遅滞なく「衛生管理者選任報告書」を提出してください（安衛則第 7 条第 2 項）。

ア 選任すべき事業場（安衛令第 4 条、安衛則第 7 条第 1 項第 4 号）

常時 50 人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任することとなっています。ただし、事業場の規模ごとに選任しなければならない衛生管理者の数は、次のとおりです。

事業場の規模（常時使用する労働者数）	衛生管理者の数
50 人～200 人	1 人
201 人～500 人	2 人
501 人～1,000 人	3 人
1,001 人～2,000 人	4 人
2,001 人～3,000 人	5 人
3,001 人以上	6 人

次に該当する事業場にあつては、衛生管理者のうち1人を専任の衛生管理者（専ら衛生管理を行う者）とすることとなっています（安衛則第7条第1項第5号）。

- ・ 業種にかかわらず常時1,000人を超える労働者を使用する事業場
- ・ 常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労基則第18条各号に掲げる業務*に常時30人以上の労働者を従事させるもの。

なお、常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又はエックス線等の有害放射線にさらされる業務や鉛等の有害物を発散する場所における業務（労基則第18号第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務）などに常時30人以上の労働者を従事させる場合は、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任することとなっています。

※ 労基則第18条

- ① 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ② 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ③ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ④ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ⑤ 異常気圧下における業務
- ⑥ 削岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ⑦ 重量物の取扱い等重激な業務
- ⑧ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- ⑨ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

イ 選任時期

衛生管理者の選任は、当該事業場が上記規模に該当するに至った日又は衛生管理者に欠員が生じた日から14日以内に行わなければなりません（安衛則第7条第1項第1号）。

ウ 選任要件

事業場の業種ごとに選任しなければならない免許等保有者は、次のとおりです（安衛則第7条第1項第3号）。

業 種	免許等保有者
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	第一種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣が定める者
その他の業種	第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣が定める者

※免許を受けることができる者

- 衛生管理者（第一種・第二種）
 - ・ 衛生管理者免許試験（第一種・第二種）に合格した者
 - ・ 保険師、薬剤師の免許を受けた者など

- 衛生工学衛生管理者
 - ・ 大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者等で、一定の講習を修了した者など

↳ 大阪安全衛生教育センター等で受講

※その他厚生労働大臣が定める者

- 保健体育若しくは保健の教科についての中学校教諭免許状若しくは高等学校教諭免許状又は養護教諭免許状を有する者で常勤の者（衛生管理者規程第1条）
- 大学又は高等専門学校において保健体育に関する科目を担当する教授、准教授又は講師で常勤の者（同上）

エ 職務内容

- ① 総括安全衛生管理者の業務のうち衛生に関する技術的事項を管理することとなっています（安衛法第12条）。
 - ・ 健康に異常のある者の調査
 - ・ 作業環境の衛生上の発見
 - ・ 作業条件、施設等の衛生上の改善
 - ・ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
 - ・ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
 - ・ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
 - ・ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し必要な措置
 - ・ 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等
- ② 定期巡視（安衛則第11条）
 - ・ 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。
 - ・ 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければなりません。

(4) 産業医

一定の規模以上の事業場では、一定の医師のうちから「産業医」を選任し、事業者の直接の指揮監督の下で専門家として労働者の健康管理等に当たらせなければならないこととなっています（安衛法第13条第1項）。

労働基準監督機関への手続

様式 193 ページ

産業医を選任した場合は、遅滞なく「産業医選任報告書」を提出してください。ただし、学校保健安全法第23条により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校において産業医の職務を行うこととされたものについては、選任報告は不要です（安衛則第13条第2項）。

ア 選任すべき事業場

常時50人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任することとなっています（安衛令第5条）。

ただし、常時3,000人を超える労働者を使用する事業場では、2人以上の産業医を選任するこ

ととなっています（安衛則第 13 条第 1 項第 4 号）。

なお、次に該当する事業場にあつては、専属の産業医を選任することとなっています（安衛則第 13 条第 1 項第 3 号）。

- ・ 常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場
- ・ 一定の有害な業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場（安衛則第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる業務*）

- ※
- ① 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ② 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ③ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ④ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ⑤ 異常気圧下における業務
 - ⑥ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
 - ⑦ 重量物の取扱い等重激な業務
 - ⑧ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - ⑨ 坑内における業務
 - ⑩ 深夜業を営む業務
 - ⑪ 水銀、砒ひ素、黄りん、弗ふつ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - ⑫ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
 - ⑬ 病原体によって汚染のおそれ著しい業務
 - ⑭ その他、厚生労働大臣が定める業務

イ 選任時期

産業医の選任は、当該事業場が上記規模に該当するに至った日又は産業医に欠員が生じた日から 14 日以内に行わなければなりません（安衛則第 13 条第 1 項第 1 号）。

ウ 選任要件

次の要件を備えた医師（安衛則第 14 条第 2 項）

- ・ 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した者（この研修に該当するものとしては、現在、日本医師会の産業医学基礎研修及び産業医科大学の産業医学基本講座がある。）
- ・ 産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて医学の正規の課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働大臣が定める実習を履修した者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者
- ・ 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は常勤講師の職にあるか、又はあつた者
- ・ その他厚生労働大臣が定める者

なお、事業場においてその事業の実施を統括管理する者以外の者から選任しなければなりません。（安衛則第 13 条第 1 項第 2 号）

エ 職務内容

- ① 産業医は、主に次の事項を行うこととなっています（安衛則第 14 条第 1 項）。
 - ・ 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置
 - ・ 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに面接指導の実施及びその結果に

基づく労働者の健康を保持するための措置

- ・ 作業環境の維持管理
 - ・ 作業の管理
 - ・ 以上のほか労働者の健康管理
 - ・ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置
 - ・ 衛生教育
 - ・ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置
- ② ①に関する総括安全衛生管理者に対する勧告又は衛生管理者に対する指導若しくは助言（安衛則第 14 条第 3 項）
- ③ 作業場等の巡視（少なくとも毎月 1 回。ただし、産業医が事業者から毎月 1 回以上、衛生管理者が行う巡視の結果又は労働者の健康障害の防止又は健康保持のために必要な、衛生委員会等における調査審議を経て事業者が産業医に提供するものとしたものの提供を受け、事業者の同意を得ている場合は少なくとも 2 月に 1 回）、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがある場合の健康障害防止措置（安衛則第 15 条第 1 項）

※なお、事業者は、上記産業医の業務の具体的な内容及び産業医への健康相談の申出方法を、労働者に周知しなければなりません。（安衛法第 101 条第 2 項、安衛則第 98 条の 2）

(5) 安全委員会

一定の業種及び規模の事業場ごとに、安全に関する事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければなりません（安衛法第 17 条第 1 項）。

① 設置すべき事業場（安衛令第 8 条）

業 種	事業場の規模（常時使用する労働者数）
林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業、清掃業	50 人以上
上記 (1) の①のア及びイに掲げる業種で、上記に掲げる業種を除くもの。すなわち 運送業（道路貨物運送業及び港湾運送業を除く。）、製造業（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業を除く。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100 人以上

② 委員（安衛法第 17 条）

(ア) 議長

- ・ 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

(イ) その他の委員

- ・ 安全管理者のうちから事業者が指名した者
- ・ 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者

※ その他の委員の半数については、労働者側（労働者の過半数で組織する労働組合、労働者の過半数を代表する者。以下同じ。）の推薦に基づき指名しなければなりません。

③ 調査議事事項（安衛法第 17 条、安衛則第 21 条）

- ・ 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- ・ 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- ・ 安全に関する規程の作成に関すること。
- ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
- ・ 安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ・ 安全教育の実施計画の作成に関すること。
- ・ 労働基準監督機関等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

④ 運営（安衛則第 23 条）

- ・ 委員会を月 1 回以上開催するようにしなければなりません。
- ・ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを 3 年間保存しなければなりません。
- ・ 委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければなりません。

- ・ 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける。
- ・ 書面を労働者に交付する。
- ・ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する。

(6) 衛生委員会

一定の業種及び規模の事業場ごとに、衛生に関する事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければなりません（安衛法第 18 条第 1 項）。

① 設置すべき事業場（安衛令第 9 条）

業種に関係なく、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場（安衛令第 9 条）

② 委員（安衛法第 18 条）

(ア) 議長

- ・ 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

(イ) その他の委員

- ・ 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ・ 産業医のうちから事業者が指名した者
- ・ 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者

※ その他の委員の半数については、労働者側の推薦に基づき指名しなければなりません。

③ 調査議事事項（安衛法第 18 条、安衛則第 22 条）

- ・ 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策
- ・ 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策
- ・ 労働災害の原因及び再発防止策で、衛生に係るものに関する事。
- ・ 衛生に関する規程の作成に関する事。
- ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関する事。
- ・ 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関する事。
- ・ 衛生教育の実施計画の作成に関する事。
- ・ 有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。
- ・ 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事。
- ・ 定期に行われる健康診断、都道府県労働局長による指示を受けて行われる臨時の健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。
- ・ 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事。
- ・ 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事。
- ・ 安衛則第 577 条の 2 第 1 項の規定により講ずる、労働者がばく露される程度を最小限にするための措置に関する事。
- ・ 労働基準監督機関等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関する事。

④ 運営（安衛則第 23 条）

- ・ 委員会を月 1 回以上開催するようにしなければなりません。
- ・ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを 3 年間保存しなければなりません。
- ・ 委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければなりません。

- ・ 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける。
- ・ 書面を労働者に交付する。
- ・ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する。

(7) 安全衛生委員会

安全委員会及び衛生委員会を設置すべき事業場について、それぞれの委員会の設置に代えて、設置することができます（安衛法第 19 条第 1 項）。

5 常時 10 人以上 50 人未満の職員を使用する事業場で行う必要のある手続

(1) 安全衛生推進者・衛生推進者

一定の規模以上の事業場では、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、安全衛生に係る業務又は衛生に係る業務を担当させなければなりません（安衛法第 12 条の 2）。

ア 選任すべき事業場

	業 種	常時使用する労働者数
安全衛生推進者	4 の(1)の①のア及びイに掲げる業種 すなわち、 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具 ・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具 ・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	10 人以上 50 人未満
衛生推進者	その他の業種	

イ 選任時期

安全衛生推進者又は衛生推進者の選任は、当該事業場が上記規模に該当するに至った日又は安全衛生推進者若しくは衛生推進者に欠員が生じた日から 14 日以内に行わなければなりません。また、その者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知しなければなりません（安衛則第 12 条の 3 第 1 号、第 12 条の 4）。

ウ 選任要件

安衛法第 10 条第 1 項各号の業務（総括安全衛生管理者の職務内容に掲げる業務、衛生推進者にあつては衛生に係る業務に限る。）を担当するため必要な能力を有すると認められる者

- ① 大学又は高等専門学校を卒業した者で、1 年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあつては衛生の実務。以下同じ。）に従事した経験を有するもの
- ② 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、3 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ③ 5 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ④ 厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者
- ⑤ 厚生労働省労働基準局長が①～④に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者（昭 63. 9. 5 労働省告示第 80 号）

※ 原則として、その事業場に「専属」の者でなければなりません（安衛則第 12 条の 3 第 2 号）。

エ 職務内容

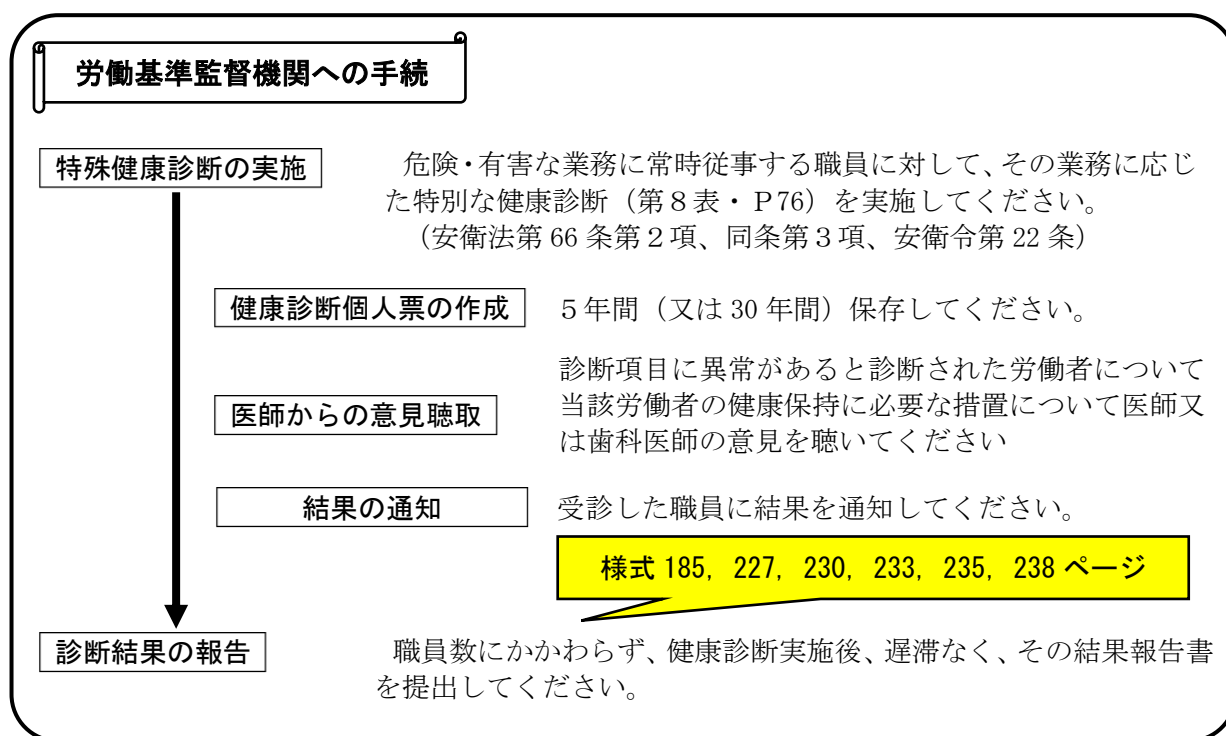
4 の(1)の④の業務について、権限と責任を有する者の指揮を受けて当該業務を担当する（ただし、衛生推進者にあつては、衛生に関する業務に限る。）。

- ① 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置
- ② 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置
- ③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置
- ④ 安全衛生教育
- ⑤ 異常な事態における応急措置
- ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策
- ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成
- ⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等

6 危険・有害な業務を行う事業場で行う必要のある手続

ボイラーやエックス線装置等の特定の機械装置を使用する事業場や有機溶剤・特定化学物質の有害な物質を取り扱う業務のある事業場では、職員の安全を確保するため、労働安全衛生法関係法令で種々の手続が定められています。

(1) 特殊健康診断とその結果報告



(2) 作業主任者の選任

高压室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で一定のものについては、資格を有する者のうちから当該作業の区分に応じて作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他一定の事項を行わせなければなりません（安衛法第14条）。

作業主任者の選任が必要な作業は第9表（P77、78）のとおりです。

(3) 危険・有害業務に就く職員に対する特別教育

事業者は、危険又は有害な業務で、一定のものに職員をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければなりません（安衛法第59条第3項）。また、事業者は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければなりません（安衛則第38条）。

特別教育を必要とする業務及び特別教育を行わなければならない科目は第10表（P79～82）のとおりです（安衛則第36条、第39条）。

※特別教育の科目の省略（安衛則第37条、昭和48年3月19日付け基発第145号）

当該業務に関連し上級の資格（免許又は技能講習修了）を有する者、他の事業場において当該業務に関しすでに特別教育を受けた者、当該業務に関し職業訓練を受けた者は、特別教育の科目の省略が可能

(4) 就業制限（有資格者による就業）

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、一定のものについては、一定の資格を有する者でなければ、当該業務につかせるはなりません（安衛法第 61 条第 1 項）。

就業を制限される業務及び就業するために必要な資格は第 11 表（P83、84）のとおりです（安衛令第 20 条）。

(5) 作業環境測定

ア 作業環境測定の実施等

事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、一定のものについて、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければなりません（安衛法第 65 条第 1 項）。

① 作業環境測定等を行うべき作業場等（安衛令第 21 条）
第 12 表（P85）のとおりです。

② 作業環境測定の方法

事業者は、安衛則その他厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければなりません（安衛法第 65 条第 1 項、同条第 2 項）。

イ 作業環境測定の結果の評価等

事業者は、上記作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、一定の方法により、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければなりません（安衛法第 65 条の 2 第 1 項）。

また、作業環境測定の結果の評価を行ったときは、その結果を記録しておかなければなりません（安衛法第 65 条の 2 第 3 項）。

① 作業環境評価基準に基づく評価を行わなければならない作業場

作 業 場	根拠規定
(ア) 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則第 26 条の 2
(イ) 特定化学物質（一定のものに限る。）を製造し、又は取り扱う屋内作業場	特化則第 36 条の 2
(ウ) 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）を製造し、又は取り扱う屋内作業場	石綿則第 37 条
(エ) 鉛業務を行う屋内作業場	鉛則第 52 条の 2
(オ) 有機溶剤を製造し、又は取り扱う屋内作業場	有機則第 28 条の 2

② 作業環境測定結果の評価の方法

事業者は、厚生労働大臣の定める作業環境測定評価基準に従って、作業環境の管理の状態に応じ区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければなりません。

第 1 管理区分	当該作業場のほとんど（95%以上）の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態であり、作業環境管理が適切であると判断される状態
第 2 管理区分	当該作業場の気中有害物の濃度の平均が管理濃度を超えない状態であるが第 1 管理区分に比べ作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態

第3管理区分	当該作業場の気中有害物の濃度の平均が管理濃度を超える状態であり、作業環境管理が適切でないと判断される状態
--------	--

③ 評価の結果に基づく措置

- (ア) 第3管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにしなければなりません。
- (イ) 第2管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

④ 作業環境測定結果の評価の記録

次の事項を記録して、これを3年間（上記①の(ア)の作業場については7年間、①の(ウ)の作業場については30年）保存しなければなりません。

- ① 評価日時 ② 評価箇所 ③ 評価結果 ④ 評価を実施した者の氏名

(6) 化学物質リスクアセスメント

特に危険・有害な物質とされている特別規則の物質以外でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがあり、一定の危険有害性が確認された物質についてリスクアセスメントの義務化が図られ、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次追加されます（安衛法第57条の3）。

＜リスクアセスメントとは＞

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいう。

ア 対象物質

安全データシート（SDS）の交付義務の対象である物質（安衛令別表第9及び別表第3第1号）

イ 対象事業所

業種、事業場規模にかかわらず、対象物質の製造・取扱を行うすべての事業場

ウ 実施時期（安衛則第34条の2の7第1項）

- ・リスクアセスメント対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
- ・リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき
- ・前の2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき

エ 結果等に関する記録の作成と保存

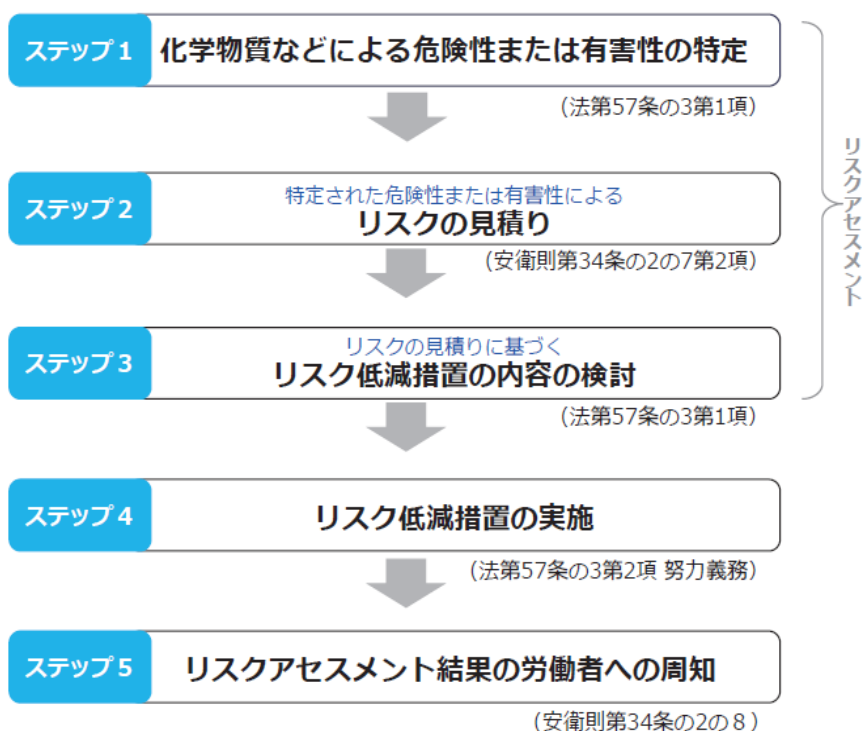
リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

オ 実施体制

担当者	説明	実施内容
総括安全衛生管理者など	事業の実施を統括管理する人 (事業場のトップ)	リスクアセスメントなどの実施を統括管理
安全管理者または衛生管理者 作業主任者、職長、班長など	労働者を指導監督する地位にある人	リスクアセスメントなどの 実施を管理
化学物質管理者	化学物質などの適切な管理について必要な能力がある人の中から指名	リスクアセスメントなどの 技術的業務を実施
専門的知識のある人	必要に応じ、化学物質の危険性と有害性や、化学物質のための機械設備などについての専門的知識のある人	対象となる化学物質、機械設備のリスクアセスメントなどへの参画
外部の専門家	労働衛生コンサルタント、労働安全コンサルタント、作業環境測定士、インダストリアル・ハイジニストなど	より詳細なリスクアセスメント手法の導入など、 技術的な助言を得るために活用が望ましい

※事業者は、上記のリスクアセスメントの実施に携わる人（外部の専門家を除く）に対し、必要な教育を実施するようにします。

カ 手順



キ ばく露の程度の低減等（安衛則第 577 条の 2、第 577 条の 3）

労働者がリスクアセスメント対象物またはリスクアセスメント対象物以外の物質もばく露される程度を次の方法等で最小限度にしななければならない、また、リスクアセスメント対象物の場合は、講じた措置について関係労働者の意見を聴くための機会を設けなければなりません。

- ①代替物等の使用
- ②発散源を密閉する設備等の設置・稼働
- ③作業方法の改善
- ④有効な呼吸用保護具の使用

1年を超えない期間ごとに1回定期的に記録を作成し3年間（一部例外あり）保存するとともにリスクアセスメント対象物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければなりません。

(7) 化学物質管理者の選任

リスクアセスメント対象物を製造、取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し次の技術的事項を管理させなければなりません（安衛則第12条の5第1項）。

ア 選任時期

化学物質管理者の選任は、選任すべき事由が生じた日から14日以内に行わなければなりません（安衛則第12条の5第3項）。また、その者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知しなければなりません（安衛則第12条の5第5項）

イ 選任要件（安衛則第12条の5第3項）

事業場	要件
リスクアセスメント対象物を製造している事業場	厚生労働大臣が定める講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
上記以外の事業場	上記の者のほか、化学物質の管理に関わる業務に必要な能力を有すると認められる者（資格要件なし）

ウ 職務内容（安衛則第12条の5第1項）

- ・ ラベル・SDS等の確認
- ・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

(8) 保護具着用管理責任者の選任

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を着用させるときは、保護具着用管理責任者を選任しなければならない（安衛則第12条の6）。

ア 選任時期

保護具着用管理責任者の選任は、選任すべき事由が生じた日から14日以内に行わなければなりません（安衛則第12条の5第3項）。また、その者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知しなければなりません（安衛則第12条の6第4項）。

イ 選任要件

保護具に関する知識及び経験を有する者

ウ 職務内容

- ・ 有効な保護具の選択
- ・ 労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

第8表 特殊健康診断一覧表

区分	対象者	実施時期	診断項目	結果報告
有害業務従事者の特殊健康診断	高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者 (高圧則第38条)	雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回	①既往症及び高気圧業務歴の調査②関節、腰若しくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査③四肢の運動機能の検査④鼓膜及び聴力の検査⑤血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査⑥肺活量の測定(医師が必要と認めるときは、①作業条件調査②肺換気機能検査③心電図検査④関節部のエックス線直接撮影による検査を追加)	遅滞なく 提出
	放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るもの (電離則第56条)	雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回	①被ばく歴の有無の調査及び評価②白血球数及び白血球百分率の検査③赤血球数の検査及び 血色素量又はヘマトクリット値の検査④白内障に関する眼の検査⑤皮膚の検査	
	特定化学物質のうち第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う業務若しくは製造等禁止物質を試験研究のため製造し、又は使用する業務に常時従事する労働者 (特化則第39条第1項)	雇入れ又は当該業務への配置替えの際及び特化則別表第3の中欄に掲げる期間以内ごとに1回	特化則別表第3の下欄に掲げる項目(業務の経歴の調査、他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査、他覚症状又は自覚症状の有無の検査、尿沈渣検鏡の検査等)	
	鉛業務に常時従事する労働者 (鉛則第53条)	雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回	①業務の経歴の調査②鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査並びに既往の検査結果の調査③鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査④血液中の鉛の量の検査⑤尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査(医師が必要と認めるときは、①作業条件の調査②貧血検査③赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査④神経内科学的検査を追加)	
	四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者 (四アルキル則第22条)	雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後3月以内ごとに1回	①いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査②血圧の測定③血色素量又は全血比重の検査④好塩基点赤血球数又は尿中のコプロポルフィリンの検査	
	屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者 (有機則第29条)	雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回	①業務の経歴の調査②有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、既往の検査結果の調査並びに既往の異常所見の有無の調査③有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査④尿中の蛋白の有無の検査⑤有機則別表の下欄に掲げる項目(同表の上欄に掲げる有機溶剤等に係る項目に限る。)(医師が必要と認めるときは、①作業条件の調査②貧血検査③肝機能検査④腎機能検査⑤神経内科学的検査を追加)	
	特定石綿等を製造、取り扱う業務又は製造等禁止石綿等を試験研究のために製造、使用する業務に常時従事する労働者 (石綿則第40条第1項)	雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回	①業務の経歴の調査②石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査③せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査④胸部エックス線直接撮影による検査	
有害業務従事経験者の特殊健康診断	ベンジジンその他の一定の物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことがある労働者で現に使用しているもの (特化則第39条第2項)	特化則別表第3の中欄に掲げる期間以内ごとに1回	特化則別表第3の下欄に掲げる項目(業務の経歴の調査、他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査、他覚症状又は自覚症状の有無の検査、尿沈渣検鏡の検査等)	
	アモサイト、クロシドライト及び石綿等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことがある労働者で現に使用しているもの (石綿則第40条第2項)	6月以内ごとに1回	①業務の経歴の調査②石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査③せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査④胸部エックス線直接撮影による検査(健康診断の結果他覚症状が認められる者等医師が必要と認めるときは、①作業条件の調査②特殊なエックス線撮影による検査③喀痰の細胞診又は気管支鏡検査)	
歯科医師による健康診断	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者 (安衛則第48条)	雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回	特に診断項目についての定めはない。	遅滞なく 提出

第9表 作業主任者の選任を必要とする作業

選任を必要とする作業(安衛令第6条)	職務	資格を有する者
1 高圧室内作業(圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業に限る。) (第1号)	高圧則 第10条第2項	高圧室内作業主任者免許を受けた者 (高圧則第10条第1項)
2 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いる金属の溶接等の作業 (第2号)	安衛則 第315条 第316条	ガス溶接作業主任者免許を有する者 (安衛則第314条)
3 一定の機械集材装置又は運材索道の組立て、解体等の作業 (第3号)	安衛則 第514条	林業架線作業主任者免許を受けた者 (安衛則第513条)
4 ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの作業 (第4号)	ボイラー則 第25条	取扱うボイラーに応じてボイラー技師免許を受けた者又はボイラー取扱技能講習修了者 (ボイラー則第24条)
5 放射線業務に係る作業(医療用又は定格管電圧1,000KV以上のエックス線装置を使用するものを除く。) (第5号)	電離則 第47条	エックス線作業主任者免許を受けた者 (電離則第46条)
6 ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影作業 (第5号の2)	電離則 第52条の3	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許を受けた者(電離則第52条の2)
7 木材加工用機械を用いて行う木材加工作業(木材加工用機械を5台以上(自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には3台以上)有して行うものに限る。) (第6号)	安衛則 第130条	木材加工用機械作業主任者技能講習修了者 (安衛則第129条)
8 プレス機械を用いて行うプレス作業(動力により駆動される機械を5台以上有して行うものに限る。) (第7号)	安衛則 第134条	プレス機械作業主任者技能講習修了者 (安衛則第133条)
9 乾燥設備による加熱乾燥の作業 (第8号)	安衛則 第298条	乾燥設備作業主任者技能講習修了者 (安衛則第297条)
10 コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業 (第8号の2)	安衛則 第321条の4	コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了者(安衛則第321条の3)
11 掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業(ずい道及びたて杭以外の杭の掘削及び15の作業を除く。) (第9号)	安衛則 第360条	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了者(安衛則第359条)
12 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業 (第10号)	安衛則 第375条	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了者(安衛則第374条)
13 ずい道等の掘削等の作業 (第10号の2)	安衛則 第383条の3	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了者 (安衛則第383条の2)
14 ずい道等の覆工作業 (第10号の3)	安衛則 第383条の5	ずい道等の覆工作業主任者技能講習修了者 (安衛則第383条の4)
15 掘削面の高さが2m以上となる採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削作業 (第11号)	安衛則 第404条	採石のための掘削作業主任者技能講習修了者 (安衛則第403条)
16 高さが2m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。) (第12号)	安衛則 第429条	はい作業主任者技能講習修了者 (安衛則第428条)
17 船舶の荷役作業(500t未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く。) (第13号)	安衛則 第451条	船内荷役作業主任者技能講習修了者 (安衛則第450条)

選任を必要とする作業(安衛令第6条)	職 務	資格を有する者
18 型わく支保工の組立て又は解体の作業 (第14号)	安衛則 第247条	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 修了者(安衛則第246条)
19 つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下 同じ)、張出し足場又は高さが5m以上の構造 の足場の組立て、解体又は変更の作業 (第15号)	安衛則 第566条	足場の組立て等作業主任者技能講習修了者 (安衛則第565条)
20 建築物の骨組み又は塔であって、金属性の 部材により構成されるもの(その高さが5m 以上であるものに限る。)の組立て、解体又は 変更の作業 (第15号の2)	安衛則 第517条の5	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能 講習修了者(安衛則第517条の4)
21 橋梁の上部構造であって、金属性の部材に より構成されるもの(その高さが5m以上で あるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間 が30m以上である部分に限る。)の架設、解体 又は変更の作業 (第15号の3)	安衛則 第517条の9	鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者(安衛 則第517条の8)
22 軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部 材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは 外壁下地の取付けの作業 (第15号の4)	安衛則 第517条の13	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 修了者(安衛則第517条の12)
23 コンクリート造の工作物(その高さが5m 以上であるものに限る。)の解体又は破壊の作 業 (第15号の5)	安衛則 第517条の18	コンクリート造の工作物の解体等作業主任 者技能講習修了者(安衛則第517条の17)
24 橋梁の上部構造であって、コンクリート造 のもの(その高さが5m以上であるもの又は 当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上で ある部分に限る。)の架設又は変更の作業 (第16号)	安衛則 第517条の23	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習 修了者(安衛則第517条の22)
25 第一種圧力容器の取扱い作業(小型圧力容 器及び小規模なものを除く。) (第17号)	ボイラー則 第63条	ボイラー技士又は第一種圧力容器取扱作業 主任者技能講習修了者(ボイラー則第62条)
26 特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業 (試験研究のため取り扱う作業を除く。) (第18号)	特化則 第28条	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任 者技能講習修了者(特化則第27条)
27 鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室にお けるものを除く。)に係る作業 (第19号)	鉛則 第34条	鉛作業主任者技能講習修了者 (鉛則第33条)
28 四アルキル鉛等業務(遠隔操作によって行 う隔離室におけるもの等を除く。)に係る作 業 (第20号)	四アルキル則 第15条	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任 者技能講習修了者(四アルキル則第14条)
29 酸素欠乏危険場所における作業 (第21号)	酸欠則 第11条第2項	酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素 欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了 者(酸欠則第11条第1項)
30 屋内作業場等において有機溶剤を製造し、 又は取り扱う業務に係る一定の作業(試験研 究のため取り扱う作業を除く。) (第22号)	有機則 第19条の2	有機溶剤作業主任者技能講習修了者(有機則 第19条第2項)
31 石綿等を取り扱う作業(試験研究のため取 り扱う作業を除く。)又は試験研究のため製造 する作業 (第23号)	石綿則 第20条	石綿作業主任者技能講習修了者 (石綿則第19条)

第 10 表 特別教育を必要とする業務一覧表

危険又は有害な業務（安衛則第 36 条）	特別教育の科目
1 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務 (第 1 号)	安衛則第 39 条 安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）
2 動力プレス of 金型又はシャーの刃部の調整等の業務 (第 2 号)	同 上
3 アーク溶接等の業務 (第 3 号)	同 上
4 高圧、特別高圧及び低圧の充電電路等の敷設、修理等の業務 (第 4 号)	同 上
5 最大荷重 1 t 未満のフォークリフトの運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第 5 号)	同 上
6 最大荷重 1 t 未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上 の運転を除く。）の業務 (第 5 号の 2)	同 上
7 最大積載量が 1 t 未満の不整地運搬車の運転（道路上の運転を除く。）の業 務 (第 5 号の 3)	同 上
8 制限荷重 5 t 未満の揚貨装置の運転の業務 (第 6 号)	同 上
9 伐木等機械の運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第 6 号の 2)	同 上
10 走行集材機械の運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第 6 号の 3)	同 上
11 機械集材装置の運転の業務 (第 7 号)	同 上
12 簡易架線集材装置又は架線集材機械の運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第 7 号の 2)	同 上
13 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（10 に掲げる業務を除く。） (第 8 号)	同 上
14 機体重量 3 t 未満のブル・ドーザー等の機械で動力を用い、かつ、不特定の 場所に自走できるものの運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第 9 号)	同 上
15 くい打機、くい抜機等の機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走で きるもの以外のものの運転の業務 (第 9 号の 2)	同 上
16 くい打機、くい抜機等の機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に自走でき るものの作業装置の操作（車体上の運転者席における操作を除く。）の業務 (第 9 号の 3)	同 上
17 ローラー等の機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの 運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第 10 号)	同 上
18 コンクリートポンプ車等の作業装置の操作の業務 (第 10 号の 2)	同 上
19 ボーリングマシンの運転の業務 (第 10 号の 3)	同 上
20 建設工事の作業を行う場合におけるジャッキ式つり上げ機械の調整又は運 転の業務 (第 10 号の 4)	同 上
21 作業床の高さが 10m 未満の高所作業車の運転（道路上の運転を除く。）の業 務 (第 10 号の 5)	同 上

危険又は有害な業務（安衛則第36条）	特別教育の科目
22 動力による巻上げ機の運転の業務 (第11号)	同上
23 軌道運搬装置等（巻上げ装置を除く。）の運転の業務 (第13号)	同上
24 小型ボイラーの取扱いの業務 (第14号)	ボイラー則第92条 小型ボイラー取扱業務特別教育規程（昭和47年労働省告示第115号）
25 クレーン（移動式クレーンを除く。）の運転の業務で次のもの イ つり上げ荷重5t未満のクレーン ロ つり上げ荷重5t以上の跨線テルハ (第15号)	クレーン則第21条 クレーン取扱い業務特別教育規程（昭和47年労働省告示第118号）
26 つり上げ荷重1t未満の移動式クレーンの運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第16号)	同第67条
27 つり上げ荷重5t未満のデリックの運転の業務 (第17号)	同第107条
28 建設用リフトの運転の業務 (第18号)	同第183条
29 つり上げ荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務 (第19号)	同第222条
30 ゴンドラの操作の業務 (第20号)	ゴンドラ則第12条 ゴンドラ取扱い業務特別教育規程（昭和47年労働省告示第121号）
31 作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務 (第20号の2)	高圧則第11条 高気圧業務特別教育規程（昭和47年労働省告示第129号）
32 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うバルブ又はコックを操作する業務 (第21号)	同上
33 気閘室への送気又は気閘室からの排気の調整を行うバルブ又はコックを操作する業務 (第22号)	同上
34 潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務 (第23号)	同上
35 再圧室を操作する業務 (第24号)	同上
36 高圧室内作業に係る業務 (第24号の2)	同上
37 安衛令別表第5に掲げる四アルキル鉛等業務 (第25号)	四アルキル則第21条 四アルキル鉛等業務特別教育規程（昭和47年労働省告示第125号）
38 安衛令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務 (第26号)	酸素欠則第12条 酸素欠乏危険作業特別教育規程（昭和47年労働省告示第132号）

危険又は有害な業務（安衛則第36条）	特別教育の科目
39 特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務（一定の第一種圧力容器の整備を除く。） (第27号)	安衛則第39条 安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）
40 エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務 (第28号)	電離則第52条の5 透過写真撮影業務特別教育規程（昭和50年労働省告示第50号）
41 加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域内において核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務 (第28号の2)	電離則第52条の6 核燃料物質等取扱業務特別教育規程（平成12年労働省告示第1号）
42 原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済核燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務 (第28号の3)	電離則第52条の7 核燃料物質等取扱業務特別教育規程（平成12年労働省告示第1号）
43 事故由来放射性物質等により汚染され、電離則第2条第2項に規定するものの処分の業務 (第28号の4)	電離則第52条の8 事故由来廃棄物等処分業務特別教育規程（平成25年厚労省告示第140号）
44 電離則第7条の2第3項の特例緊急作業に係る業務 (第28号の5)	電離則第52条の9 特例緊急作業特別教育規程（平成27年厚労省告示第361号）
45 特定粉じん作業（設備による注水又は注油をしながら行う粉じん則第3条各号に掲げる作業に該当するものを除く。）に係る業務 (第29号)	粉じん則第22条 粉じん作業特別教育規程（昭和54年労働省告示第68号）
46 ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業（当該ずい道等の内部において行われるものに限る。）に係る業務 (第30号)	安衛則第39条 安全衛生特別教育規程 （昭和47年労働省告示第92号）
47 産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序等の設定、変更若しくは確認等の4業務 (第31号)	同 上
48 産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整等の業務 (第32号)	同 上
49 自動車（二輪車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務 (第33号)	同 上
50 廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務（53に掲げる業務を除く。） (第34号)	安衛則第39条 安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）
51 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務 (第35号)	同 上
52 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等並びにこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務 (第36号)	同 上
53 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務 (第37号)	石綿則第27条 石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程（平成17年厚労省告示第132号）

危険又は有害な業務（安衛則第36条）	特別教育の科目
54 除染則第二条第七項の除染等業務及び同条第八項の特定線量下業務 (第38号)	除染則第19条 除染等業務特別教育及び特定線量下業務特別教育規程（平成24年厚労省告示第392号）
55 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。） (第39号)	安衛則第39条 安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）
56 ロープ高所作業に係る業務 (第40号)	安衛則第39条 安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）

第 11 表 就業制限業務等一覧表

就業を制限される業務（安衛令第 20 条）	就業するために必要な資格	根拠条文
1 発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務 (第 1 号)	1 発破技士免許を受けた者 2 火薬類取締法第 31 条の火薬類取扱保安責任者免許状を有する者 3 保安技術職員国家試験規則による特定の試験に合格した者	安衛則第 41 条
2 制限荷重が 5 t 以上の揚貨装置の運転の業務 (第 2 号)	揚貨装置運転士免許を受けた者	同 上
3 ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務 (第 3 号)	ボイラー技師免許を受けた者又はボイラー取扱技能講習を修了した者	安衛則第 41 条 ボイラー則第 23 条
4 ボイラー（小型ボイラーを除く。）又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接の業務 (第 4 号)	特別ボイラー溶接士免許（一部については普通ボイラー溶接士免許を受けた者）	安衛則第 41 条 ボイラー則第 9 条・ 第 55 条
5 ボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務 (第 5 号)	ボイラー整備士免許を受けた者	安衛則第 41 条 ボイラー則第 35 条・ 第 70 条
6 つり上げ荷重 5 t 以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務 (第 6 号)	クレーン・デリック運転士免許を受けた者。床上操作式クレーンの運転の業務については、床上操作式クレーン運転技能講習修了者も可	安衛則第 41 条 クレーン則第 22 条
7 つり上げ荷重が 1 t 以上の移動式クレーンの運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第 7 号)	移動式クレーン運転士免許を受けた者。つり上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満の小型移動式クレーンの運転の業務については小型移動式クレーン運転技能講習修了者も可	安衛則第 41 条 クレーン則第 68 条
8 つり上げ荷重が 5 t 以上のデリックの運転の業務 (第 8 号)	クレーン・デリック運転士免許を受けた者	安衛則第 41 条 クレーン則第 108 条
9 潜水器を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務（第 9 号）	潜水土免許を受けた者	安衛則第 41 条 高圧則第 12 条
10 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 (第 10 号)	1 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 2 ガス溶接技能講習を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者	安衛則第 41 条

就業を制限される業務（安衛令第20条）	就業するために必要な資格	根拠条文
<p>11 最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第11号)</p>	<p>1 フォークリフト運転技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法に係る揚重運搬機械運転等港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者 3 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>安衛則第41条</p>
<p>12 機体重量が3 t以上の安衛令別表第7第1号、第2号、第3号又は第6号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第12号) ただし、安衛令別表第7第3号及び第6号に掲げるものの運転は、右欄3に掲げる者を除く。</p>	<p>1 車両系建設機械運転技能講習を修了した者 2 建設機械施工技術検定に合格した者 3 職業能力開発促進法に係る建設機械運転科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者 4 その他労働大臣が定める者</p>	<p>同 上</p>
<p>13 最大荷重が1 t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第13号)</p>	<p>1 ショベルローダー等運転技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法に係る揚重運搬機械運転等港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、ショベルローダー等についての訓練を受けた者 3 その他労働大臣が定める者</p>	<p>同 上</p>
<p>14 最大積載量が1 t以上の不整地運搬車の運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第14号)</p>	<p>1 不整地運搬車運転技能講習を修了した者 2 建設機械施工技術検定に合格した者 3 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>同 上</p>
<p>15 作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転（道路上の運転を除く。）の業務 (第15号)</p>	<p>1 高所作業車運転技能講習を修了した者 2 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>同 上</p>
<p>16 制限荷重が1 t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1 t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務 (第16号)</p>	<p>1 玉掛け技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法に係る玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者 3 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>安衛則第41条 クレーン則第221条</p>

第 12 表 作業環境測定を行うべき作業場等一覧表

測定を必要とする作業場 (安衛令第 21 条)		測 定 事 項	測定時期	記録すべき 事 項	記録 保存 年限
1 土石等の粉じんを著しく発散する 屋内作業場		空気中の粉じんの濃度	6 月以内ごと に 1 回	粉じん則第 26 条	7 年
2 安衛則第 587 条に定める暑熱、寒 冷又は多湿の屋内作業場		気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごと に 1 回	安衛則第 607 条	3 年
3 安衛則第 588 条に定める著しい騒 音を発する屋内作業場		等価騒音レベル	6 月以内ごと に 1 回	安衛則第 590 条	3 年
4 安衛則第 589 条に定める坑内作業 場		炭酸ガスの濃度	1 月以内ごとに 1 回	安衛則第 592 条	3 年
		通気量、気温	半月以内ごとに 1 回	同第 603 条・第 612 条	3 年
5 中央管理方式の空気調和設備を設 けている建築物の事務所		1 一酸化炭素及び二 酸化炭素の含有率 2 室温及び外気温 3 相 対 湿 度	2 月以内ごと に 1 回	事務所則第 7 条	3 年
6 電離則第 53 条に定める放射 線業務を行う作 業場	1 放射線業務 を行う作業場 (管理区域内)	外部放射線による線量 当量率又は線量当量	1 月以内ごと に 1 回	電離則第 54 条	5 年
	2 放射性物質取 扱作業室	空気中の放射性物質の 濃度	1 月以内ごと に 1 回	電離則第 55 条	5 年
	3 坑内におけ る核原料物質 の掘採の業務 を行う作業場				
7	第一類物質又は第二類物質を 製造し、又は取り扱う屋内作業場 等	第一類物質又は第二類 物質の空気中における 濃度	6 月以内ごと に 1 回	特化則第 36 条	3 年 (クロ ム酸 等 30 年)
	石綿等を取り扱い、もしくは試 験研究のため製造する屋内作業 場等	空気中の石綿の濃度	6 月以内ごと に 1 回	石綿則第 36 条	40 年
8 鉛業務のうち一定のものを行う屋 内作業場		空気中の鉛の濃度	1 年以内ごと に 1 回	鉛則第 52 条	3 年
9 酸素欠乏危険場所において作業を 行う作業場		空気中の酸素の濃度	その日の作を 開始する前	酸欠則第 3 条	3 年
10 有機溶剤を製造し、又は取り扱う 業務を行う一定の屋内作業場		空気中の有機溶剤の濃 度	6 月以内ごと に 1 回	有機則第 28 条	3 年

第 4 章

特定の機械等を使用する

事業場に関する規定

特定の機械等を使用する事業場に係る手続ナビ

【機械・装置の設置等の計画の届出】

- | | |
|--|--------|
| 1 危険若しくは有害な作業を必要とする機械等を設置し、若しくは移転し、又これらの主要構造部分を変更しようとする場合の届出手続 | 91 ページ |
|--|--------|

【機械・装置に関する検査】

- | | |
|-----------------|--------|
| 2 性能検査を受ける場合の手続 | 94 ページ |
|-----------------|--------|

【ボイラーに関する手続及び安全管理】

- | | |
|------------------|-----------|
| 3 ボイラーを設置する場合の手続 | 98、99 ページ |
|------------------|-----------|

- | | |
|--------------------------|--------|
| 4 ボイラーの主要構造部分等を変更する場合の手続 | 99 ページ |
|--------------------------|--------|

- | | |
|------------------|--------|
| 5 ボイラーを休止する場合の手続 | 99 ページ |
|------------------|--------|

- | | |
|-------------------|---------|
| 6 ボイラーを再使用する場合の手続 | 100 ページ |
|-------------------|---------|

- | | |
|------------------|---------|
| 7 ボイラーを廃止する場合の手続 | 100 ページ |
|------------------|---------|

- | | |
|---------------------|---------|
| 8 ボイラーの事故が発生した場合の手続 | 100 ページ |
|---------------------|---------|

- | | |
|----------------------------|---------|
| 9 ボイラーの検査証の滅失、損傷の場合の再交付の手続 | 100 ページ |
|----------------------------|---------|

- | | |
|--------------------|---------|
| 10 事業者に変更があった場合の手続 | 101 ページ |
|--------------------|---------|

【小型ボイラーに関する手続及び安全管理】

11 小型ボイラーを設置する場合の手続	104 ページ
---------------------	---------

12 小型ボイラーの事故が発生した場合の手続	104 ページ
------------------------	---------

【第一種圧力容器に関する手続及び安全管理】

13 第一種圧力容器を設置する場合の手続	105、106 ページ
----------------------	-------------

14 第一種圧力容器の主要構造部分等を変更する場合の手続	106 ページ
------------------------------	---------

15 第一種圧力容器を休止する場合の手続	106 ページ
----------------------	---------

16 第一種圧力容器を再使用する場合の手続	107 ページ
-----------------------	---------

17 第一種圧力容器を廃止する場合の手続	107 ページ
----------------------	---------

18 第一種圧力容器の事故が発生した場合の手続	107 ページ
-------------------------	---------

19 第一種圧力容器検査証の滅失、損傷の場合の再交付の手続	107 ページ
-------------------------------	---------

20 事業者に変更があった場合の手続	108 ページ
--------------------	---------

【第二種圧力容器及び小型圧力容器に関する手続及び安全管理】

21 第二種圧力容器の事故が発生した場合の手続	110 ページ
-------------------------	---------

【クレーン等に関する手続及び安全管理】

22 クレーン等を設置する場合の手続	116 ページ
--------------------	---------

23 クレーン等の主要構造部分等を変更する場合の手続	117 ページ
----------------------------	---------

24 クレーン等を休止する場合の手続	117 ページ
--------------------	---------

25 クレーン等を再使用する場合の手続	117 ページ
---------------------	---------

26 クレーン等を廃止する場合の手続	118 ページ
--------------------	---------

27 クレーン等の事故が発生した場合の手続	118 ページ
-----------------------	---------

28 クレーン検査証等の滅失、損傷の場合の再交付の手続	118 ページ
-----------------------------	---------

29 設置者に変更があった場合の手続	118 ページ
--------------------	---------

30 小型クレーン等を設置する場合の手続	122 ページ
----------------------	---------

【ゴンドラに関する手続及び安全管理】

31	ゴンドラを設置する場合の手続	128 ページ
----	----------------	---------

32	ゴンドラの主要構造部分等を変更する場合の手続	128、129 ページ
----	------------------------	-------------

33	ゴンドラを休止する場合の手続	129 ページ
----	----------------	---------

34	ゴンドラを再使用する場合の手続	129 ページ
----	-----------------	---------

35	ゴンドラを廃止する場合の手続	129 ページ
----	----------------	---------

36	ゴンドラの事故が発生した場合の手続	130 ページ
----	-------------------	---------

37	ゴンドラ検査証の滅失、損傷の場合の手続	130 ページ
----	---------------------	---------

38	設置者に変更があった場合の手続	130 ページ
----	-----------------	---------

第4章 特定の機械等を使用する事業場に関する規定

1 機械・装置の設置等の計画の届出

労働基準監督機関への手続

様式 195 ページ

計画の届出

機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、一定のものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに届け出てください（安衛法第88条第1項）。

届出を必要とする機械等は第13表（次頁）のとおりです。

第13表 計画の届出を必要とする機械等一覧表

計画の届出を必要とする機械等	根拠条文
1 ボイラー（小型ボイラーを除く。）	ボイラー則第10条・第41条
2 第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）	ボイラー則第56条・第76条
3 クレーン （つり上げ荷重3t未満（スタッカー式は1t未満）のものを除く。）	クレーン則第5条・第44条
4 移動式クレーン（つり上げ荷重が3t未満のものを除く。）	クレーン則第85条
5 デリック（つり上げ荷重が2t未満のものを除く。）	クレーン則第96条・第129条
6 エレベーター（積載荷重が1t未満のものを除く。）	クレーン則第140条・第163条
7 建設用リフト （ガイドレール又は昇降路の高さが18m未満のもの及び高さが18m以上であっても積載荷重が0.25t未満のものを除く。）	クレーン則第174条・第197条
8 ゴンドラ	ゴンドラ則第10条・第28条
9 動力プレス （機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。）	安衛則第86条 同 別表第7 第1項
10 金属その他の鉱物の溶解炉（容量が1t以上のものに限る。）	〃 第2項
11 化学設備（配管を除く。）（危険物の量が告示で定める基準に満たないものを除く。）	〃 第3項
12 乾燥設備（安衛令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。）	〃 第4項
13 アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）	〃 第5項
14 ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）	〃 第6項
15 機械集材装置（原動機の定格出力が7.5kwを超えるものに限る。）	〃 第7項
16 運材索道（支間の斜距離の合計が350m以上のものに限る。）	〃 第8項
17 軌道装置	〃 第9項
18 型わく支保工（支柱の高さが3.5m以上のものに限る。）	〃 第10項
19 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限る。）	〃 第11項
20 足場 （つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10m以上の構造のものに限る。）	〃 第12項
21 有機溶剤設備等（移動式のものを除く。）	〃 第13項
22 鉛設備等	〃 第14項
23 四アルキル鉛設備等	〃 第15項
24 特定化学設備等	〃 第16項～第20項
25 放射線装置等	〃 第21項
26 中央管理方式の空調設備、機械換気設備	〃 第22項
27 特定粉じん発生源を有する機械設備、型ばらし装置及び局所排気装置	〃 第23項、第24項
28 特定石棉等の発散抑制設備	〃 第25項

2 機械・装置に関する検査

(1) 特定機械等

ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等で、一定のもの（以下「特定機械等」という。）については、労働基準監督機関の長による各種の検査を受けなければなりません（安衛法第38条第3項）。

※ 特定機械等の種類（安衛法第37条、安衛令第12条）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ボイラー（小型ボイラー等を除く。）② 第一種圧力容器（小型圧力容器等を除く。）③ つり上げ荷重が3 t以上(スタッカー式クレーンにあつては1 t以上)のクレーン④ つり上げ荷重が3 t以上の移動式クレーン⑤ つり上げ荷重が2 t以上のデリック⑥ 積載荷重が1 t以上のエレベーター⑦ ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフト（積載荷重が0.25 t未満のものを除く。）⑧ ゴンドラ |
|---|

(2) 落成検査（安衛法第38条第3項）

特定機械等（移動式のものを除く。）を設置したとき。

(3) 使用検査（安衛法第38条第1項）

ボイラー若しくは第一種圧力容器又は移動式クレーン若しくはゴンドラで
ア 一定の期間設置されなかったものを設置しようとするとき。
イ 使用を廃止したものを再び設置し、又は使用するとき。

(4) 変更検査（安衛法第38条第3項）

設置されている特定機械等について一定の部分に変更を加えたとき。

(5) 使用再開検査（安衛法第38条第3項）

使用を休止している特定機械等（建設用リフトを除く。）を再び使用するとき。

(6) 性能検査

落成検査又は使用検査に合格した特定機械等については、労働基準監督機関の長が検査証を交付します（安衛法第39条）。

検査証には有効期間が定められており、この有効期間の更新を受けようとする場合は、登録性能検査機関による性能検査を受けなければなりません（安衛法第41条第1項、第2項）。

人事委員会が職権を行使する事業場に設置されている特定機械等に係る性能検査は、すべて登録性能検査機関が実施することとしています。主な登録性能検査機関は、第14表（次頁）のとおりです。

※ 検査証の有効期間

検査証	有効期間
① ボイラー検査証	1年
② 第一種圧力容器検査証	1年
③ クレーン検査証	2年
④ 移動式クレーン検査証	2年
⑤ デリック検査証	2年
⑥ エレベーター検査証	1年
⑦ 建設用リフト検査証	設置から廃止までの期間
⑧ ゴンドラ検査証	1年

労働基準監督機関への手続

性能検査申請書の提出

性能検査を受けるために、登録性能検査機関に性能検査申請書を提出してください（様式は登録性能検査機関の指定のものに拠ってください）。

性能検査の実施

性能検査は登録性能検査機関が実施します。

検査証の裏書

登録性能検査機関が検査証に検査日、検査の結果を記載した上、検査証に有効期間の更新について記載します。
※検査証の記載欄が満了した場合、登録性能検査機関から続紙の交付を受けてください。（人事委員会への手続きは不要）

第14表 登録性能検査機関

名 称	所 在 地
一般社団法人日本ボイラー協会 京滋検査事務所	〒604-8261 京都市中京区御池通油小路東入 ジョイ御池ビル 2階 (電話 075-255-2359)
一般社団法人日本クレーン協会 京都検査事務所	〒600-8107 京都市下京区五条通室町西入 高橋第6ビル (電話 075-344-6012)

(7) 検定を受けるべき機械等

個別検定又は型式検定を受けなければならない機械等で、検定合格の表示が付されていないものは使用してはなりません（安衛法第44条第6項、第44条の2第7項）。

ア 個別検定を受けるべき機械等（安衛令第14条）

- ① ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置（電氣的制動方式のものに限る。）
- ② 第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

- ③ 小型ボイラー（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）
- ④ 小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

イ 型式検定を受けるべき機械等（安衛令第14条の2）

- ① ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置（電氣的制動方式以外の制動方式のものに限る。）
- ② プレス機械又はシャーの安全装置
- ③ 防爆構造電気機械器具（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。）
- ④ クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置
- ⑤ 防じんマスク（ろ過材及び面体を有するものに限る。）
- ⑥ 防毒マスク（ハロゲンガス用、有機ガス用、一酸化炭素用、アンモニア用及び亜硫酸ガス用のものに限る。）
- ⑦ 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置（可動式のものに限る。）
- ⑧ 動力による駆動されるプレス機械（スライドによる危険を防止するための機構を有するものに限る。）
- ⑨ 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置
- ⑩ 絶縁用保護具（その電圧が、直流にあっては750Vを、交流にあっては300Vを超える充電電路に用いられるものに限る。）
- ⑪ 絶縁用防具（その電圧が、直流にあっては750Vを、交流にあっては300Vを超える充電電路に用いられるものに限る。）
- ⑫ 保護帽（物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防止するためのものに限る。）
- ⑬ 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- ⑭ 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用、有機ガス用、アンモニア用及び亜硫酸ガス用に限る。）

(8) 定期自主検査

事業者は、ボイラーその他機械等で一定のものについては、定期自主検査を行い、その結果を記録し、これを3年間保存しておかなければなりません（安衛法第45条第1項）。

また、事業者は、定期自主検査を行うべき機械等で一定のものについては、一定の資格を有する者又は検査業者に上記の自主検査（特定自主検査）を実施させなければなりません（安衛法第45条第2項）。

ア 定期自主検査を行うべき機械等（安衛令第15条第1項）

第15表（P96、97）のとおりです。

イ 特定自主検査を行うべき機械等（安衛令第15条第2項）

- ① 動力による駆動されるプレス機械
- ② フォークリフト
- ③ 車両系建設機械
- ④ 不整地運搬車
- ⑤ 作業床の高さが2m以上の高所作業車

第 15 表 定期自主検査を行うべき機械等一覧表

機 械 等	自主検査を行うべき時期	検 査 事 項
1 ボイラー（小型ボイラー等を除く。）	1 月以内ごとに 1 回	ボイラー則第 32 条
2 小型ボイラー（船舶安全法等の適用を受けるものを除く。）	1 年以内ごとに 1 回	〃 第 94 条
3 第一種圧力容器（小型圧力容器等を除く。）	1 月以内ごとに 1 回	〃 第 67 条
4 小型圧力容器（船舶安全法等の適用を受けるものを除く。）	1 年以内ごとに 1 回	〃 第 94 条
5 第二種圧力容器（ 〃 ）	1 年以内ごとに 1 回	〃 第 88 条
6 つり上げ荷重 0.5 t 以上のクレーン（スタッカー式クレーンを含む。）	1 年以内ごとに 1 回 1 月以内ごとに 1 回	クレーン則第 34 条 〃 第 35 条
7 移動式クレーン（つり上げ荷重 0.5t 以上）	1 年以内ごとに 1 回 1 月以内ごとに 1 回	〃 第 76 条 〃 第 77 条
8 デリック（つり上げ荷重 0.5t 以上）	1 年以内ごとに 1 回 1 月以内ごとに 1 回	〃 第 119 条 〃 第 120 条
9 エレベーター（積載荷重 0.25t 以上）	1 年以内ごとに 1 回 1 月以内ごとに 1 回	〃 第 154 条 〃 第 155 条
10 ガイドレールの高さ 10m 以上の建設用リフト（積載荷重 0.25t 以上）	1 月以内ごとに 1 回	〃 第 192 条
11 簡易リフト（積載荷重 0.25t 以上）	1 年以内ごとに 1 回 1 月以内ごとに 1 回	〃 第 208 条 〃 第 209 条
12 ゴンドラ	1 月以内ごとに 1 回	ゴンドラ則第 21 条
13 プレス機械（動力により駆動されるもの）	1 年以内ごとに 1 回	安衛則第 134 条の 3
14 シャー（ 〃 ）	1 年以内ごとに 1 回	〃 第 135 条
15 絶縁用保護具（一定の充電電路に用いられるものに限る。）	6 月以内ごとに 1 回	〃 第 351 条
16 絶縁用防具（ 〃 ）	6 月以内ごとに 1 回	〃 第 351 条
17 活線作業用装置（ 〃 ）	6 月以内ごとに 1 回	〃 第 351 条
18 活線作業用器具（ 〃 ）	6 月以内ごとに 1 回	〃 第 351 条
19 フォークリフト	1 年以内ごとに 1 回 1 月以内ごとに 1 回	〃 第 151 条の 21 〃 第 151 条の 22
20 ショベルローダー	1 年以内ごとに 1 回 1 月以内ごとに 1 回	〃 第 151 条の 31 〃 第 151 条の 32
21 フォークローダー	1 年以内ごとに 1 回 1 月以内ごとに 1 回	〃 第 151 条の 31 〃 第 151 条の 32

機 械 等	自主検査を行うべき時期	検 査 事 項
22 ストラルドキャリア	1年以内ごとに1回 1月以内ごとに1回	安衛則第151条の38 " 第151条の39
23 不整地運搬車	2年以内ごとに1回 1月以内ごとに1回	" 第151条の53 " 第151条の54
24 高所作業車（作業床の高さ2m以上）	1年以内ごとに1回 1月以内ごとに1回	" 第194条の23 " 第194条の24
25 車両系建設機械	1年以内ごとに1回 1月以内ごとに1回	" 第167条 " 第168条
26 遠心機械（動力により駆動されるもの）	1年以内ごとに1回	" 第141条
27 化学設備（配管を除く。）及びその附属設備	2年以内ごとに1回	" 第276条
28 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置（これらの配管のうち、地下に埋設された部分を除く。）	1年以内ごとに1回	" 第317条
29 乾燥設備及びその附属設備	1年以内ごとに1回	" 第299条
30 電気機関車等	3年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 1月以内ごとに1回	" 第228条 " 第229条 " 第230条
31 局所排気装置等	1年以内ごとに1回	有機則第20条・第20条の2、鉛則第35条、特化則第30条、粉じん則第17条、石綿則第22条
32 特定化学設備（一定のものを除く。）及びその附属設備	2年以内ごとに1回	特化則第31条
33 ガンマ線照射装置（透過写真撮影用）	1月以内ごとに1回 6月以内ごとに1回	電離則第18条の5 " 第18条の6

3 ボイラーに関する手続及び安全管理

ボイラーは、その内部に膨大なエネルギーを保有しており、爆発、破裂等の災害を引き起こす危険が大きいため、安衛法では一定の基準に達するボイラーを危険な作業を必要とする特定機械等に指定し、ボイラー則で様々な規制をしています。特定機械等であるボイラーを設置する場合、主要構造部分を変更する場合、休止する場合、再使用する場合、廃止する場合、事故があった場合等では、労働基準監督機関への手続が必要です。

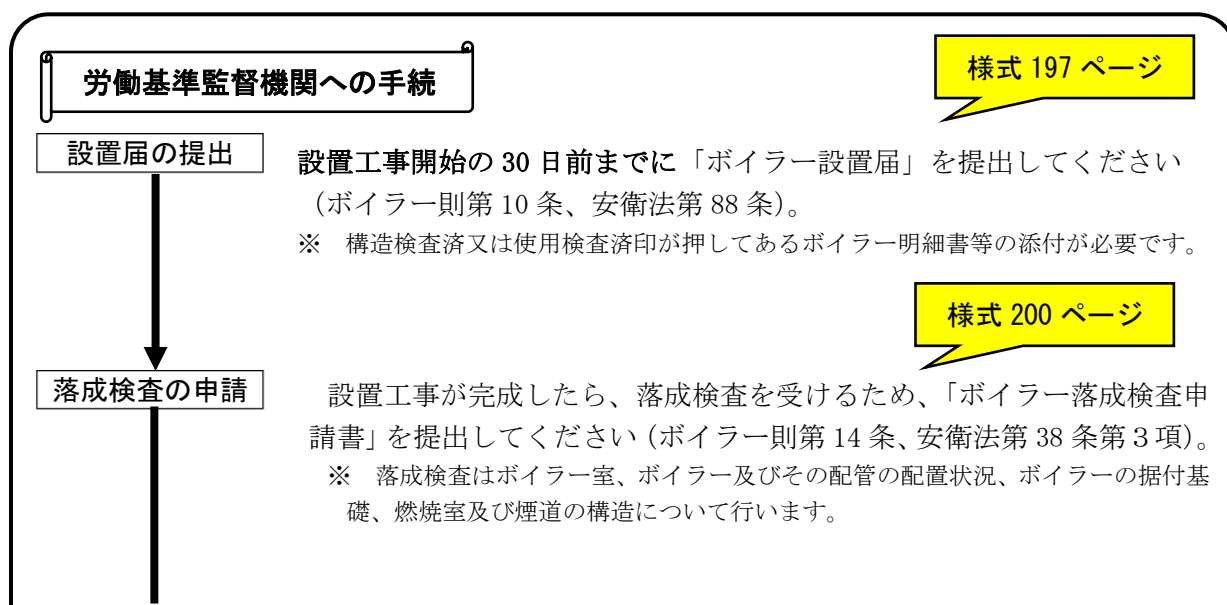
(1) ボイラーの定義

ボイラーには蒸気ボイラー及び温水ボイラーがあり、その定義は第 16 表のとおりです。ボイラーはボイラー則上、その性能により第 20 表（P111、112）ように分類されます。

第 16 表 ボイラーの定義

種 類		定 義
ボ イ ラ ー	蒸 気 ボイラー	火気、燃焼ガスその他の高温ガス又は電気により、水又は熱媒を加熱して、大気圧を超える圧力の蒸気を発生させてこれを他に供給する装置並びにこれに附設された過熱器及び節炭器をいう（昭 47.9.18 基発 602 号）。
	温 水 ボイラー	燃焼ガスその他の高温ガス又は電気により、圧力を有する水又は熱媒を加熱してこれを他に供給する装置をいう（昭 47.9.18 基発 602 号）。
	貫 流 ボイラー	単一の加熱管（単管式）又は 2 本以上の加熱管及び管寄せ（多管式）の一端から水又は熱媒を送り込み、他端から蒸気、温水等を取り出し、他に供給する装置をいう（昭和 38.3.18 基発 267 号）。
小型ボイラー		ボイラーのうち一定の規模又は圧力以下のもの（安衛令第 1 条第 4 号）

(2) ボイラーを設置する場合の手続



↓

検査証の交付

落成検査に合格したボイラーに「ボイラー検査証」が交付されます（ボイラー則第 15 条）。
ボイラー検査証を受けなければ、ボイラーを使用することができません（安衛法第 40 条第 1 項）。
検査証の有効期間は 1 年です。有効期間を更新するためには性能検査を受けなければなりません（ボイラー則第 37 条、第 38 条）。
→ P93、94 参照

(3) ボイラーの主要構造部分等を変更する場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 201 ページ

変更届の提出

工事開始の 30 日前までに「ボイラー変更届」を提出してください（ボイラー則第 41 条、安衛法第 88 条）。

- ※ ボイラー検査証、変更内容を示す図面の添付が必要です。
- ※ 主要構造部分の変更とは、①胴、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井板、管板、管寄せ又はステー、②付属設備、③燃焼装置、④据付基礎の変更をいいます。

様式 202 ページ

変更検査の申請

変更工事が完成したら、変更検査を受けるため、「ボイラー変更検査申請書」を提出してください（ボイラー則第 42 条）。

検査証の裏書

変更検査に合格したボイラーのボイラー検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書されます（ボイラー則第 43 条）。

(4) ボイラーを休止する場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 203 ページ

休止報告書の提出

休止しようとする期間がボイラー検査証の有効期間を経過した後にわたるときは、**当該ボイラー検査証の有効期間中に**「ボイラー休止報告書」を提出してください（ボイラー則第 45 条）。

(5) ボイラーを再使用する場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 204 ページ

使用再開検査の申請

使用を休止したボイラーを再び使用するときは、「ボイラー使用再開検査申請書」を提出してください（ボイラー則第 46 条）。

使用再開検査の実施

検査証の裏書

使用再開検査に合格したボイラーのボイラー検査証に検査期日及び検査結果について裏書されます（ボイラー則第 47 条）。

(6) ボイラーを廃止する場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 205 ページ

ボイラー検査証の返還

ボイラーの使用を廃止したときは、遅滞なく当該ボイラー検査証を交付した労働基準監督機関の長に返還してください（ボイラー則第 48 条）。

(7) ボイラーの事故が発生した場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 189 ページ

事故報告書の提出

ボイラー（小型ボイラーを除く。）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準じる事故が発生したときは、遅滞なく、事故報告書を提出してください（安衛法第 100 条第 1 項、安衛則第 96 条第 1 項第 2 号）。

(8) ボイラー検査証の滅失、損傷の場合の再交付の手続

労働基準監督機関への手続

様式 206 ページ

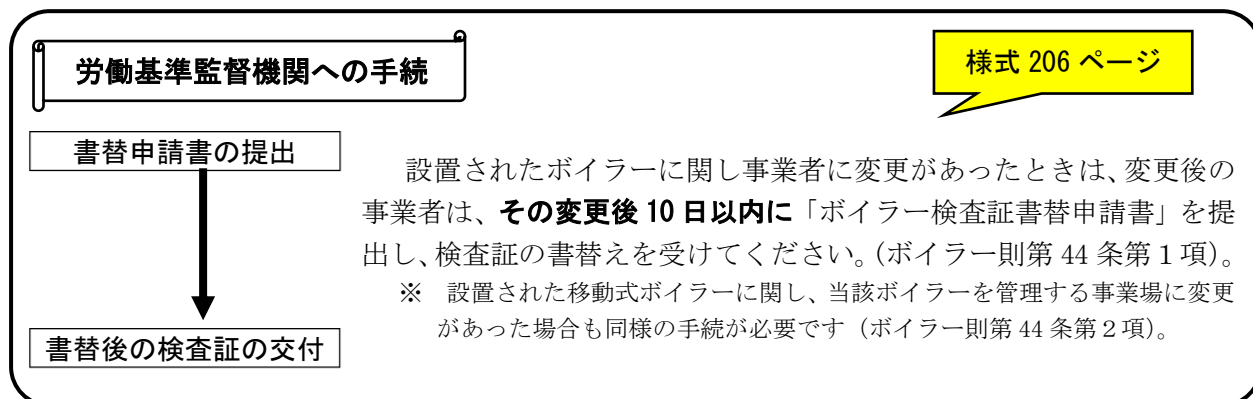
再交付申請書の提出

ボイラー検査証を滅失又は損傷した場合は、「ボイラー検査証再交付申請書」を提出してください（ボイラー則第 15 条第 2 項）。

検査証の再交付

※ 検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面を添付すること。
※ 検査証を損傷したときは、当該検査証を添付すること。

(9) 事業者等に変更があった場合の手続



(10) ボイラーの管理について

ア 就業制限

事業者は、ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務については、一定の資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはなりません（ボイラー則第 23 条、安衛法第 61 条第 1 項）。

※ 資格

特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者
ただし、次に掲げるボイラーの取扱いの業務については、ボイラー取扱技能講習修了者を当該業務につかせることができます（安衛令第 20 条第 5 号、安衛則別表第 3）。

- ① 胴の内径が 750 mm 以下で、かつ、その長さが 1,300 mm 以下の蒸気ボイラー
- ② 伝熱面積が 3 m² 以下の蒸気ボイラー
- ③ 伝熱面積が 14 m² 以下の温水ボイラー
- ④ 伝熱面積が 30 m² 以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 400 mm 以下で、かつ、その内容積が 0.4 m³ 以下のものに限る。）。

※ ①～④のボイラーは通称で「小規模ボイラー」と呼ばれますが、法令上の用語ではありません。

イ ボイラー取扱作業主任者の選任

事業者は、ボイラーの取扱いの作業について、一定の資格を有する者のうちから、ボイラー取扱作業主任者を選任しなければなりません（ボイラー則第 24 条、安衛法第 14 条）

① 資格

第 17 表（次頁）のとおりです。

② 職務内容（ボイラー則第 25 条）

- ・ 圧力、水位及び燃焼状態を監視すること。
- ・ 急激な負荷の変動を与えないように努めること。
- ・ 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
- ・ 安全弁の機能保持に努めること。
- ・ 1 日 1 回以上水面測定装置の機能を点検すること。
- ・ 適宜、吹出しを行い、ボイラー水の濃縮を防ぐこと。
- ・ 給水装置の機能保持に努めること。
- ・ 低水位燃焼しゃ断装置、火炎検出装置その他の自動制御装置を点検し、及び調整すること。
- ・ ボイラーについて異状を認めたときは、直ちに必要な措置を講じること。
- ・ 排出されるばい煙の測定濃度及びボイラー取扱い中における異常の有無を記録すること。

第 17 表 ボイラー取扱作業主任者の資格（ボイラー則第 24 条第 1 項）

取り扱うボイラーの種類	資格を有する者
伝熱面積の合計が 500 m ² 以上（貫流ボイラーのみの場合を除く。）	特級ボイラー技士
伝熱面積の合計が 25 m ² 以上 500 m ² 未満（貫流ボイラーのみの場合で、その伝熱面積の合計が 500 m ² 以上のときを含む。）	特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士
伝熱面積の合計が 25 m ² 未満	特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士
アの①～④のボイラー（小規模ボイラー）のみの場合	特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習修了者

注 伝熱面積の合計の求め方（ボイラー則第 24 条第 2 項）

- ・ 貫流ボイラーについては、その伝熱面積に 10 分の 1 を乗じて得た値を当該貫流ボイラーの伝熱面積とすること。
- ・ 廃熱ボイラーについては、その伝熱面積に 2 分の 1 を乗じて得た値を当該廃熱ボイラーの伝熱面積とすること。
- ・ 小規模ボイラーについては、その伝熱面積を算入しないこと。
- ・ ボイラーに圧力等に係る異常があった場合に当該ボイラーを安全に停止させることができる機能等を有する自動制御装置であって厚生労働大臣が定めるものを備えたボイラーについては、当該ボイラー（当該ボイラーのうち、最大の伝熱面積を有するボイラーを除きます。）の伝熱面積を算入しないことができること。

ウ ボイラー室の管理等

事業者は、ボイラー室の管理等について、一定の事項を行わなければならない（ボイラー則第 29 条、安衛法第 20 条第 1 号）。

※ ボイラー室の管理等について行わなければならない事項

- ① ボイラー室その他のボイラー設置場所に、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に掲示すること。
- ② ボイラー室には、必要がある場合のほか、引火しやすいものを持ち込ませないこと。
- ③ ボイラー室には、水面計のガラス管、ガスケットその他の必要な予備品及び修繕用工具類を備えておくこと。
- ④ ボイラー検査証並びにボイラー取扱作業主任者の資格及び氏名をボイラー室その他のボイラー設置場所の見やすい箇所に掲示すること。
- ⑤ 移動式ボイラーにあつては、ボイラー検査証又はその写しをボイラー取扱作業主任者に所

持させること。

- ⑥ 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間にすき間が生じたときは、速やかに補修すること。

エ 定期自主検査

事業者は、ボイラーについて、その使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期的に、一定の事項について自主検査を行わなければなりません（ボイラー則第32条第1項、安衛法第45条第1項）。自主検査において異状を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければなりません（ボイラー則第33条）。

また、事業者は、上記の定期自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければなりません（ボイラー則第32条第3項、安衛法第45条第1項）。

① 検査事項

第18表のとおりです。

② 厚生労働大臣が公表する自主検査指針

自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、「ボイラーの定期自主検査指針」（昭61.7.7自主検査指針公示11号）が公示されています。

第18表 ボイラーの定期自主検査の検査事項

項 目		点 検 事 項
ボイラー本体		損傷の有無
燃 焼 装 置	油加熱器及び燃料送給装置	損傷の有無
	バーナ	汚れ又は損傷の有無
	ストレーナ	つまり又は損傷の有無
	バーナタイル及び炉壁	汚れ又は損傷の有無
	ストーカ及び火格子煙道	損傷の有無 漏れその他の損傷の有無及び通風圧の異常の有無
自 動 制 御 装 置	起動及び停止の装置、 火炎検出装置、燃料し ゃ断装置、水位調節装 置並びに圧力調節装置	機能の異常の有無
	電気配線	端子の異常の有無
附属装置及び附属品	給水装置	損傷の有無及び作動の状態
	蒸気管及びこれに附属 する弁	損傷の有無及び保温の状態
	空気予熱器	損傷の有無
	水処理装置	機能の異常の有無

4 小型ボイラーに関する手続及び安全管理

小型ボイラーは、ゲージ圧力や伝熱面積が小規模のボイラーで、安衛令第1条第4号において定義されています（第20表、P111、112参照）。

なお、小型ボイラーとボイラー取扱技能講習修了者が取り扱うことができる小規模ボイラー（法令上の用語でなく、通称）とは定義が異なります。

(1) 小型ボイラーを設置する場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 198 ページ

設置報告書の提出

小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、「小型ボイラー設置報告書」を提出してください（ボイラー則第91条）。

(2) 小型ボイラーの事故が発生した場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 189 ページ

事故報告書の提出

小型ボイラーの破裂の事故が発生したときは、遅滞なく、事故報告書を提出してください（安衛法第100条第1項、安衛則第96条第1項第3号）。

(3) 小型ボイラーの管理について

ア 特別の教育

事業者は、小型ボイラーの取扱いの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければなりません（ボイラー則第92条、安衛法第59条第3項）。

イ 定期自主検査

事業者は、小型ボイラーについて、その使用を開始した後、1年以内ごとに1回、定期的に、一定の事項について自主検査を行わなければなりません（ボイラー則第94条第1項）。自主検査において異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければなりません（ボイラー則第95条）。

また、事業者は、上記の定期自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければなりません（ボイラー則第94条第3項、安衛法第45条第1項）。

※ 検査事項

ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び附属品の損傷又は異常の有無

5 第一種圧力容器に関する手続及び安全管理

第一種圧力容器は、ボイラーと同様にその内部に膨大なエネルギーを保有しており、爆発、破裂等の災害を引き起こす危険が大きいため、安衛法では一定の基準に達した第一種圧力容器を危険な作業を必要とする特定機械等に指定し、ボイラー則で様々な規制をしています。特定機械等である第一種圧力容器を設置する場合、主要構造部分を変更する場合、休止する場合、再使用する場合、廃止する場合、事故があった場合等では、労働基準監督機関への手続が必要です。

(1) 圧力容器の定義

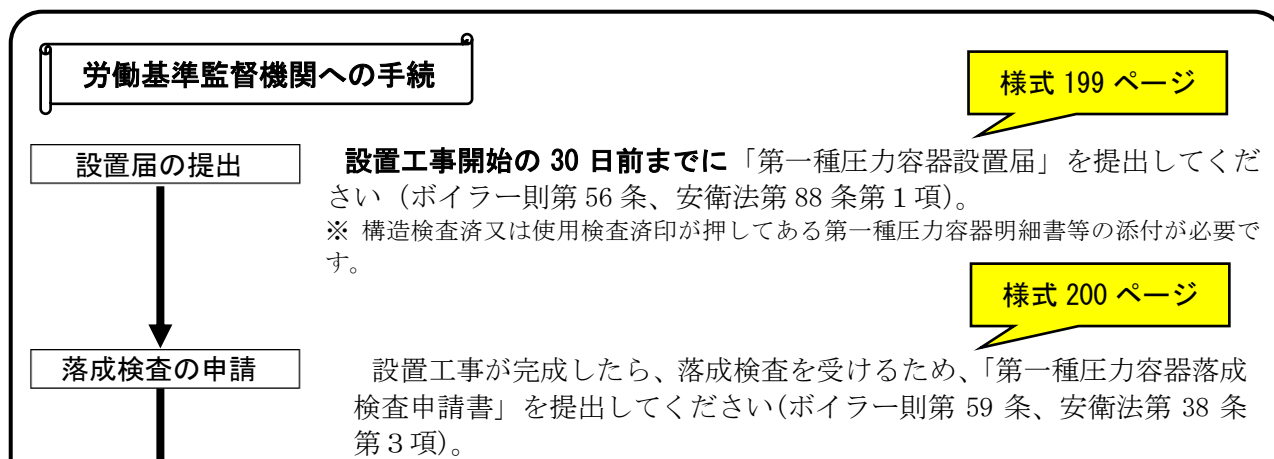
圧力容器には、第一種圧力容器及び第二種圧力容器があり、その定義は第 19 表のとおりです。

第 19 表 圧力容器の定義

種 類		定 義
圧 力 容 器	第一種 圧力容器	1 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（安衛令第 1 条第 5 号イ） 2 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（安衛令第 1 条第 5 号ロ） 3 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（安衛令第 1 条第 5 号ハ） 4 1～3 のほか大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器（安衛令第 1 条第 5 号ニ）
	第二種 圧力容器	ゲージ圧力 0.2MPa 以上の気体をその内部に保有する容器（第一種圧力容器を除く。）で、一定の規模以上のもの（安衛令第 1 条第 7 号）
小型圧力容器		第一種圧力容器のうち一定の規模又は圧力以下のもの（安衛令第 1 条第 6 号）

注 1MPa（メガパスカル）＝10 kg/cm²

(2) 第一種圧力容器を設置する場合の手続



↓
検査証の交付

落成検査に合格した第一種圧力容器に「第一種圧力容器検査証」が交付されます（ボイラー則第 60 条）。

第一種圧力容器検査証を受けなければ、第一種圧力容器を使用することができません（安衛法第 40 条第 1 項）。

検査証の有効期間は 1 年です。有効期間を更新するためには性能検査を受けなければなりません（ボイラー則第 72 条、第 73 条）。

→ P93、94 参照

(3) 第一種圧力容器の主要構造部分等を変更する場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 201 ページ

変更届の提出

工事開始の 30 日前までに「第一種圧力容器変更届」を提出してください（ボイラー則第 76 条、安衛法第 88 条）。

※ 第一種圧力容器検査証、変更内容を示す図面の添付が必要です。

※ 主要構造部分の変更とは、胴、鏡板、底板、管板、ふた板又はステアーの変更をいいます。

様式 202 ページ

変更検査の申請

変更工事が完成したら、変更検査を受けるため、「第一種圧力容器変更検査申請書」を提出してください（ボイラー則第 77 条）。

検査証の裏書

変更検査に合格した第一種圧力容器の第一種圧力容器検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書されます（ボイラー則第 78 条）。

(4) 第一種圧力容器を休止する場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 203 ページ

休止報告書の提出

休止しようとする期間が第一種圧力容器検査証の有効期間を経過した後には、**当該第一種圧力容器検査証の有効期間中に**「第一種圧力容器休止報告書」を提出してください（ボイラー則第 80 条）。

(5) 第一種圧力容器を再使用する場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 204 ページ

使用再開検査の申請

使用を休止した第一種圧力容器を再び使用するときは、「第一種圧力容器使用再開検査申請書」を提出してください（ボイラー則第 81 条）。

使用再開検査の実施

検査証の裏書

使用再開検査に合格した第一種圧力容器の第一種圧力容器検査証に検査期日及び検査結果について裏書されます（ボイラー則第 82 条）。

(6) 第一種圧力容器を廃止する場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 205 ページ

第一種圧力容器検査証の返還

第一種圧力容器の使用を廃止したときは、遅滞なく、当該第一種圧力容器検査証を交付した労働基準監督機関の長に返還してください（ボイラー則第 83 条）。

(7) 第一種圧力容器の事故が発生した場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 189 ページ

事故報告書の提出

第一種圧力容器の破裂の事故が発生したときは、遅滞なく、事故報告書を提出してください（安衛法第 100 条第 1 項、安衛則第 96 条第 1 項第 3 号）。

(8) 第一種圧力容器検査証の滅失、損傷の場合の再交付の手続

労働基準監督機関への手続

様式 206 ページ

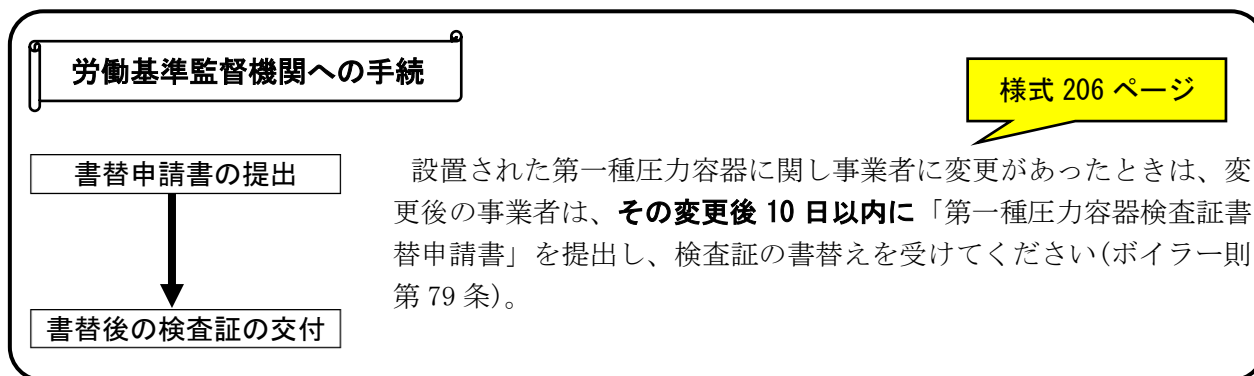
再交付申請書の提出

第一種圧力容器検査証を滅失し又は損傷した場合は、「第一種圧力容器検査証再交付申請書」を提出してください（ボイラー則第 60 条第 2 項）。

検査証の再交付

- ※ 検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面を添付すること。
- ※ 検査証を損傷したときは、当該検査証を添付すること。

(9) 事業者に変更があった場合の手続



(10) 第一種圧力容器の管理について

ア 第一種圧力容器取扱作業主任者の選任

事業者は、第一種圧力容器（一定の容器を除く。）の取扱いの作業については、一定の資格を有する者のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任しなければなりません（ボイラー則第 62 条、安衛法第 14 条）。

① 取扱作業主任者を選任する必要がない第一種圧力容器（安衛令第 6 条第 17 号）

(ア) 第 19 表（P105）の 1 の第一種圧力容器で、内容積が 5 m³以下のもの

(イ) 第 19 表（P105）の 2～4 の第一種圧力容器で、内容積が 1 m³以下のもの

② 資格

(ア) 化学設備（安衛令第 9 条の 3 第 1 号の化学設備）に係る第一種圧力容器の取扱いの作業
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者

(イ) (ア)以外の作業

特級ボイラー技士、一級ボイラー技士若しくは二級ボイラー技士又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者

③ 職務内容（ボイラー則第 63 条）

- ・ 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
- ・ 安全弁の機能の保持に努めること。
- ・ 第一種圧力容器を初めて使用するとき、又はその使用方法若しくは取り扱う内容物の種類を変えるときは、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知徹底させるとともに、当該作業を直接指揮すること。
- ・ 第一種圧力容器及びその配管に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講じること。
- ・ 第一種圧力容器の内部における温度、圧力等の状態について随時点検し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講じること。
- ・ 第一種圧力容器に係る設備の運転状態について必要な事項を記録するとともに、交替時には、確実にその引継ぎを行うこと。

④ 掲示

事業者は、第一種圧力容器取扱作業主任者の氏名を第一種圧力容器を設置している場所の見やすい箇所に掲示しなければなりません（ボイラー則第 66 条、安衛法第 20 条第 1 号）。

イ 定期自主検査

事業者は、第一種圧力容器について、その使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に、一定の事項について自主検査を行わなければなりません（ボイラー則第67条第1項、安衛法第45条第1項）。自主検査において異状を認めたときは、補修その他の必要な措置を講じなければなりません（ボイラー則第68条）。

また、事業者は、上記の自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければなりません（ボイラー則第67条第3項、安衛法第45条第1項、第103条第1項）。

※ 検査事項

- ① 本体の損傷の有無
- ② ふたの締付けボルトの摩耗の有無
- ③ 管及び弁の損傷の有無

6 第二種圧力容器及び小型圧力容器に関する手続及び安全管理

第二種圧力容器及び小型圧力容器の定義については、第 19 表（P105）を参照してください。

(1) 第二種圧力容器の事故が発生した場合の手続

労働基準監督機関への手続	様式 189 ページ
事故報告書の提出	第二種圧力容器の破裂の事故が発生したときは、遅滞なく、事故報告書を提出してください(安衛法第 100 条第 1 項、安衛則第 96 条第 1 項第 3 号)。

(2) 定期自主検査

ア 第二種圧力容器

事業者は、第二種圧力容器について、その使用を開始した後、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、一定の事項について自主検査を行わなければなりません（ボイラー則第 88 条第 1 項、安衛法第 45 条第 1 項）。自主検査において異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければなりません（ボイラー則第 89 条）。

また、事業者は、上記の自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを 3 年間保存しなければなりません（ボイラー則第 88 条第 3 項、安衛法第 45 条第 1 項、第 103 条第 1 項）。

※ 検査事項

- ① 本体の損傷の有無
- ② ふたの締付けボルトの摩耗の有無
- ③ 管及び弁の損傷の有無

イ 小型圧力容器

事業者は、小型圧力容器について、その使用を開始した後、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、一定の事項について自主検査を行わなければなりません（ボイラー則第 94 条第 1 項、安衛法第 45 条第 1 項）。自主検査において異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければなりません（ボイラー則第 95 条）。

また、事業者は、上記の自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを 3 年間保存しなければなりません（ボイラー則第 94 条第 3 項、安衛法第 45 条第 1 項、第 103 条第 1 項）。

※ 検査事項

本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は摩耗の有無

第 20 表 ボイラー及び圧力容器の分類（安衛令第 1 条第 3～第 7 号）

種類		区分	特 定 機 械 等 で あ る ボ イ ラ ー
ボ イ ラ ー		蒸気ボイラー	<p>ボイラー則が適用されるボイラーで小型ボイラー以外のもの。ただし、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く（安衛法第 37 条第 1 項、安衛令第 1 条第 3 号、同令第 12 条第 1 項第 1 号、ボイラー則第 1 条第 1 号・第 2 号）。</p>
		温水ボイラー	
		貫流ボイラー	
第一種圧力容器			<p>特定機械等である第一種圧力容器</p> <p>ボイラー則が適用される第一種圧力容器で小型圧力容器以外のもの。ただし、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く（安衛法第 37 条第 1 項、安衛令第 1 条第 5 号、同令第 12 条第 1 項第 2 号）。</p>
第二種圧力容器			<p>ゲージ圧力 0.2MPa 以上の気体をその内部に保有する容器(第一種圧力容</p> <p>1 内容積が 0.04m³ 以上の容器</p> <p>2 胴の内径が 200mm 以上で、かつ、その長さが 1,000mm 以上の容器</p>

小 型 ボ イ ラ ー	ボイラー則が適用されないボイラー
<p>次のいずれかに該当するもの（右欄のボイラー則が適用されないボイラーを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用するもので <ol style="list-style-type: none"> (1) 伝熱面積が 1 m²以下のもの (2) 胴の内径が 300 mm以下で、かつ、その長さが 600 mm以下のもの 2 伝熱面積が 3.5 m²以下のもので <ol style="list-style-type: none"> (1) 大気に開放した内径が 25 mm以上の蒸気管を取り付けたもの (2) ゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25 mm以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの 	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用するもので <ol style="list-style-type: none"> (1) 伝熱面積が 0.5 m²以下のもの (2) 胴の内径が 200 mm以下で、かつ、その長さが 400 mm以下のもの 2 ゲージ圧力 0.3MPa 以下で使用するもので、内容積が 0.0003 m³以下のもの 3 伝熱面積が 2 m²以下のもので、大気に開放した内径が 25 mm以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.5MPa 以下で、かつ、内径が 25 mm以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
<p>次のいずれかに該当するもの（右欄のボイラー則が適用されないボイラーを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ゲージ圧力 0.1MPa 以下のもので、伝熱面積が 8 m²以下のもの 2 ゲージ圧力 0.2MPa 以下のもので、伝熱面積が 2 m²以下のもの 	<p>ゲージ圧力 0.1MPa 以下のもので、伝熱面積が 4 m²以下のもの</p>
<p>ゲージ圧力 1 MPa 以下で使用するもの（管寄せの内径が 150 mmを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 10 m²以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 300 mm以下で、かつ、その内容積が 0.07 m³以下のものに限る。）（右欄のボイラー則が適用されないボイラーを除く。）</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ゲージ圧力 1 MPa 以下で使用するもの（管寄せの内径が 150 mmを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 5 m²以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 200 mm以下で、かつ、その内容積が 0.02 m³以下のものに限る。） 2 内容積が 0.004 m³以下のもの（管寄せ及び気水分離のいずれも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m³で表した数値との積が 0.02 以下のもの
小 型 圧 力 容 器	ボイラー則が適用されない第一種圧力容器
<p>第一種圧力容器のうち、次のいずれかに該当するもの（右欄のボイラー則が適用されない第一種圧力容器を除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.2 m³以下のもの又は胴の内径が 500 mm以下で、かつ、その長さが 1,000 mm以下のもの 2 その使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m³で表した数値との積が 0.02 以下の容器 	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用するもので、内容積が 0.04 m³以下のもの又は胴の内径が 200 mm以下で、かつ、その長さが 1,000 mm以下のもの 2 その使用する最高のゲージ圧力を MPa で表した数値と内容積を m³で表した数値との積が 0.004 以下のもの

器を除く。)のうち、次に掲げる容器をいう。

1 MPa (メガパスカル) = 10 kg/□

<参 考>

第 21 表 ボイラー則に規定する手続一覧表

種 類 必要な手続		ボイラー		小型ボイラー		第 一 種 圧力容器		第 二 種 圧力容器		小 型 圧力容器	
		○	第 10 条	×		○	第 56 条	×		×	
設置する場合	設 置 届	○	第 10 条	×		○	第 56 条	×		×	
	設 置 報 告	△	移 動 式 は 必 要 第 11 条	○	第 91 条	×		×		×	
設置後有効 に使用管理 する場合	落 成 検 査	○	第 14 条	×		○	第 59 条	×		×	
	性 能 検 査	○	第 38 条 第 39 条	×		○	第 73 条 第 74 条	×		×	
	取扱作業主任 者の 選 任	○	第 24 条	×		○	第 62 条	×		×	
設置後部分 的な変更を 行う場合	変 更 届	○	第 41 条	×		○	第 76 条	×		×	
	変 更 検 査	○	第 42 条	×		○	第 77 条	×		×	
爆発等の事 故があった 場合	事 故 報 告	○	安 衛 則 第 96 条	○	安 衛 則 第 96 条	○	安 衛 則 第 96 条	○	安 衛 則 第 96 条	×	
使用を休止 又は使用を 再開する場 合	休 止 報 告	○	第 45 条	×		○	第 80 条	×		×	
	使用再開検査	○	第 46 条	×		○	第 81 条	×		×	
使用を廃止 した場合	検査証の返還	○	第 48 条	×		○	第 83 条	×		×	

注 ○………手続を必要とする。 ×……… 手続を必要としない。

7 クレーン等に関する手続及び安全管理

クレーン等の荷役用機械は、重量物を運搬することから、構造上又は操作上の欠陥は直ちに倒壊、つり荷の落下等を招くことがあるため、安衛法では一定の基準に達したクレーン等を危険な作業を必要とする特定機械等に指定し、クレーン則で様々な規制をしています。特定機械等であるクレーン等を設置する場合、主要構造部分を変更する場合、休止する場合、再使用する場合、廃止する場合、事故があった場合等では、労働基準監督機関への手続が必要です。

(1) クレーン等の定義

クレーン則によって、規制が定められている機械等は6種類あり、それぞれの機械の定義は、第22表のとおりです。また、クレーン則上、その性能により、特定機械等、小型の機械等及びクレーン則が適用されない機械等に分類され（第23表・P119）、それぞれ異なる規制を受け、それぞれ異なる手続が必要となります（第25表・P125）。

以下、クレーン則の適用を受けるクレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、簡易リフト）に係るクレーン則による規制について説明します。

第22表 クレーン等の定義

種 別	定 義
クレーン	荷を動力を用いてつり上げ、及びこれを水平に運搬することを目的とする機械装置（天井クレーン、ジブクレーン、テルハ等）（昭47.9.18基発602号）
移動式クレーン	原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーン（トラッククレーン、ホイールクレーン等）（安衛令第1条第8号）
デリック	荷を動力を用いてつり上げることを目的とする機械装置であって、マスト又はブームを有し、原動力を別置し、ワイヤロープにより操作されるもの（昭47.9.18基発602号）
エレベーター	人及び荷（人又は荷のみの場合を含む。）をガイドレールに沿って昇降する搬器にのせて、動力を用いて運搬することを目的とする機械装置（昭47.9.18基発602号）
建設用リフト	荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が80度未満のスキップホイストを除く。）（安衛令第1条第10号）
簡易リフト	エレベーター（一部のものを除く。）のうち荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が1㎡以下又はその天井の高さが1.2m以下のもの（建設用リフトを除く。）（安衛令第1条第9号）

(2) クレーン等を設置する場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 207, 208, 209 ページ

設置届の提出

設置工事開始の 30 日前までに「クレーン設置届」等を提出してください（クレーン則第 5 条、第 96 条、第 140 条、第 174 条）。

※ 特定機械等であるクレーン、デリック、エレベーター及び建設用リフトを設置する場合に設置届の提出が必要です。

※ クレーン明細書等の明細書の添付が必要です。

様式 210 ページ

落成検査の申請

設置工事が完成したら、落成検査を受けるため、「クレーン落成検査申請書」等を提出してください（クレーン則第 6 条、第 97 条、第 141 条、第 175 条）。

検査証の交付

落成検査に合格したクレーン等に「クレーン検査証」等が交付されます（クレーン則第 9 条、第 99 条、第 143 条、第 177 条）。

クレーンその他の特定機械等は、検査証を受けなければ、使用することができません（安衛法第 40 条第 1 項）

クレーン等の検査証の有効期間は次のとおりです。

種 類	有効期間	根拠規定
クレーン検査証	2 年	クレーン則第 10 条
移動式クレーン検査証	2 年	同第 60 条
デリック検査証	2 年	同第 100 条
エレベーター検査証	1 年	同第 144 条
建設用リフト検査証	設置から廃止までの間	同第 178 条

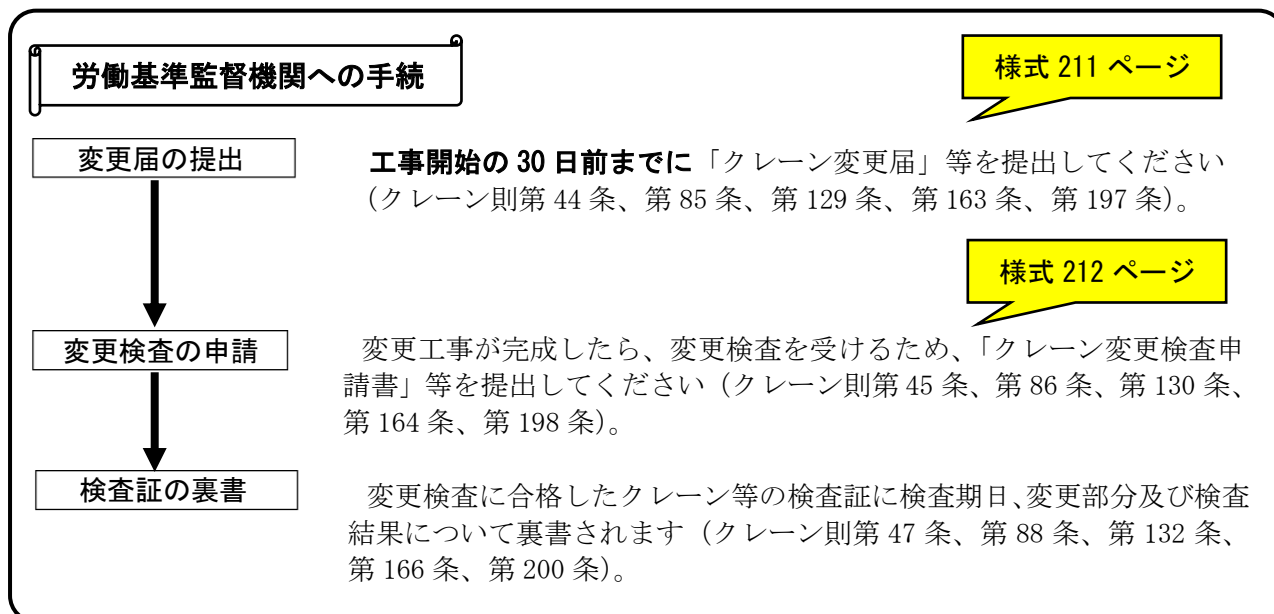
クレーン等の有効期間を更新するためには性能検査を受けなければなりません（クレーン則第 40 条、第 81 条、第 125 条、第 159 条）。

→ P93、94 参照

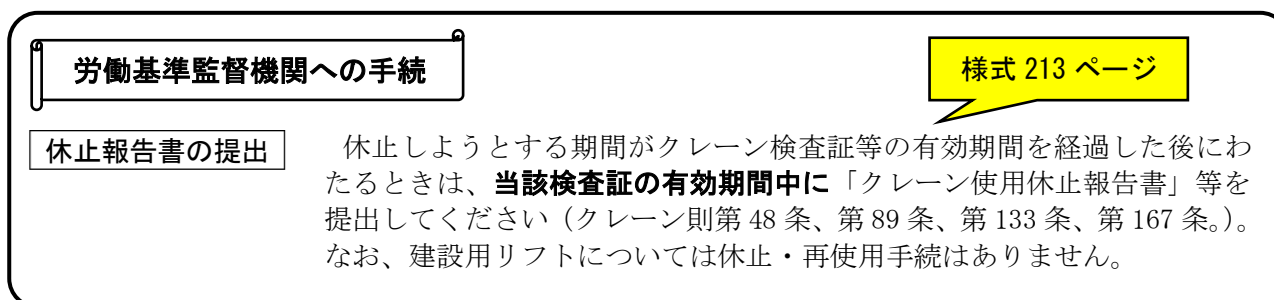
※ 移動式クレーン（小型のものを除く。）については、落成検査がないため、先に「移動式クレーン検査証」の交付を受け、これを添付して「移動式クレーン設置報告書」を提出してください（クレーン則第 59 条～第 61 条）。移動式クレーンについても、性能検査を受けて有効期間の更新を受けることができます（クレーン則第 84 条）。

※ 簡易リフトについては、落成検査や性能検査がなく、検査証は交付されません。そのため、以下の変更届、変更検査、休止報告、使用再開検査の手続も不要です。

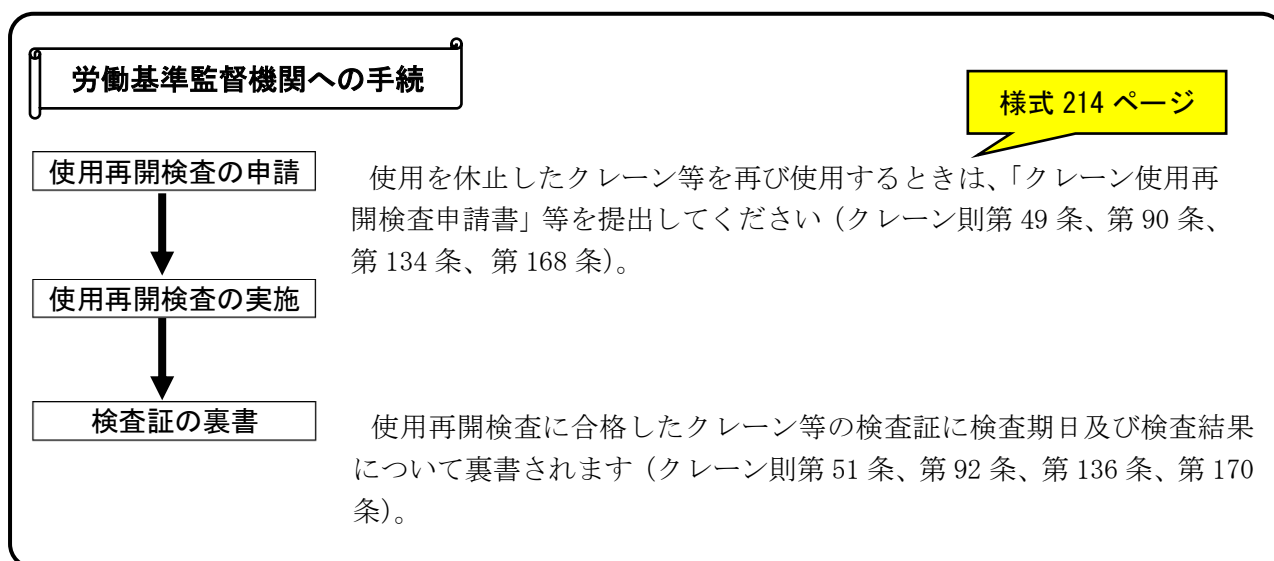
(3) クレーン等の主要構造部分等を変更する場合の手続



(4) クレーン等を休止する場合の手続



(5) クレーン等を再使用する場合の手続



(6) クレーン等を廃止する場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 215 ページ

クレーン検査証等の返還

クレーン等の使用を廃止したときは、遅滞なく、当該クレーン検査証等を交付した労働基準監督機関の長に返還してください（クレーン則第 52 条、第 93 条、第 137 条、第 171 条、第 201 条）。

(7) クレーン等の事故が発生した場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 189 ページ

事故報告書の提出

次の事故が発生したときは、遅滞なく、事故報告書を提出してください（安衛法第 100 条第 1 項、安衛則第 96 条第 1 項第 4 号～第 9 号）。

- クレーン … 逸走、倒壊、落下又はジブの折損及びワイヤーロープ又はつりチェーンの切断
- 移動式クレーン … 転倒、倒壊又はジブの折損及びワイヤーロープ又はつりチェーンの切断
- デリック … 倒壊又はブームの折損及びワイヤーロープの切断
- エレベーター … 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落及びワイヤーロープの切断
- 建設用リフト … 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落及びワイヤーロープの切断
- 簡易リフト … 搬器の墜落及びワイヤーロープ又はつりチェーンの切断

※ 事故報告書の提出は、検査証が交付されない小型のクレーン等についても必要です。

(8) クレーン検査証等の滅失、損傷の場合の再交付の手続

労働基準監督機関への手続

様式 216 ページ

再交付申請書の提出

クレーン検査証等を滅失又は損傷した場合は、「クレーン検査証再交付申請書」等を提出してください（クレーン則第 9 条第 2 項、第 59 条第 2 項、第 99 条第 2 項、第 143 条第 2 項、第 177 条第 2 項）

※ 検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面を添付すること。

※ 検査証を損傷したときは、当該検査証を添付すること。

検査証の再交付

(9) 設置者に変更があった場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 216 ページ

書替申請書の提出

設置されたクレーン等に関し設置者に変更があったときは、設置者は、**その変更後 10 日以内**に「クレーン検査証書替申請書」等を提出し、検査証の書替えを受けてください（クレーン則第 9 条第 3 項、第 59 条第 3 項、第 99 条第 3 項、第 143 条第 3 項、第 177 条第 3 項）

書替後の検査証の再交付

第 23 表 クレーン等の分類

区 分 種 類	特定機械等に該当する クレーン等（安衛法第 37 条、安衛令第 12 条第 3 号～第 8 号）	小型のクレーン等 （安衛法第 42 条、安衛令 第 12 条第 3 号～第 8 号、 第 13 条第 3 項第 14 号～ 第 19 号、クレーン則第 2 条）	クレーン則が適用されない クレーン等（クレーン則第 2 条）
クレーン	つり上げ荷重が 3 t 以 上（スタッカー式クレーン にあつては、1 t 以上）のクレーン	つり上げ荷重が 0.5 以上 3 t 未満（スタッカー式クレーン にあつては、0.5 t 以上 1 t 未満）のクレーン	つり上げ荷重が 0.5 t 未満 のクレーン
移動式クレーン	つり上げ荷重が 3 t 以 上の移動式クレーン	つり上げ荷重が 0.5 t 以 上 3 t 未満の移動式クレーン	つり上げ荷重が 0.5 t 未満 の移動式クレーン
デリック	つり上げ荷重が 2 t 以 上のデリック	つり上げ荷重が 0.5 t 以 上 2 t 未満のデリック	つり上げ荷重が 0.5 t 未満 のデリック
エレベーター	積載荷重が 1 t 以上の エレベーター（右欄の クレーン則が適用され ないエレベーターを除く。）	積載荷重が 0.25 t 以上 1 t 未満のエレベーター （右欄のクレーン則が適 用されないエレベーター を除く。）	1 積載荷重が 0.25 t 未 満のエレベーター 2 せり上げ装置、労基法 別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業以外 の事業所に設置されるエ レベーター、船舶安全法 の適用を受ける船舶に用 いられるエレベーター及 び主として一般公衆の用 に供されるエレベーター
建設用リフト	ガイドレール（昇降路 を有するものにあつて は、昇降路）の高さが 18 m 以上の建設用リフト （積載荷重が 0.25 t 未 満のものを除く。）	ガイドレール（昇降路を 有するものにあつては、 昇降路）の高さが 10m 以 上 18m 未満の建設用リ フト（積載荷重が 0.25 t 未満のものを除く。）	1 積載荷重が 0.25 t 未 満の建設用リフト 2 積載荷重が 0.25 t 以 上の建設用リフトで、ガ イドレール（昇降路を有 するものにあつては、昇 降路）の高さが 10m 未 満のもの
簡易リフト		積載荷重が 0.25 t 以上 の簡易リフト	積載荷重が 0.25 t 未満の 簡易リフト

(10) クレーン等の管理について

ア 検査証の備付け

事業者は、クレーン等の検査証（移動式クレーン検査証を除く。）を、当該クレーン等を用いて作業を行う場所に備え付けておかなければなりません（クレーン則第 16 条、第 103 条、第 147 条、第 180 条）。

※ 移動式クレーン検査証については、作業を行うときは、当該移動式クレーンに備え付けておかなければなりません（クレーン則第 63 条）。

イ 特別の教育

一定の機械等の運転の業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための教育を行わなければなりません（安衛法第 59 条第 3 項）。

① 特別の教育が必要となる業務

- (ア) 次に掲げるクレーン（小型のクレーンを含む。）の運転の業務（クレーン則第 21 条第 1 項）。
 - a つり上げ荷重が 5 t 未満のクレーン
 - b つり上げ荷重が 5 t 以上の跨線テルハ
- (イ) つり上げ荷重が 1 t 未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（クレーン則第 67 条第 1 項）
- (ウ) つり上げ荷重 5 t 未満のデリック（小型のデリックを含む。）の運転の業務（クレーン則第 107 条第 1 項）
- (エ) 建設用リフト（小型の建設用リフトを含む。）の運転の業務（クレーン則第 183 条第 1 項）。

② 教育科目

- (ア) クレーン、移動式クレーン又はデリックの運転業務（クレーン則第 21 条第 2 項、第 67 条第 2 項、第 107 条第 2 項）。
 - ・ クレーン、移動式クレーン又はデリックに関する知識
 - ・ 原動機及び電気に関する知識
 - ・ 運転のために必要な力学に関する知識
 - ・ 関係法令
 - ・ 運転
 - ・ 運転のための合図
- (イ) 建設用リフトの運転業務（クレーン則第 183 条第 2 項）
 - ・ 建設用リフトに関する知識
 - ・ 運転のために必要な電気に関する知識
 - ・ 関係法令
 - ・ 運転及び点検
 - ・ 運転のための合図

ウ 就業制限

一定の機械等の運転の業務については、一定の資格を有する者でなければ、当該業務につかせるはなりません（クレーン則第 22 条、第 68 条、第 108 条、安衛法第 61 条第 1 項）。

※ 就業を制限される業務及び就業するために必要な資格

第 11 表（P83、84）のとおりです。

エ 定期自主検査

① 年次検査

事業者は、クレーン等（エレベーターについては小型エレベーターに限る。建設用リフトを除く。）について、設置した後、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行わなければなりません（クレーン則第34条第1項、第76条第1項、第119条第1項、第154条第1項、第208条第1項、安衛法第45条第1項）。

事業者は、自主検査において異常を認めたときは、直ちに補修しなければなりません（クレーン則第39条、第80条、第124条、第158条、第212条）。

また、事業者は、上記の自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければなりません（クレーン則第38条、第79条、第123条、第157条、第211条、安衛法第45条第1項）。

(7) 荷重試験

上記の検査（小型のエレベーターに係る検査を除く。）においては、荷重試験を行わなければなりません（クレーン則第34条第3項、第76条第3項、第119条第3項、第208条第3項）。

(4) 厚生労働大臣が公表する自主検査指針

自主検査の適正かつ有効な実施を図るため、「移動式クレーンの定期自主検査指針」（昭56.12.28自主検査指針公示1号）及び「天井クレーンの定期自主検査指針」（昭60.12.18自主検査指針公示8号）が公示されています。

② 月例検査

クレーン等については、1月以内ごとに1回、定期的に、一定の事項について自主検査を行わなければなりません（クレーン則第35条第1項、第77条第1項、第120条第1項、第155条第1項、第192条第1項、第209条第1項、安衛法第45条第1項。月例検査については小型以外のエレベーター及び建設用リフトも対象。）。

事業者は、自主検査において異常を認めたときは、直ちに補修しなければなりません（クレーン則第39条、第80条、第124条、第158条、第196条、第212条）

また、事業者は、上記の自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければなりません（クレーン則第38条、第79条、第123条、第157条、第195条、第211条、安衛法第45条第1項）。

※ 定期自主検査の検査事項については、第24表（P124）のとおりです。

オ 玉掛け

① 玉掛用具

事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープ等は、一定の安全基準を備えたものでなければ、クレーン等の玉掛用具として使用してはなりません（クレーン則第213条～第219条、安衛法第20条第1号）。

② 就業制限

一定の玉掛けの業務については、一定の資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはなりません（クレーン則第221条、安衛法第61条第1項）。

(7) 就業を制限される業務

つり上げ荷重が1 t以上のクレーン、移動式クレーン又はデリック（いずれも小型のものを含む。）の玉掛けの業務（クレーン則第221条、安衛令第20条第16号）

(4) 就業するために必要な資格

次のいずれかに該当する者

- ・ 玉掛け技能講習を修了した者
- ・ 職業能力開発促進法施行規則別表第4に掲げる玉掛け科の訓練を修了した者
- ・ その他厚生労働大臣が定める者

③ 特別の教育

事業者は、一定の玉掛けの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければなりません（クレーン則第222条、安衛法第59条第3項）。

(7) 特別の教育が必要となる業務

つり上げ荷重が1 t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリック（いずれも小型のものを含む。）の玉掛けの業務

(4) 教育科目

- ・ クレーン、移動式クレーン及びデリックに関する知識
- ・ クレーン、移動式クレーン及びデリックの玉掛けに必要な力学に関する知識
- ・ クレーン、移動式クレーン及びデリックの玉掛けの方法
- ・ 関係法令
- ・ クレーン、移動式クレーン及びデリックの玉掛け
- ・ クレーン、移動式クレーン及びデリックの運転のための合図

(12) 小型クレーン等を設置する場合の手続

労働基準監督機関への手続

様式 217, 218, 219 ページ

設置報告書の提出

簡易リフト並びに小型クレーン、小型移動式クレーン、小型デリック、小型エレベーターを設置しようとするときは、あらかじめ、「小型クレーン設置報告書」等を提出してください（クレーン則第11条、第61条、第101条、第145条、第202条）。

(13) 簡易リフトについて

- ① 簡易リフト（小型の簡易リフトを含む。）には落成検査や性能検査はなく、検査証は交付されませんが、設置報告書の提出は必要です（クレーン則第202条）。
- ② 事業者は、簡易リフト（小型の簡易リフトを含む。）を設置したときは、当該簡易リフトについて荷重試験を行わなければなりません（クレーン則第203条）。

(14) 建設用リフトについて

- ① 建設用リフト（小型のものを除く。）については検査証が交付されますが、休止報告及び使用再開検査の手続は規定されておらず、不要です。
- ② 小型の建設用リフトについては、他の小型機械等と異なり、設置報告書を提出する必要はなく、設置時の荷重試験及び安定度試験も行う必要はありません。

(15) 小型のクレーン等について

- ① 特定機械等に該当しない小型クレーン、小型移動式クレーン、小型デリック、小型エレベーター、小型建設用リフト及び小型簡易リフトについては、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、設置等をしてはならないものとされています（安衛法第 42 条。小型の区分については安衛令第 13 条第 3 項第 14 号～第 19 号、第 23 表（P119）を参照）。
- ② 事業者は、これらの小型の機械等を設置しようとするときは、小型建設用リフトを除いて、設置報告書を労働基準監督機関の長に提出する必要があります（クレーン則第 11 条、第 61 条、第 101 条、第 145 条、第 202 条）。
- ③ また、事業者は、これらの小型機械等を設置をしたときは、次の試験を行う必要があります。

小型の機械等の種別	行う試験	根拠規定
小型クレーン、小型移動式クレーン	荷重試験及び安定度試験	クレーン則第 12 条、第 62 条
小型デリック・小型エレベーター・小型簡易リフト	荷重試験	クレーン則第 102 条、第 146 条、第 203 条

- ④ これらの小型機械等については、落成検査や性能検査がないため、検査証は交付されません。
- ⑤ 事業者は、定期自主検査については小型以外のものと同様に年次検査及び月例検査を行う必要があります。自主検査において異常を認めたときは、直ちに補修しなければなりません。自主検査の結果は記録し、3 年間保存しなければなりません。
なお、小型エレベーターについては年次検査が必要であることに注意が必要です（クレーン則第 154 条。小型以外のものについては年次検査は不要）。
- ⑥ これらの小型機械等についても、事故が発生したときは、遅滞なく事故報告書を労働基準監督機関の長に提出しなければなりません（安衛則第 96 条第 1 項第 4 号～第 9 号）。

第 24 表 クレーン等の定期自主検査の検査事項

機械等の種類	項 目	検査事項	備 考
クレーン 移動式クレーン	巻過防止装置その他の安全装置 過負荷警報装置その他の警報装置 ブレーキ クラッチ	異常の有無	
	ワイヤロープ つりチェーン	損傷の有無	
	フック、グラブバケット等のつり具	損傷の有無	
	配線 集電装置 配電盤 開閉器 コントローラー	異常の有無	集電装置及び開閉器についてはクレーンのみ
	メインロープ、レールロープ及びガイ ロープを緊結している部分	異常の有無	ケーブルクレーンのみ
	ウインチ	据付け状態	
デリック	巻過防止装置その他の安全装置 ブレーキ クラッチ	異常の有無	
	ウインチ	据付け状態	
	ワイヤロープ	損傷の有無	
	ガイロープを緊結している部分	異常の有無	
	フック、グラブバケット等のつり具	損傷の有無	
	配線 開閉器 コントローラー	異常の有無	
エレベーター	ファイナルリミットスイッチ、非常止 めその他の安全装置 ブレーキ 制御装置	異常の有無	
	ワイヤロープ	損傷の有無	
	ガイドレール	状 態	
	ガイロープを緊結している部分	異常の有無	屋外設置のもののみ
建設用リフト	ブレーキ クラッチ	異常の有無	
	ウインチ	据付け状態	
	ワイヤロープ	損傷の有無	
	ガイロープを緊結している部分	異常の有無	
	配線 開閉器 制御装置	異常の有無	
	ガイドレール	状 態	
簡易リフト	巻過防止装置その他の安全装置 ブレーキ 制御装置	異常の有無	
	ワイヤロープ	損傷の有無	
	ガイドレール	状 態	

<参 考>

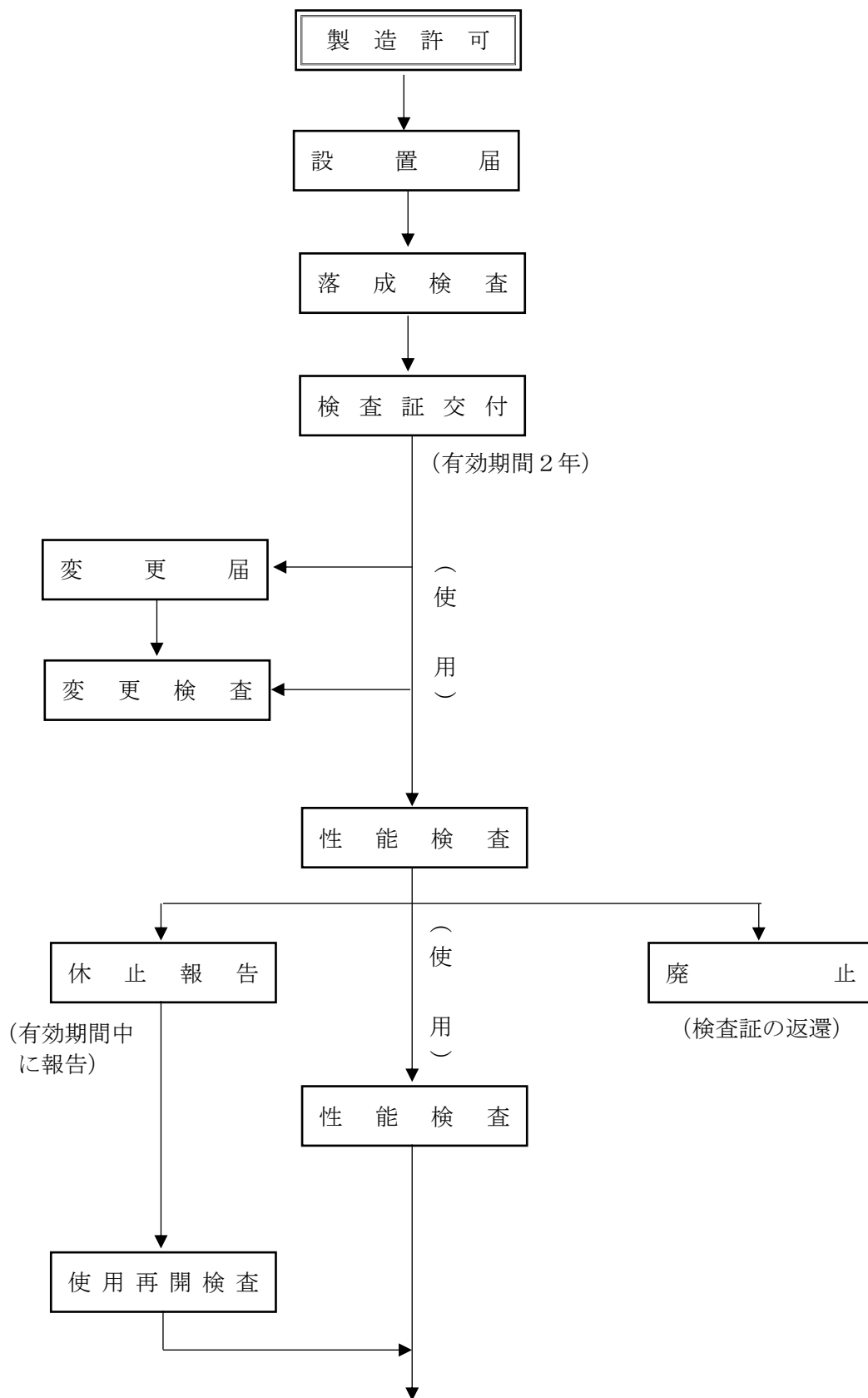
第 25 表 クレーン則に規定する手続等一覧表

種 類		項 目	クレーン	小型のクレーン	移動式クレーン	移動式クレーン 小型の	デリック	小型のデリック	エレベーター	エレベーター 小型の	建設用リフト	建設用リフト 小型の	簡易リフト
			○	×	×	×	○	×	○	×	○	×	○
労働基準監督機関への諸手続	設置する場合	設置届	○	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×
		5条				96条		140条		174条			
	設置後有効に使用管理する場合	設置報告	×	○	○	×	×	○	×	○	×	×	○
		11条		61条			101条		145条				202条
	設置後部分的な変更を行う場合	変更届	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×
		44条		85条		129条		163条		197条			
	事故があった場合	変更検査	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×
		45条		86条		130条		164条		198条			
	使用を休止又は廃止する場合	事故報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			安衛則 96条		安衛則 96条		安衛則 96条		安衛則 96条		安衛則 96条		安衛則 96条
		休止報告	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×
			48条		89条		133条		167条				
使用再開検査		○	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	
		49条		90条		134条		168条					
検査証の返還	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×		
	52条		93条		137条		171条		201条				
事業者が自主的に行うべき検査等	試験	荷重試験	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	○
		12条		62条		102条		146条				203条	
	安定度試験	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
		12条		62条									
定期自主検査	年次検査	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	
	34条	34条	76条	76条	119条	119条		154条				208条	
月例検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	35条	35条	77条	77条	120条	120条	155条	155条	192条	192条	209条		

注1 「小型」とは、クレーン則の適用対象で、安衛令第13条第3項第14号～第18号に規定するものをいう。

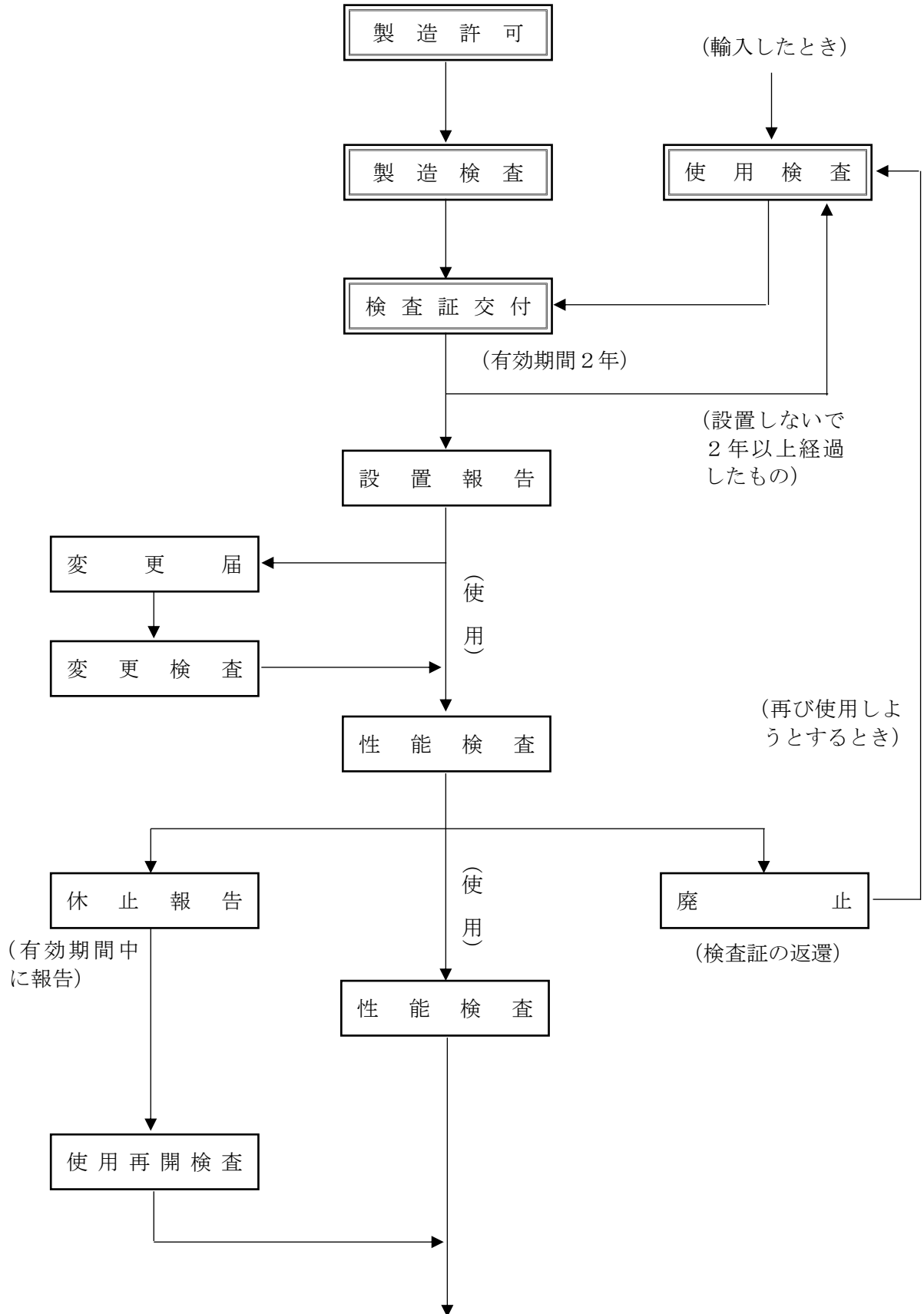
注2 ○……手続を必要とする。 ×……手続を必要としない。

第2図 クレーン、デリックの手続



注 二重枠は、都道府県労働局長が行う。その他は、人事委員会が行う。

第3図 移動式クレーンの手続



注 二重枠は、都道府県労働局長が行う。その他は、人事委員会が行う。

8 ゴンドラに関する手続及び安全管理

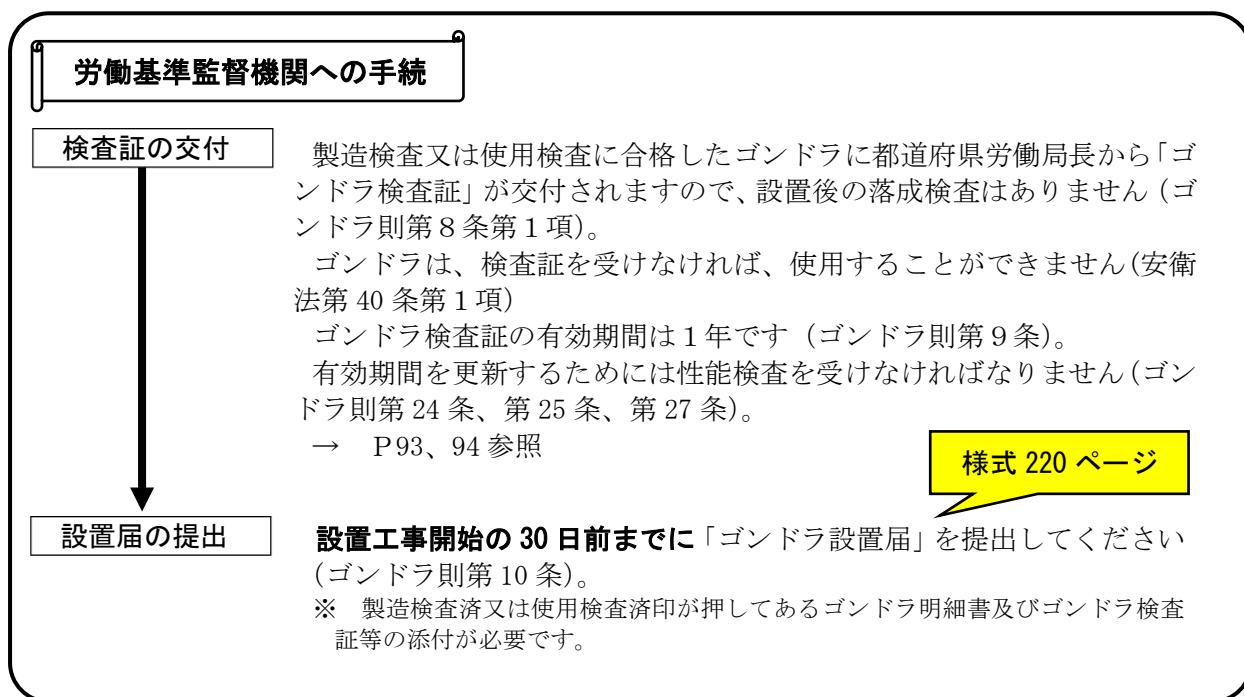
ゴンドラは、主に高層ビルの外面清掃や塗装の作業を行うために使用されるため、設備の構造上の欠陥や誤作業が墜落を招くことがあるため、安衛法では危険な作業を伴う特定機械等に指定し、ゴンドラ則で様々な規制をしています。特定機械等であるゴンドラを設置する場合、主要構造部分を変更する場合、休止する場合、再使用する場合、廃止する場合、事故があった場合等では、労働基準監督機関への手続が必要です。

(1) ゴンドラの定義

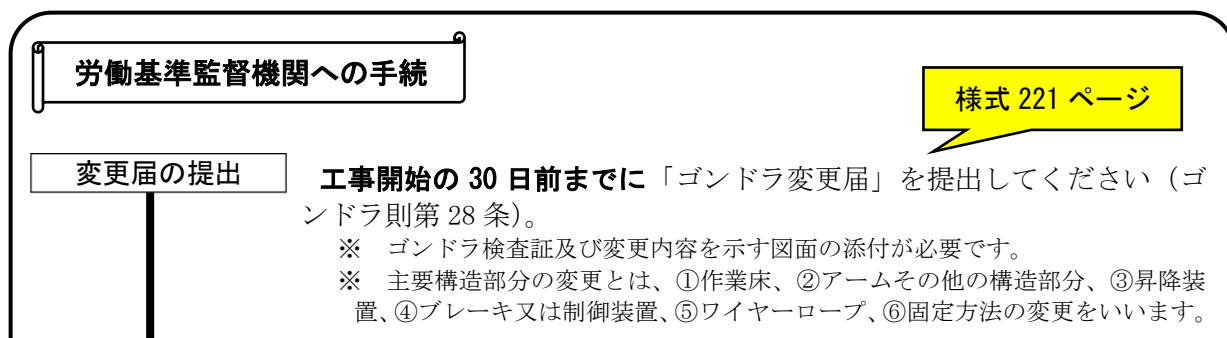
つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備をいいます(安衛令第1条第11号)。

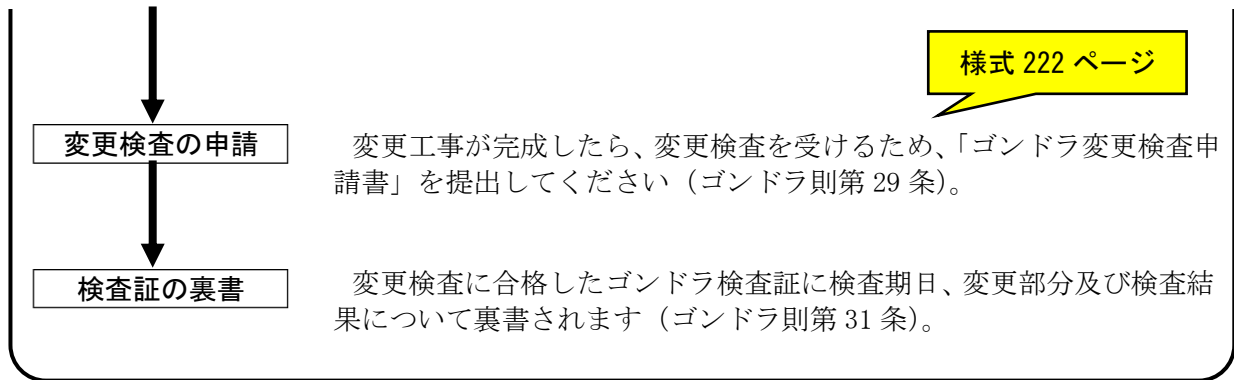
ゴンドラは、すべて「特定機械等」に該当します(安衛法第37条第1項、安衛令第12条第1項第8号)。

(2) ゴンドラを設置する場合の手続

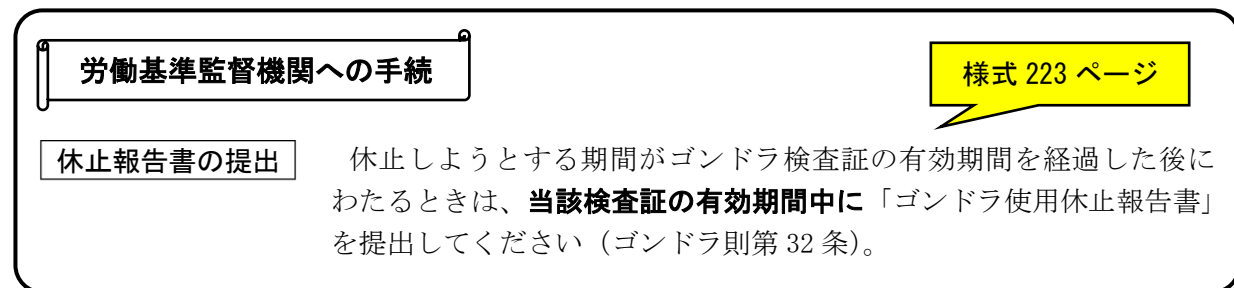


(3) ゴンドラの主要構造部分等を変更する場合の手続

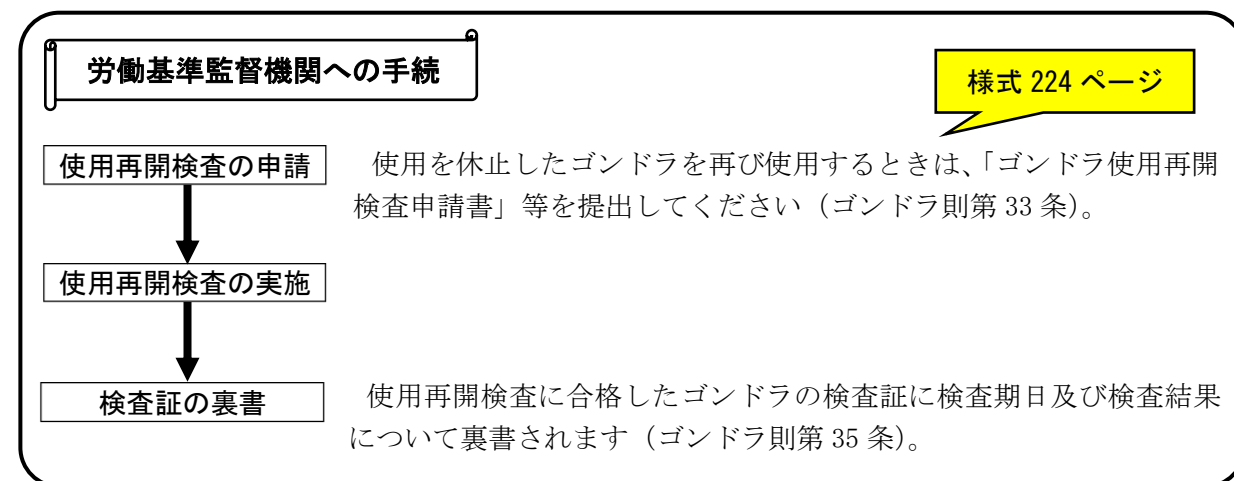




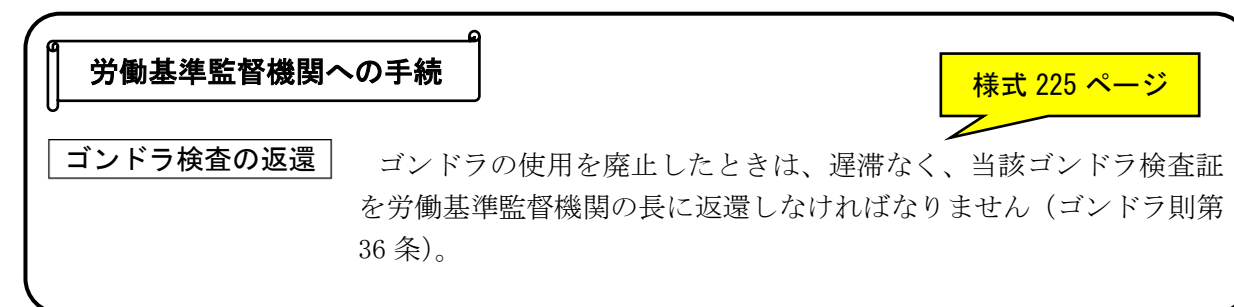
(4) ゴンドラを休止する場合の手続



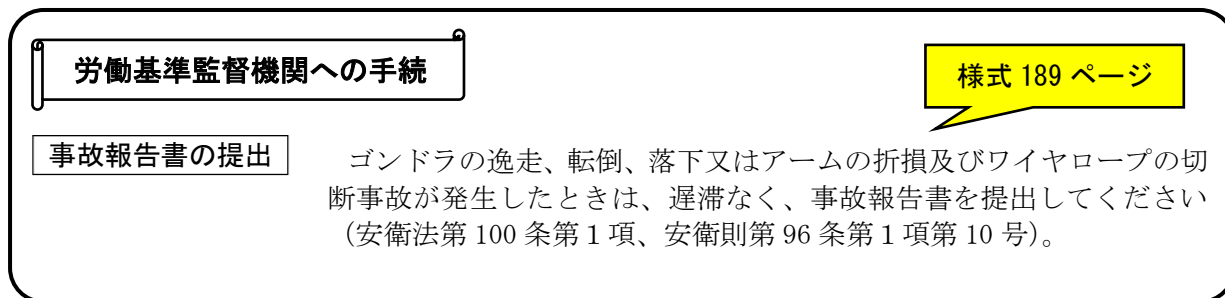
(5) ゴンドラを再使用する場合の手続



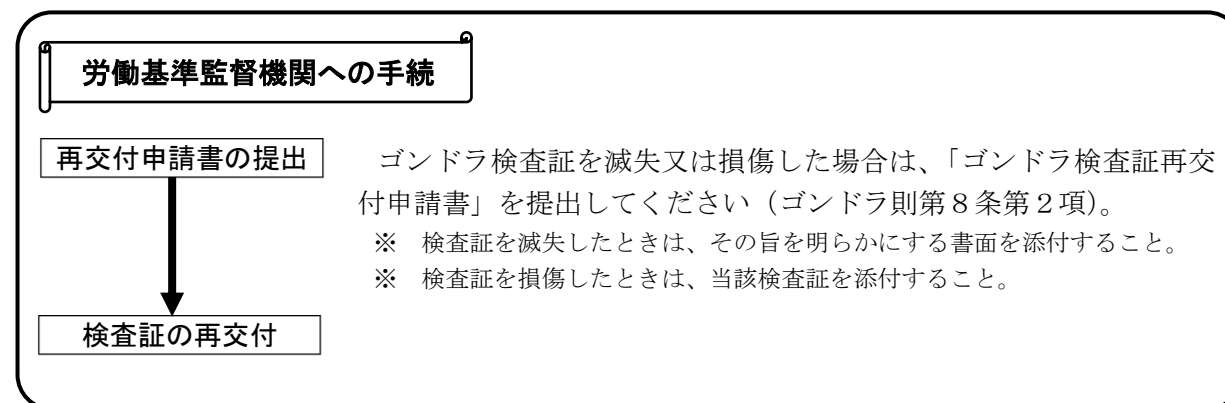
(6) ゴンドラを廃止する場合の手続



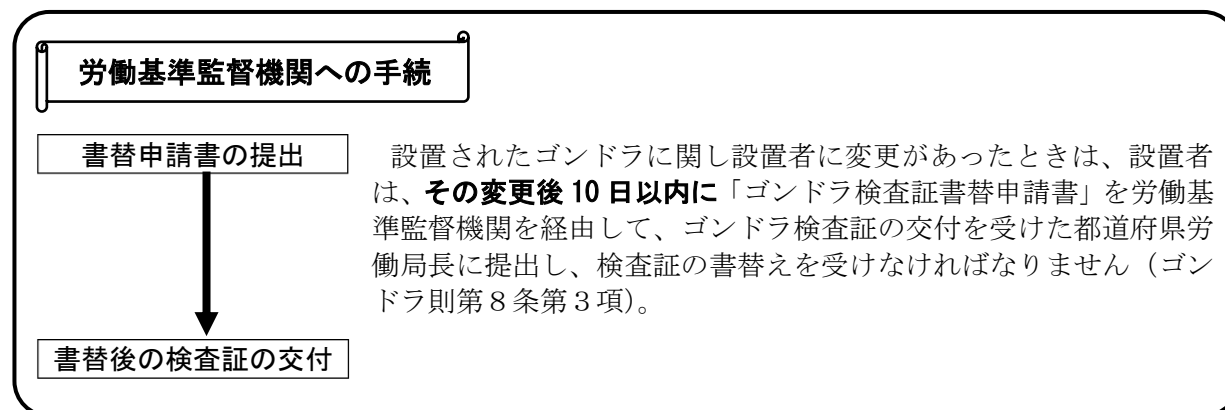
(7) ゴンドラの事故が発生した場合の手続



(8) ゴンドラ検査証の滅失、損傷の場合の手続



(9) 設置者に変更があった場合の手続



(10) ゴンドラの管理について

ア 特別の教育

ゴンドラの操作の業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための教育を行わなければなりません（安衛法第 59 条第 3 項、ゴンドラ則第 12 条）。

※ 教育科目

- ・ ゴンドラに関する知識
- ・ ゴンドラの操作のために必要な電気に関する知識
- ・ 関係法令
- ・ ゴンドラの操作及び点検
- ・ ゴンドラの操作のための合図

イ 定期自主点検

ゴンドラについて、1月以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行わなければなりません（ゴンドラ則第21条第1項）。

また、上記の自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければなりません（安衛法第45条第1項、ゴンドラ則第21条第3項）。

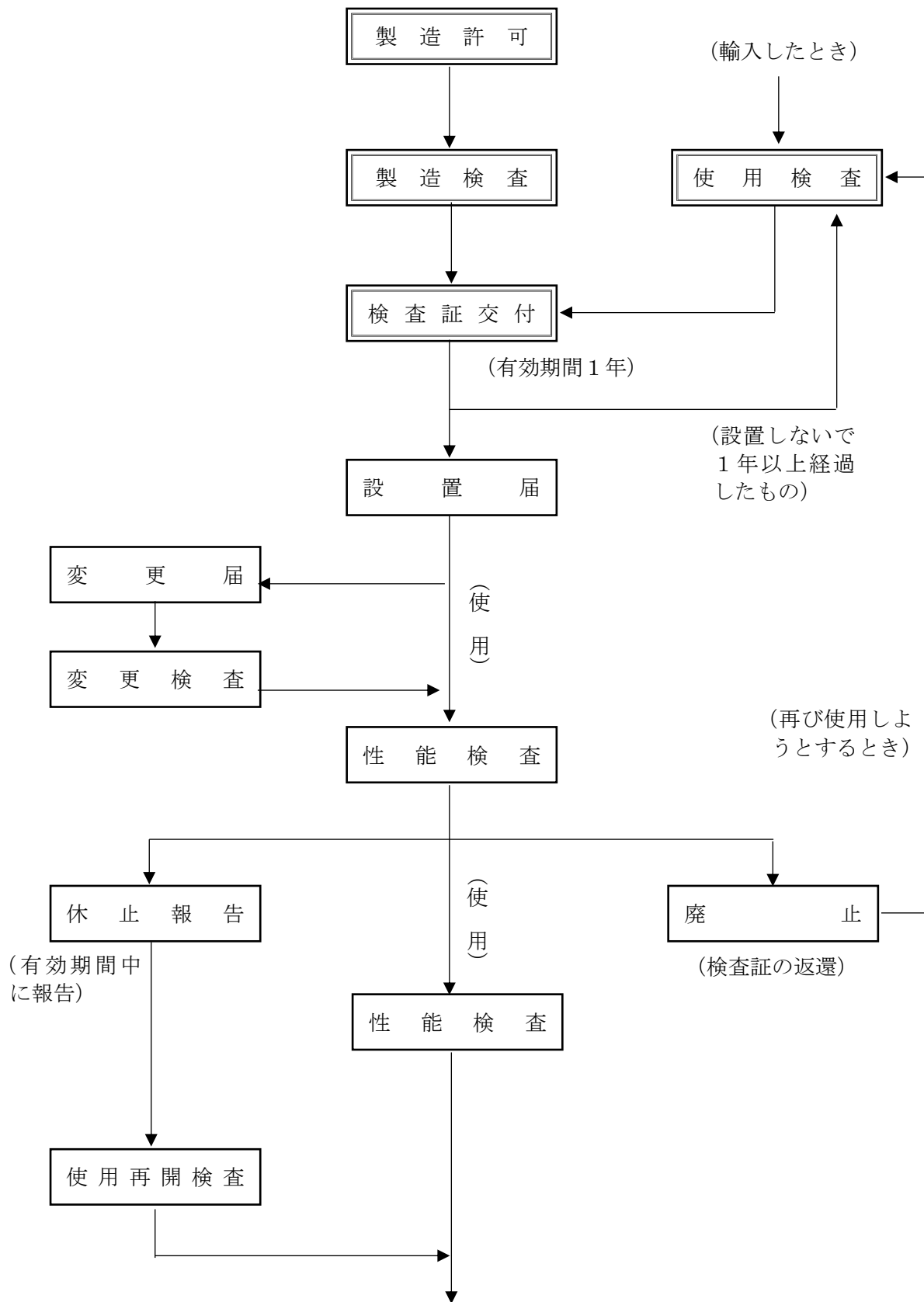
① 検査事項

- ・ 巻過防止装置その他の安全装置、ブレーキ及び制御装置の異常の有無
- ・ 突りょう、アーム及び作業床の損傷の有無
- ・ 昇降装置、配線及び配電盤の異常の有無

② 労働大臣が公表する自主検査指針

自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、「ゴンドラの定期自主検査指針」（昭61.5.26自主検査指針公示第10号）が公示されています。

第4図 ゴンドラの手続



注 二重枠は、都道府県労働局長が行う。その他は、人事委員会が行う。

第 5 章
有害な業務を行う
事業場に関する規定

有害な業務を行う事業場に係る手続ナビ

【有機溶剤業務を行う事業場の手続及び安全管理】

- | | |
|--|---------|
| 1 有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置等を設置し、若しくは移転し、又これらの主要構造部分を変更しようとする場合の届出手続 | 137 ページ |
|--|---------|

- | | |
|-----------------|---------|
| 2 特殊健康診断とその結果報告 | 138 ページ |
|-----------------|---------|

【鉛業務を行う事業場の手続及び安全管理】

- | | |
|---|---------|
| 3 鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置等を設置し、若しくは移転し、又これらの主要構造部分を変更しようとする場合の届出手続 | 144 ページ |
|---|---------|

- | | |
|-----------------|---------|
| 4 特殊健康診断とその結果報告 | 145 ページ |
|-----------------|---------|

【特定化学物質取扱業務を行う事業場の手続及び安全管理】

- | | |
|--|---------|
| 5 特定第二類蒸気又は管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制設備等を設置し、若しくは移転し、又これらの主要構造部分を変更しようとする場合の届出手続 | 150 ページ |
|--|---------|

- | | |
|-----------------|---------|
| 6 特殊健康診断とその結果報告 | 151 ページ |
|-----------------|---------|

【電離放射線業務を行う事業場の手続及び安全管理】

- | | |
|--|---------|
| 7 放射線装置等を設置し、若しくは移転し、又これらの主要構造部分を変更しようとする場合の届出手続 | 157 ページ |
|--|---------|

- | | |
|-----------------|---------|
| 8 特殊健康診断とその結果報告 | 158 ページ |
|-----------------|---------|

- | | |
|----------------|---------|
| 9 事故が発生した場合の手続 | 158 ページ |
|----------------|---------|

【潜水業務を行う事業場の手続及び安全管理】

10 特殊健康診断とその結果報告

164 ページ

【粉じん作業を行う事業場の手続及び安全管理】

11 粉じん作業非該当認定申請の手続

168 ページ

12 局所排気装置等を設置し、若しくは移転し、又これらの主要構造部分を変更しようとする
場合の届出手続

169 ページ

第5章 有害な業務を行う事業場に関する規定

1 有機溶剤業務を行う事業場の手続及び安全管理

キシレン、メタノール等の有機溶剤は、人の生命、身体に有害なものが含まれています。常温では液体ですが、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収され、健康障害を発生させる危険があります。有機則では、有機溶剤による健康障害の発生を防止するため、局所排気装置等の設置や特殊健康診断の実施等の安全管理について定めています。

(1) 有機溶剤業務

有機則の対象となる有機溶剤業務は、次のとおりです。（有機則第1条第6号）

- ア 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
- イ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
- ウ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- エ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- オ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- カ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
- キ 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
- ク 有機溶剤等を用いて行う洗浄（シに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）
- ケ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（シに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）
- コ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
- サ 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
- シ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。）の内部における業務

(2) 第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る設備

屋内作業場等（屋内作業場又は有機則第1条第2項各号に掲げる場所（船舶の内部、車両の内部、タンクの内部等）をいう。以下同じ。）において、第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務（有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部における業務を除く。）に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の出発源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければなりません（有機則第5条）。

(3) 適用除外

次の場合には、(2)の設備を設けないことができます。

- ア 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務等で、屋内作業場等(タンク等の内部以外の場所)において有機溶剤等の作業時間1時間に消費する量が許容消費量を常態として超えない場合、タンク等の内部においては1日に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常に超えない場合で労働基準監督機関に有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申請(様式226ページ)を行い、認定を受けた場合(有機則第3条、第4条)
- イ 屋内作業場の周壁が開放されている場合(有機則第7条)
- ウ 臨時に有機溶剤業務を行う場合(有機則第8条)
- エ 短時間(概ね3時間以内)有機溶剤業務を行う場合であり、かつ、全体換気装置を設けたとき(有機則第9条)
- オ その他の場合(有機則第10条～第13条)

(4) 換気装置の稼働

局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該装置を有効に稼働させなければなりません(安衛法22条1号、有機則第18条)。

(5) 設備設置等に係る計画の届出

労働基準監督機関への手続

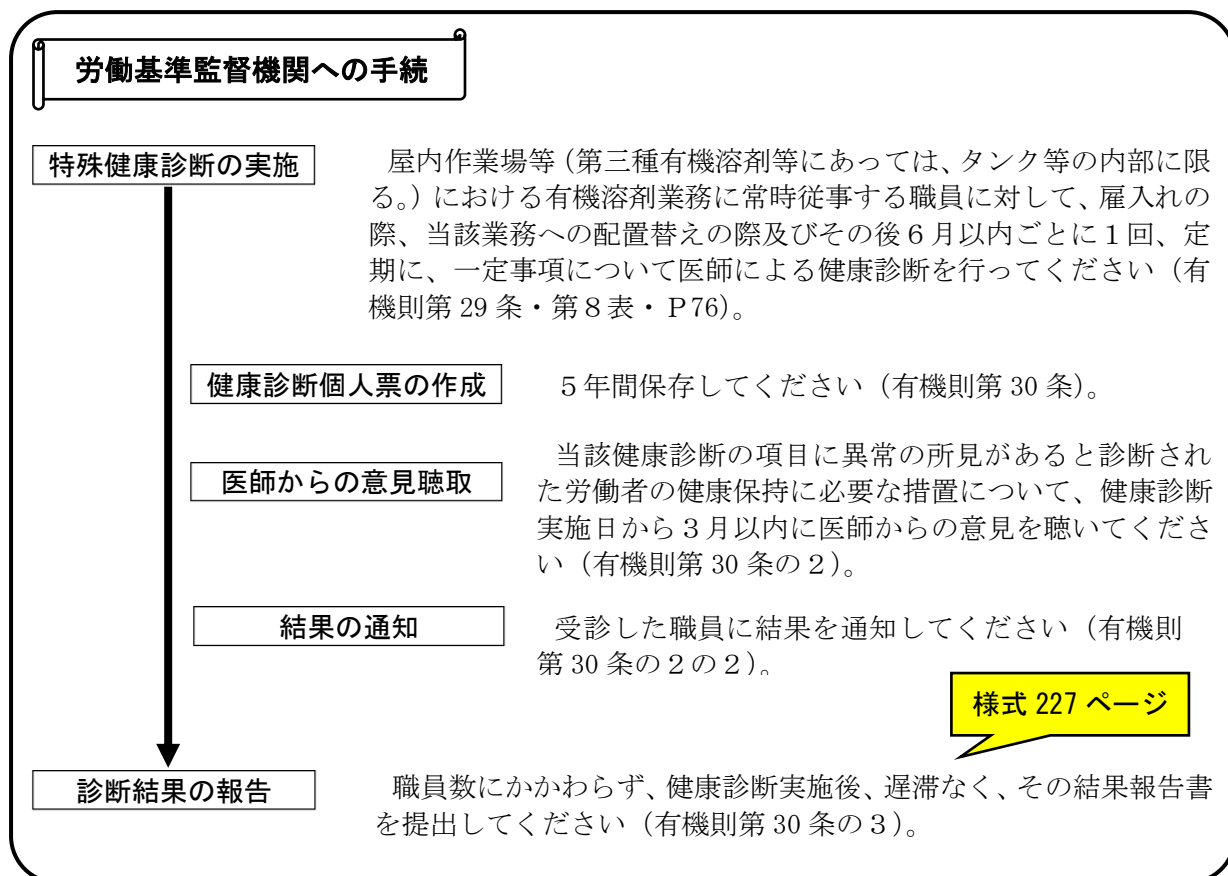
様式195ページ

計画の届出

有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置(移動式のものを除く。)を設置し、若しくは移転し、又これらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を**当該工事の開始の日の30日前までに**届け出なければなりません(安衛法第88条第1項、安衛則別表第7の第13号)。

- ※ 局所排気装置にあつては、局所排気装置摘要書を添付してください。
- ※ プッシュプル型換気装置にあつては、プッシュプル型換気装置摘要書を添付してください。

(6) 特殊健康診断とその結果報告



(7) 管 理

ア 作業主任者

屋内作業場等において有機溶剤等を製造し、又は取り扱う作業（試験又は研究の業務を行う場合を除く。）については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任し、以下の職務を行わせなければなりません（有機則第19条、第19条の2）。

※ 作業主任者に行わせなければならない職務

- ① 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所換気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。
- ④ タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、一定の措置が講じられていることを確認すること。

イ 局所排気装置等の定期自主検査

局所排気装置及びプッシュプル型換気装置については、1年以内ごとに1回、定期的に、一定の事項について自主検査を行わなければなりません。

自主検査において異常を認めたときは、直ちに補修しなければなりません。

また、上記の自主検査を行ったときは、その結果を記録して、これを3年間保存しなければなりません（有機則第20条、第20条の2、第21条、第23条）。

① 検査事項

(7) 局所排気装置

- ・ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
- ・ ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
- ・ 排風機の注油状態
- ・ ダクトの接続部における緩みの有無
- ・ 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
- ・ 吸気及び排気的能力
- ・ 以上に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

(イ) プッシュプル型換気装置

- ・ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
- ・ ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
- ・ 送風機及び排風機の注油状態
- ・ ダクトの接続部における緩みの有無
- ・ 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
- ・ 送気、吸気及び排気的能力
- ・ 以上に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

② 厚生労働大臣が公表する自主検査指針

自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、「局所排気装置の定期自主検査指針」（平20.3.27 自主検査指針公示1号）及び「プッシュプル型換気装置の定期自主検査指針」（平20.3.27 自主検査指針公示2号）が公示されています。

③ 記録事項

- ・ 検査年月日
- ・ 検査方法
- ・ 検査箇所
- ・ 検査の結果
- ・ 検査を実施した者の氏名
- ・ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

ウ 掲示等

屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、①の事項を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示しなければなりません。

また、作業中の労働者が容易に知ることができるように第一種、第二種及び第三種有機溶剤等をそれぞれ赤、黄及び青に色分けして表示しなければなりません（有機則第24条、第25条）。

① 掲示事項

- ・ 有機溶剤の人体に及ぼす作用
- ・ 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
- ・ 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

② 掲示事項の内容及び掲示方法

有機溶剤中毒予防規則第 24 条第 1 項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示（昭 47.9.30 労働省告示 123 号）に定められています。

(8) 測定

一定の有機溶剤に係る有機溶剤業務を行う屋内作業場について、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、当該有機溶剤の濃度を測定し、及び当該測定結果の評価を行い、その結果に基づいて、一定の措置を講じなければなりません。

また、上記の測定又は評価を行ったときは、その都度一定の事項を記録して、これを 3 年間保存しなければなりません（安衛法第 65 条第 1 項、第 65 条の 2、有機則第 28 条～第 28 条の 4）。

ア 測定を行うべき作業場

第 26 表（P 141、142）の第一種有機溶剤等の欄の 1 及び 2 に掲げる物及び第二種有機溶剤等の欄の 1 から 35 までに掲げる物に係る有機溶剤業務を行う屋内作業場

イ 評価の方法、評価の結果に基づく措置等

第 3 章 6 の (5)（P 72、73）を参照してください。

(9) 保護具

有機溶剤等を入れたことのあるタンク内部における業務等については送気マスクを、第三種有機溶剤等に係る全体換気装置を設けたタンク等の内部における業務等については送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させ、それぞれ就業する労働者の人数と同数以上備え、常時有効かつ清潔に保存しておかなければなりません。（有機則第 32 条、第 33 条、第 33 条の 2）

(10) 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理

ア 有機溶剤等の貯蔵

有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのないふた又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、一定の設備を設けなければなりません（有機則第 35 条）。

※ 有機溶剤等貯蔵場所に設けなければならない設備

- ① 関係労働者以外の労働者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備
- ② 有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備

イ 空容器の処理

有機溶剤等を入れてあった空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものについては、当該容器を密閉するか、又は当該容器を屋外の一定の場所に集積しておかなければなりません（有機則第 36 条）。

(11) 有機溶剤の種類

有機則の規制対象となる有機溶剤は第 26 表のとおりです。

第 26 表

分 類	内 容
有機溶剤	安衛令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤
有機溶剤等	有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の 5 パーセントを超えて含有するもの）
第 一 種 有機溶剤等	1 1・2 - ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン） 2 二硫化炭素 3 1 及び 2 に掲げる物のみから成る混合物 4 1 及び 2 に掲げる物と当該物以外の物との混合物で、1 及び 2 に掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの
第 二 種 有機溶剤等	1 アセトン 2 イソブチルアルコール 3 イソプロピルアルコール 4 イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール） 5 エチルエーテル 6 エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ） 7 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート （別名セロソルブアセテート） 8 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル （別名ブチルセロソルブ） 9 エチレングリコールモノメチルエーテル （別名メチルセロソルブ） 10 オルトージクロルベンゼン 11 キシレン 12 クレゾール 13 クロルベンゼン 14 酢酸イソブチル 15 酢酸イソプロピル 16 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル） 17 酢酸エチル 18 酢酸ノルマルブチル 19 酢酸ノルマルプロピル 20 酢酸ノルマルペンチル（別名酢酸ノルマルアミル） 21 酢酸メチル 22 シクロヘキサノール 23 シクロヘキサノン 24 N・N-ジメチルホルムアミド 25 テトラヒドロフラン 26 一・一・一トリクロロエタン 27 トルエン 28 ノルマルヘキサノール 29 一ブタノール 30 二ブタノール 31 メタノール 32 メチルエチルケトン 33 メチルシクロヘキサノール

<p>第 二 種 有機溶剤等</p>	<p>34 メチルシクロヘキサノン 35 メチルノルマルブチルケトン 36 1 から 35 に掲げる物のみから成る混合物 37 1 から 35 に掲げる物と当該物以外の物との混合物で、1 から 35 に掲げる物又は第一種有機溶剤等 1 から 7 に掲げる物を当該混合物の重量の 5 % を超えて含有するもの（第一種有機溶剤等 4 に掲げる物を除く。）</p>
<p>第 三 種 有機溶剤等</p>	<p>1 ガソリン 2 コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。） 3 石油エーテル 4 石油ナフサ 5 石油ベンジン 6 テレピン油 7 ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。） 8 1 から 7 に掲げる物のみから成る混合物</p>

2 鉛業務を行う事業場の手続及び安全管理

鉛は腐食しにくく、利用しやすいため、古くから用いられていますが、鉛及び鉛合金の蒸気、粉じんは、鉛中毒を発生させる危険性があります。鉛則では、鉛中毒の発生を防止するため、局所排気装置等の設置や特殊健康診断等の実施等の安全管理について定めています。

(1) 鉛業務

鉛則の対象となる鉛業務は、次のとおりです。(鉛則第1条第5号)

- ア 鉛の製錬又は精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鋳又は鉛等若しくは焼結鋳等の取扱いの業務
- イ 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程における溶鋳（鉛を3%以上含有する原料を取り扱うものに限る。）、当該溶鋳に連続して行う転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム（銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずるものに限る。）の取扱いの業務
- ウ 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断、若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- エ 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
- オ 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品（鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。）を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務
- カ 鉛化合物を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- キ 鉛ライニングの業務（仕上げの業務を含む。）
- ク ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け、又は被鉛若しくは剥鉛の業務
- ケ 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務
- コ 鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉又は当該施釉を行った物の焼成の業務
- サ 鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け又は当該絵付けを行った物の焼成の業務
- シ 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
- ス 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋳打ち（加熱して行う鋳打ちに限る。）、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
- セ 鉛装置の内部における業務
- ソ 鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務（鉛装置の内部における業務を除く。）
- タ 転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務
- チ 動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
- ツ アからスまで又はソからチまでに掲げる業務を行う作業場所における清掃の業務

(2) 鉛業務の一部適用除外

鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け等の業務で、当該業務従事者が鉛等によって汚染されることにより健康障害を生ずるおそれが少ない場合で労働基準監督機関に鉛業務一部適用除外認定申請（様式 229 ページ）を行い認定されたもの又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成業務については、鉛則が一部適用除外になります（鉛則第 2 条、第 4 条）。

(3) 鉛業務に係る設備

鉛業務に労働者を従事させるときは、鉛業務の内容に応じて粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置等を設けなければなりません（鉛則第 5 条～第 22 条）。

(4) (3)の特例

次の場合には、局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置を設けないことができます。（鉛則第 23 条）

- ア 労働者が常時立ち入る必要がない屋内作業場（他の屋内作業場から隔離されているものに限る。）の内部における業務
- イ 出張して行い、又は臨時に行う業務（作業の期間が短いものに限る。）
- ウ 側面の面積の半分以上が開放されている屋内作業場における鉛等又は焼結鉍等の溶融又は鑄造の業務
- エ 450 度以下の温度において行う鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務（(1)の鉛業務のうちア、ウ、オ及びカに掲げる鉛業務のうち鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務を除く。）
- オ 作業場所に排気筒を設け、又は溶融した鉛若しくは鉛合金の表面を石灰等で覆って行う溶融の業務

(5) 換気装置の稼働

局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒を設けたときは、労働者が鉛業務に従事する間、当該装置を有効に稼働させなければなりません（鉛則第 32 条）。

(6) 設備設置に係る計画の届出

労働基準監督機関への手続

様式 195 ページ

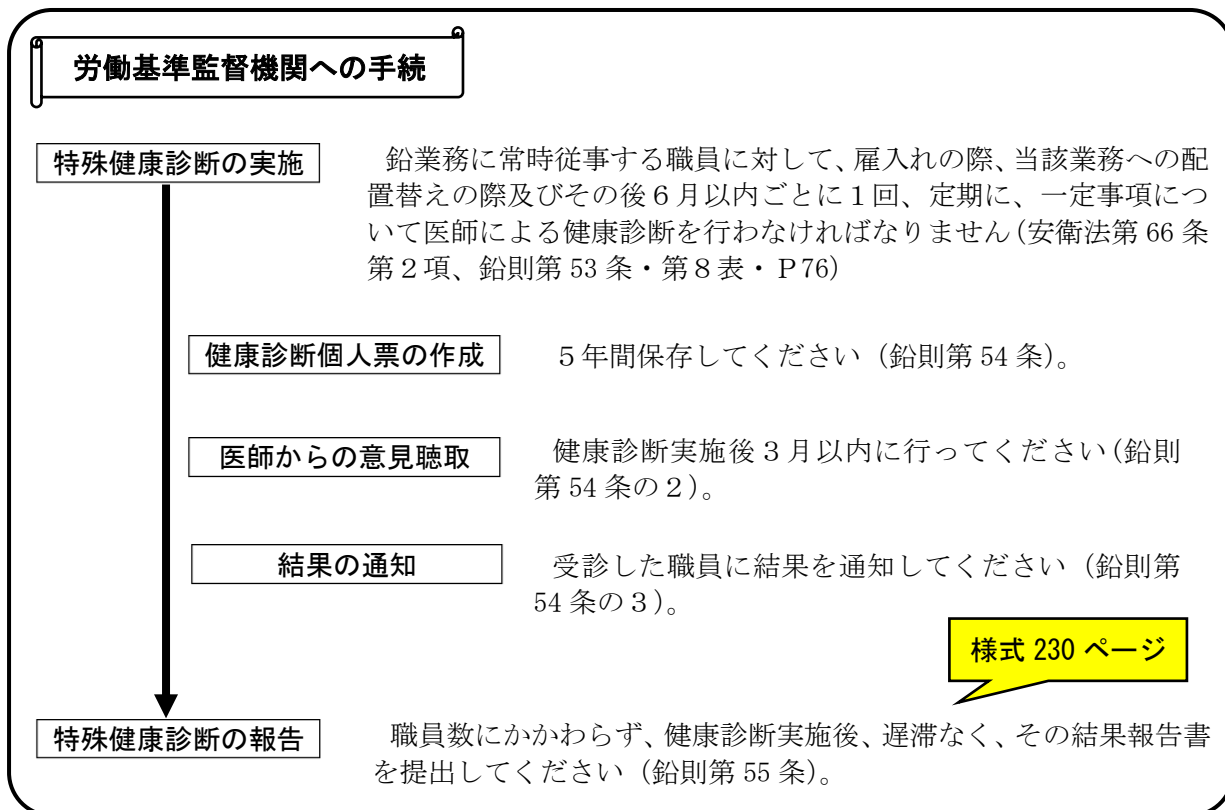
計画の届出

鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を**当該工事の開始の日の 30 日前までに**届け出てください（安衛法第 88 条第 2 項、安衛則別表第 7 の第 14 項）

※ 局所排気装置にあつては、局所排気装置摘要書を添付してください。

※ プッシュプル型換気装置にあつては、プッシュプル型換気装置摘要書を添付してください。

(7) 特殊健康診断とその結果報告



(8) 管 理

ア 作業主任者

鉛業務のうち、アからキまで又はスからソに掲げるものに係る作業については、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任し、以下の職務を行わせなければなりません(鉛則第33条、第34条)。

※ 作業主任者に行わせなければならない職務

- ① 鉛業務に従事する労働者の身体ができるだけ鉛等又は焼結鉛等により汚染されないように労働者を指揮すること。
- ② 鉛業務に従事する労働者の身体が鉛等又は焼結鉛等によって著しく汚染されたことを発見したときは、速やかに、汚染を除去させること。
- ③ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒及び除じん装置を毎週1回以上点検すること。
- ④ 労働衛生保護具等の使用状況を監視すること。
- ⑤ 鉛装置の内部における業務に労働者が従事する時は、作業開始前の換気、付着・たい積している粉状の鉛等の発散防止措置、作業終了後の当該労働者の洗身等の措置が講じられていることを確認すること。

イ 局所排気装置等の定期自主検査

局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置については、1年以内ごとに1回、定期的に、一定の事項について自主検査を行わなければなりません。

自主検査において異常を認めたときは、直ちに補修しなければなりません。

上記の自主検査を行ったときは、その結果を記録して、これを3年間保存しなければなりません（鉛則第35条、第36条、第38条）。

① 検査事項

(ア) 局所排気装置の場合

- ・ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
- ・ ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
- ・ ダクトの接続部における緩みの有無
- ・ 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
- ・ 吸気及び排気的能力
- ・ 上記に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

(イ) プッシュプル型換気装置の場合

- ・ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
- ・ ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
- ・ ダクトの接続部における緩みの有無
- ・ 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
- ・ 送気、吸気及び排気的能力
- ・ 上記に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

(ウ) 除じん装置の場合

- ・ 構造部分の摩耗、腐食及び破損の有無並びにその程度
- ・ 除じん装置内部におけるじんあいのたい積状態
- ・ ろ過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損、ろ材取付部等の緩みの有無
- ・ 処理能力
- ・ 上記に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

② 厚生労働大臣が公表する自主検査指針

自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、「局所排気装置の定期自主検査指針」（平 20. 3. 27 自主検査指針公示 1 号）、「プッシュプル型換気装置の定期自主検査指針」（平 20. 3. 27 自主検査指針公示 2 号）及び「除じん装置の定期自主検査指針」（平 20. 3. 27 自主検査指針公示 3 号）が公示されています。

③ 記録事項

- ・ 検査年月日
- ・ 検査方法
- ・ 検査箇所
- ・ 検査の結果
- ・ 検査を実施した者の氏名
- ・ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

ウ 貯蔵

粉状の鉛等を屋内に貯蔵するときは、こぼれ、又は発散のおそれのない容器等に収納するとともに、こぼれたときは速やかに真空そうじ機又は水洗によってそうじしなければなりません（鉛則第43条）。

(9) 測定

一定の鉛業務を行う屋内作業場について、1年以内ごとに1回、定期的に、空気中における鉛の濃度を測定し、及び当該測定結果の評価を行い、その結果に基づいて、一定の措置を講じなければなりません。

また、上記の測定又は評価を行ったときは、その都度一定の事項を記録して、これを3年間保存しなければなりません（鉛則第52条～第52条の4）。

ア 測定を行うべき作業場

鉛業務のうち、アからキまで、シ、ス及びソに掲げる業務を行う屋内作業場

イ 評価の方法、評価の結果に基づく措置等

第3章6の(5)（P72、73）を参照してください。

(10) 清潔の保持

ア 休憩室

鉛業務に労働者を従事させるときは、鉛業務を行う作業場以外の場所に一定の設備等を備えた休憩室を設けなければなりません（鉛則第45条）。

イ 洗身設備

一定の鉛業務に労働者を従事させるときは、洗身のための設備を設け、必要に応じ、当該労働者にこれを使用させなければなりません（鉛則第47条）。

ウ そうじ

鉛業務を行う屋内作業場並びに鉛業務に従事する労働者が利用する休憩室及び食堂の床等の鉛等又は焼結鉍等による汚染を除去するため、毎日1回以上、当該床等を、真空そうじ機を用いて、又は水洗によってそうじしなければなりません（鉛則第48条）。

エ 手洗い用溶液等

鉛業務に労働者を従事させるときは、硝酸水溶液その他の手洗い用溶液、爪ブラシ、石けん及びうがい液を作業場ごとに備え、作業終了後及び必要に応じ、当該労働者にこれらを使用させなければなりません（鉛則第49条）。

オ 作業衣等の汚染の除去

鉛業務に労働者を従事させるときは、洗濯のための設備を設ける等作業衣等の鉛等又は焼結鉍等による汚染を除去するための措置を講じなければなりません（鉛則第50条）。

カ 喫煙等の禁止

鉛業務を行う屋内の作業場所における作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場所の見やすい箇所に表示しなければならない（鉛則第51条）。

(11) 保護具等

一定の鉛業務に労働者を従事させるときは、有効な呼吸用保護具及び労働衛生保護衣類を使用させなければなりません（鉛則第58条、第59条）。

(12) 鉛等の種類

鉛則の規制対象となる鉛等は、第 27 表のとおりです。

第 27 表

用語	定義
鉛等	鉛、鉛合金及び鉛化合物並びにこれらと他との混合物（焼結鉛、煙灰、電解スライム及び鉛さいを除く。）
焼結鉛等	鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずる焼結鉛、煙灰、電解スライム及び鉛さい並びに銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずる煙灰及び電解スライム
鉛合金	鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の 10%以上含有するもの
鉛化合物	酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、炭酸鉛、珪酸鉛、硫酸鉛、クロム酸鉛、チタン酸鉛、硼酸鉛、砒酸鉛、硝酸鉛、酢酸鉛及びステアリン酸鉛

3 特定化学物質取扱業務を行う事業場の手続及び安全管理

塩素、硫化水素等の化学物質は、様々な業務に幅広く使用されていますが、化学物質による健康障害を発生させる危険性があります。特化則では、化学物質による健康障害の発生を防止するため、局所排気装置等の設置や特殊健康診断等の実施等の安全管理について定めています。

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けられ、作業主任者の選任、特殊健康診断の実施が必要となりました。

(1) 特定化学物質取扱業務に係る設備

ア 第一類物質に係る設備

第一類物質を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業を行うときは、当該作業場所に、第一類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければなりません（特化則第3条）。

イ 第二類物質に係る設備

特定第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場又は管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場については、当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければなりません（特化則第5条）。

ただし、作業場の空気中における第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度が常態として有害な程度になるおそれがない場合で、労働基準監督機関に特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請（様式232 ページ）を行い認定されたときは、局所排気装置等を設ける必要はありません（特化則第6条）。

(2) 局所排気装置等の稼働

局所排気装置又はプッシュプル型換気装置については、第一類物質又は第二類物質に係る作業が行われている間、当該装置を有効に稼働させなければなりません（特化則第8条）。

(3) 用後処理

ア 除じん

第二類物質の粉じんを含有する気体を排出する製造設備の排気筒又は第一類物質又は第二類物質の粉じんを含有する気体を排出する局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置には、粉じんの粒径に応じ、一定の除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けなければなりません（特化則第9条）。

イ 排ガス処理

アクロレイン、弗化水素、硫化水素若しくは硫酸ジメチルのガス又は蒸気を含有する気体を排出する製造設備の排気筒又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置には、一定の処理方式による排ガス処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排ガス処理装置を設けなければな

りません（特化則第 10 条）。

ウ 排水処理

アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。）、塩酸、硝酸、シアン化カリウム、シアン化ナトリウム、ペンタクロルフエノール（別名 P C P）及びそのナトリウム塩、硫酸又は硫化ナトリウムを含有する排水については、一定の処理方式による排水処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排水処理装置を設けなければなりません（特化則第 11 条）。

エ 残さい物処理

アルキル水銀化合物を含有する残さい物については、除毒した後でなければ、廃棄してはなりません（特化則第 12 条）。

オ ぼろ等の処理

特定化学物質により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するため、蓋又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければなりません（特化則第 12 条の 2）。

(4) 設備設置に係る計画の届出

労働基準監督機関への手続

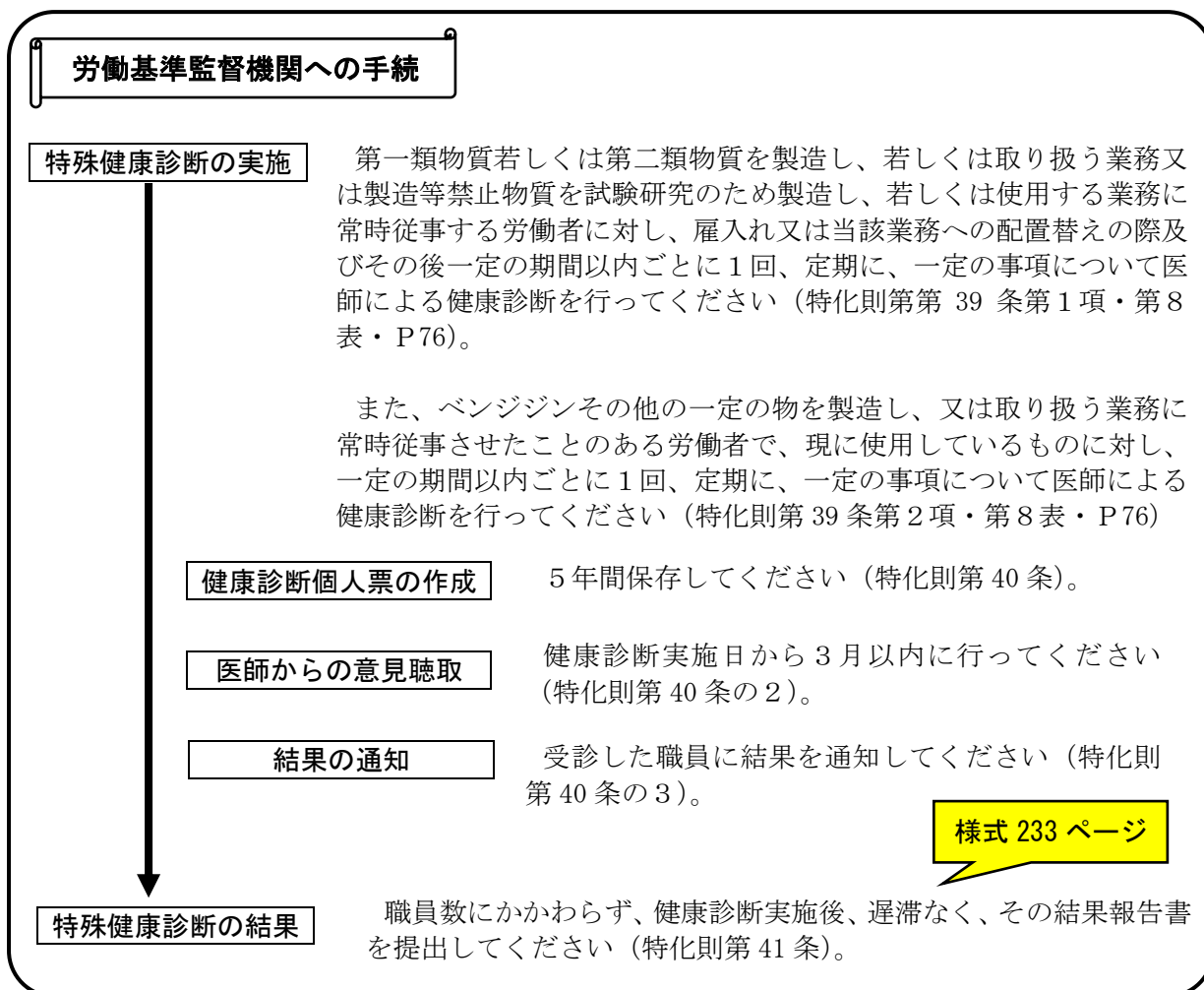
様式 195 ページ

計画の届出

以下の設備、装置を設置し、若しくは移転し、又これらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を**当該工事の開始の日の 30 日前までに**届けてください（安衛法第 88 条第 1 項）。

- ① 第一類物質又は特定第二類物質等を製造する設備（安衛則別表第 7 の 16 項）
- ② 特定化学設備及びその附属設備（安衛則別表第 7 の 17 項）
- ③ 特定第二類物質又は管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（安衛則別表第 7 の 18 項）
 - ※ 局所排気装置にあつては、局所排気装置摘要書を添付してください。
 - ※ プッシュプル型換気装置にあつては、プッシュプル型換気装置摘要書を添付してください。
- ④ 特化則第 10 条第 1 項の排ガス処理装置で、アクロレインに係るもの（安衛則別表第 7 の第 19 項）
- ⑤ 特化則第 11 条第 1 項の排水処理装置（安衛則別表第 7 の 20 項）

(5) 特殊健康診断とその結果報告



(6) 漏えい防止

ア 警報設備等

特定第二類物質又は第三類物質（以下「第三類物質等」という。）を合計100ℓ（気体である物にあっては、その容積1m³を2ℓとみなす。）以上取り扱う作業場には、第三類物質等が漏えいした場合に関係者にこれを速やかに知らせるための警報用の器具その他の設備を備えなければなりません。

また、上記の作業場には、第三類物質等が漏えいした場合にその除害に必要な薬剤又は器具その他の設備を備えなければなりません（安衛法第22条第1号、特化則第19条）。

イ 退避等

第三類物質等が漏えいした場合において健康障害を受けるおそれのあるときは、作業に従事する者を作業場等から退避させなければなりません。

また、上記の場合には、労働者が第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、作業場等に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければなりません（安衛法第25条、特化則第23条）。

ウ 立入禁止措置

一定の作業場に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければなりません（安衛法第 22 条第 1 号、特化則第 24 条）。

※ 対象作業場

- ① 第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場（臭化メチル等を用いて燻蒸作業を行う作業場を除く。）
- ② 第三類物質等を合計 100 ℓ 以上取り扱う作業場

エ 容器等

特定化学物質を運搬し、又は貯蔵するときは、当該物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければなりません。

上記の容器又は包装の見やすい箇所に当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければなりません。

また、特定化学物質の保管については一定の場所を定めておかなければなりません（安衛法第 22 条第 1 号、特化則第 25 条）。

(7) 管 理

ア 作業主任者

特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、一定の職務を行わせなければなりません（特化則第 27 条、第 28 条）。

※ 作業主任者に行わせなければならない職務

- ① 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を 1 月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。

イ 局所排気装置等の定期自主検査

局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置については、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、一定の事項について自主検査を行わなければなりません。

また、上記の自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを 3 年間保存しなければなりません（安衛法 45 条第 1 項、特化則第 30 条、第 32 条）。

① 検査事項

(ア) 局所排気装置の場合

- ・ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
- ・ ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
- ・ ダクトの接続部における緩みの有無
- ・ 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
- ・ 吸気及び排気的能力
- ・ 上記に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

(イ) プッシュプル型換気装置の場合

- ・ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
- ・ ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
- ・ ダクトの接続部における緩みの有無
- ・ 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
- ・ 送気、吸気及び排気的能力
- ・ 上記に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

(ウ) 除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置の場合

- ・ 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
- ・ 除じん装置又は排ガス処理装置にあっては、当該装置内におけるじんあいのたい積状態
- ・ ろ過除じん方式の除じん装置にあっては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無
- ・ 処理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等の適否
- ・ 上記に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

② 記録事項

- ・ 検査年月日
- ・ 検査方法
- ・ 検査箇所
- ・ 検査の結果
- ・ 検査を実施した者の氏名
- ・ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

ウ 測定

第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う屋内作業場について、6月以内ごとに1回、定期的に、当該特定化学物質の空気中における濃度を測定し、及び一定の作業については、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づいて、一定の措置を講じなければなりません。

また、上記の測定又は評価を行ったときは、その都度一定の事項を記録して、これを3年間（一定の特定化学物質に係る記録にあっては、30年間）保存しなければなりません（特化則第36条～第36条の4）。

① 作業環境測定に基づく評価を行わなければならない作業場（特化則第36条の2）

第28表（P154～156）の第一類物質の項中3、6若しくは7に掲げる物又は第二類物質の項中1から3まで、3の3から7まで、8の2から11の2まで、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場

② 評価の方法、評価の結果に基づく措置等

第3章6の(5)（P72、73）を参照してください。

エ 洗浄設備

第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければなりません（特化則第38条）。

オ 喫煙等の禁止

第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場における作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を当該作業場の見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければなりません(特化則第 38 条の 2)。

カ 掲 示

特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、一定の事項を、見やすい箇所に掲示しなければなりません(特化則第 38 条の 3)。

※ 掲示事項

- ・ 特定化学物質の名称
- ・ 特定化学物質の人体に及ぼす作用
- ・ 特定化学物質の取扱い上の注意事項
- ・ 使用すべき保護具(一定の場所を除く。)
- ・ 有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具(一定の場所に限る。)

(8) 保 護 具

ア 呼吸用保護具

特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、当該物質のガス、蒸気又は粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するために必要な呼吸用保護具を備えなければなりません(特化則第 43 条)。

イ 保護衣等

特定化学物質で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けなければなりません(特化則第 44 条)。

(9) 製造等の禁止

第 28 表中の製造等禁止物質(P156)は、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはなりません。

ただし、試験研究のため、製造等禁止物質を製造し、輸入し、又は使用しようとする場合には、都道府県労働局長の許可が必要となります(特化則第 46 条)。

(10) 特定化学物質の種類

特化則の規制対象となる物質は第 28 表のとおりです。

第 28 表

分 類	内 容
第一類物質	1 ジクロロベンジジン及びその塩
	2 アルファーナフチルアミン及びその塩
	3 塩素化ビフェニル(別名 P C B)
	4 オルトトリジン及びその塩
	5 ジアニシジン及びその塩
	6 ベリリウム及びその化合物

	<p>7 ベンゾトリクロリド</p> <p>8 1から6までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。）</p>
第二類物質	<p>1 アクリルアミド</p> <p>2 アクリロニトリル</p> <p>3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）</p> <p>3の2 インジウム化合物</p> <p>3の3 エチルベンゼン</p> <p>4 エチレンイミン</p> <p>5 エチレンオキシド</p> <p>6 塩化ビニル</p> <p>7 塩素</p> <p>8 オーラミン</p> <p>8の2 オルトートルイジン</p> <p>9 オルトーフタロジニトリル</p> <p>10 カドミウム及びその化合物</p> <p>11 クロム酸及びその塩</p> <p>11の2 クロロホルム</p> <p>12 クロロメチルメチルエーテル</p> <p>13 五酸化バナジウム</p> <p>13の2 コバルト及びその無機化合物</p> <p>14 コールタール</p> <p>15 酸化プロピレン</p> <p>15の2 三酸化ニアンチモン</p> <p>16 シアン化カリウム</p> <p>17 シアン化水素</p> <p>18 シアン化ナトリウム</p> <p>18の2 四塩化炭素</p> <p>18の3 一・四—ジオキサン</p> <p>18の4 一・二—ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）</p> <p>19 三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタン</p> <p>19の2 一・二—ジクロロプロパン</p> <p>19の3 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）</p> <p>19の4 ジメチル—二・二—ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）</p> <p>19の5 一・一—ジメチルヒドラジン</p> <p>20 臭化メチル</p> <p>21 重クロム酸及びその塩</p> <p>22 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）</p> <p>22の2 スチレン</p> <p>22の3 一・一・二・二—テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）</p> <p>22の4 テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）</p> <p>22の5 トリクロロエチレン</p> <p>23 トリレンジイソシアネート</p> <p>23の2 ナフタレン</p> <p>23の3 ニツケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）</p> <p>24 ニツケルカルボニル</p> <p>25 ニトログリコール</p> <p>26 パラ—ジメチルアミノアゾベンゼン</p> <p>27 パラ—ニトロクロルベンゼン</p> <p>27の2 砒(ひ)素及びその化合物（アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）</p> <p>28 弗(ふつ)化水素</p> <p>29 ベータープロピオラクトン</p> <p>30 ベンゼン</p> <p>31 ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩</p> <p>31の2 ホルムアルデヒド</p> <p>32 マゼンタ</p> <p>33 マンガン及びその化合物</p> <p>33の2 メチルイソブチルケトン</p> <p>34 沃(よう)化メチル</p> <p>34の2 溶接ヒューム</p> <p>34の3 リフラクトリーセラミックファイバー</p> <p>35 硫化水素</p> <p>36 硫酸ジメチル</p>

	37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
特定第二類物質	第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、8の2、12、15、17、19、19の4、19の5、20、23、23の2、24、26、27、28から30まで、31の2、34、35及び36に掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第八号の二、第十二号、第十五号、第十七号、第十九号、第十九号の四、第十九号の五、第二十号、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二、第三十四号、第三十五号及び第三十六号に掲げる物
特別有機溶剤	第二類物質のうち、令別表第三第二号3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる物
特別有機溶剤等	特別有機溶剤並びに別表第一第三号の三、第十一号の二、第十八号の二から第十八号の四まで、第十九号の二、第十九号の三、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第三十三号の二及び第三十七号に掲げる物
オーラミン等	第二類物質のうち、令別表第三第二号8及び32に掲げる物並びに別表第一第八号及び第三十二号に掲げる物
管理第二類物質	第二類物質のうち、特定第二類物質、特別有機溶剤等及びオーラミン等以外の物
第三類物質	1 アンモニア 2 一酸化炭素 3 塩化水素 4 硝酸 5 二酸化硫黄 6 フェノール 7 ホスゲン 8 硫酸 9 1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
特定化学物質	第一類物質、第二類物質及び第三類物質
特別管理物質	第一類物質（塩素化ジフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物
製造等禁止物質	1 黄りんマツチ 2 ベンジジン及びその塩 3 四一アミノジフェニル及びその塩 4 石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。） イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿 ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿 ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿 5 四一ニトロジフェニル及びその塩 6 ビス（クロロメチル）エーテル 7 ベーターナフチルアミン及びその塩 8 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の五パーセントを超えるもの 9 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物

4 電離放射線業務を行う事業場の手続及び安全管理

エックス線等の電離放射線（以下「放射線」という。）は、医療機関はもとより各種工業や研究所において広範囲に利用されていますが、放射線を被爆すると健康障害を発生させる危険性があります。電離則では、放射線による健康障害の発生を防止するため、放射線装置の設置や特殊健康診断等の実施等の安全管理について定めています。

(1) 放射線業務

電離則の対象となる放射線業務は、次のとおりです（電離則第2条第3項）。

- ア エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- イ サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ウ エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務
- エ 放射性物質を装備している機器の取扱いの業務
- オ 放射性物質又はこれによって汚染された物の取扱いの業務
- カ 原子炉の運転の業務
- キ 坑内における核原料物質の掘採の業務

(2) 放射線装置設置に係る計画の届出

労働基準監督機関への手続

様式 195 ページ

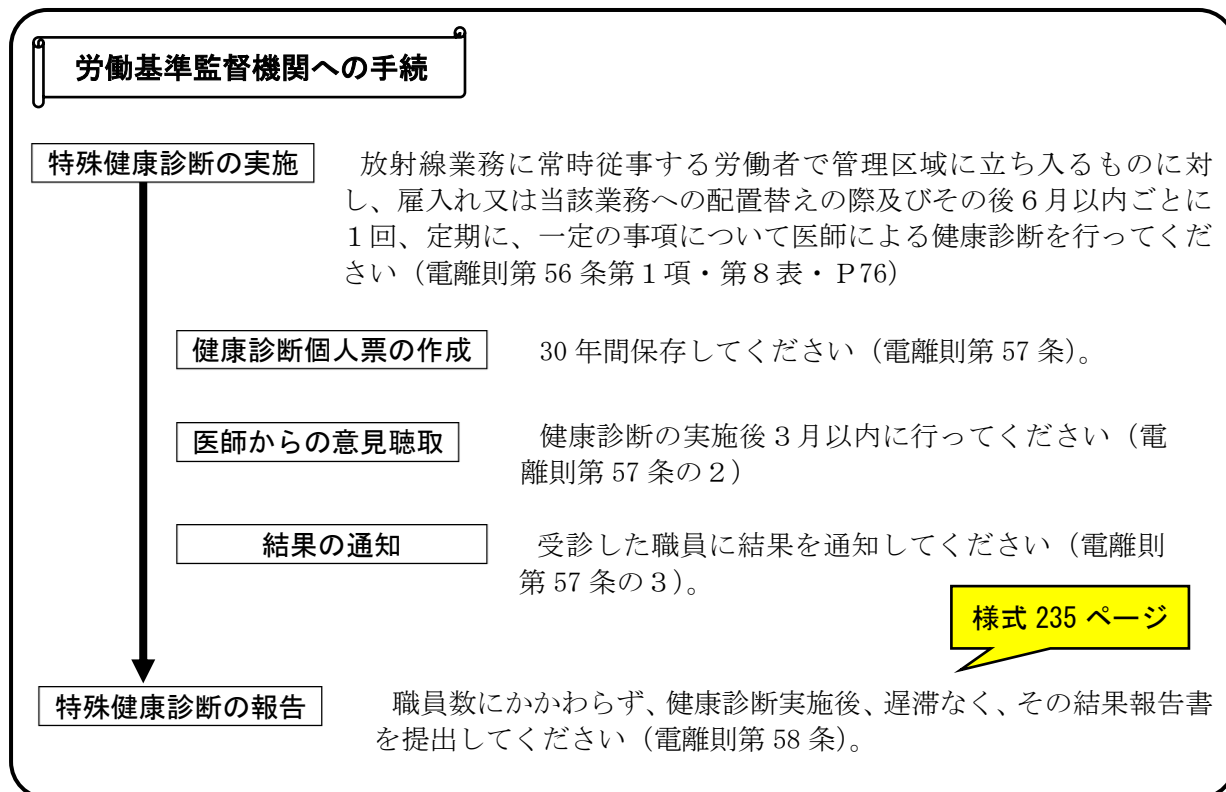
計画の届出

以下の装置等を設置し、若しくは移転し、又これらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに届けてください（安衛法第88条第1項、安衛則別表第7の21項）。

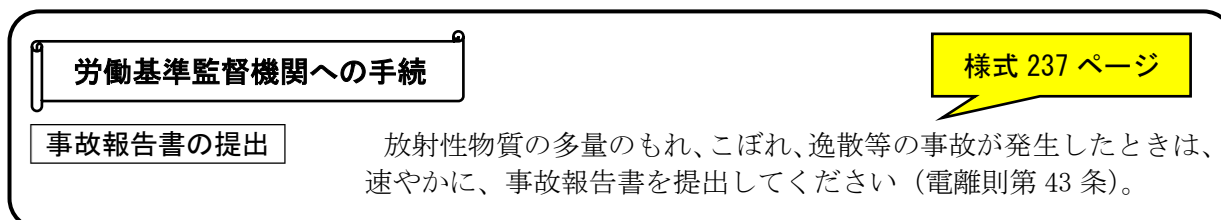
※ 設置する場合は放射線装置摘要書を添付してください。

- ① エックス線装置
- ② 荷電粒子を加速する装置
- ③ エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置
- ④ 放射性物質を装備している機器

(3) 特殊健康診断とその結果報告



(4) 事故が発生した場合の手続



(5) 管理区域並びに線量当量の限度及び測定

ア 管理区域

外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域又は放射性物質の表面密度が表面汚染に関する限度（アルファ線を放出する放射性同位元素の場合 4 Bq/cm^2 、アルファ線を放出しない放射性同位元素の場合 40 Bq/cm^2 ）の10分の1を超えるおそれのある区域（以下「管理区域」という。）を標識によって明示しなければなりません（電離則第3条）。

① 立入禁止

必要のある者以外の者を管理区域に立ち入らせてはなりません。

② 掲示

管理区域内の労働者の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を掲示しなければなりません。

イ 放射線業務従事者の被ばく限度

管理区域内において放射線業務に従事する労働者（以下「放射線業務従事者」という。）の受ける実効線量が一定の限度を超えないようにしなければなりません（安衛法第 22 条第 2 号、電離則第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条）。

第 29 表 被ばく限度

区 分	線種の種類	被 ば く 限 度
放射線業務従事者	実効線量	5 年間につき、100 ミリシーベルト、かつ、1 年間につき 50 ミリシーベルト
		女性（妊娠する可能性がないと診断された者を除く。）の受けるものについては、3 月間につき 5 ミリシーベルト
		妊娠と診断されたときから出産までの間につき、内部被ばくによるものについては、1 ミリシーベルト
	等価線量	眼の水晶体に受けるものについては、1 年間につき 150 ミリシーベルト、皮膚に受けるものについては 1 年間につき 500 ミリシーベルト
		妊娠と診断されたときから出産までの間につき、腹部表面に受けるものについては、2 ミリシーベルト
緊急作業従事者	実効線量	100 ミリシーベルト
	等価線量	眼の水晶体に受けるものについては、300 ミリシーベルト、皮膚に受けるものについては 1 シーベルト

ウ 線量の測定

放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければなりません（安衛法第 22 条第 2 号、電離則第 8 条）。

エ 線量の確認、記録等

放射線業務従事者に係る線量を遅滞なく算定し、これを記録し、30 年間保存しなければなりません。

また、記録に基づき、放射線業務従事者に線量を、遅滞なく、知らせなければなりません（電離則第 9 条）。

(6) 専用の放射線装置室の設置

エックス線装置、放射性物質を装備している機器等の放射線装置を設置するときは、その外側における外部放射線による 1 センチメートル線量当量率が 20 マイクロシーベルト毎時を超えないように遮へいされた構造の放射線装置を設置する場合又は放射線装置を随時移動させて使用しなければならない場合等を除き、専用の放射線装置室を設け、一定の措置を講じなければなりません（電離則第 3 条の 2、第 15 条、第 17 条）。

※ 放射線装置室を設置するときに講じなければならない措置

- ① 放射線装置室の入口に標識を掲げること。
- ② 放射線装置室に必要な者以外を立入禁止にすること。
- ③ 遮へい壁等遮へい物を設け、又は局所排気装置若しくは放射性物質のガス等の発散源を密閉する設備を設けて、労働者が常時立ち入る場所における外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計を1週間につき1ミリシーベルト以下にすること。
- ④ エックス線装置等に電力が供給されている等の場合は、その旨を知らせる警報装置等を設置すること。

(7) 汚染の防止

ア 放射性物質取扱作業室

密封されていない放射性物質を取り扱う作業を行うときは、専用の作業室を設け、その室内で行わなければなりません（電離則第22条）。

イ 貯蔵施設

放射性物質を貯蔵するときは、外部と区画された構造であり、かつ、扉、ふた等外部に通じる部分に、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けた貯蔵施設において行わなければなりません（電離則第33条）。

ウ 保管廃棄施設

放射性物質又は汚染物を保管廃棄するときは、外部と区画された構造であり、かつ、扉、ふた等外部に通じる部分に、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けた保管廃棄施設において行わなければなりません（電離則第36条）。

※ 放射性物質取扱作業室、貯蔵施設及び保管廃棄施設に講じなければならない措置

- ① 入口に放射性物質取扱作業室、貯蔵施設又は保管廃棄施設の標識を掲げること。
- ② 必要のある者以外を立入禁止にすること。
- ③ 遮へい壁等遮へい物を設け、又は局所排気装置若しくは放射性物質のガス等の発散源を密閉する設備を設けて、労働者が常時立ち入る場所における外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計を1週間につき1ミリシーベルト以下にすること。

エ 容 器

放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、若しくは廃棄するために一時ためておくときは、用途に応じた一定の構造を具備する容器を用いなければなりません（電離則第37条）。

第 30 表 容器の構造

用 途	構 造
空気を汚染するおそれのある放射性物質又は汚染物を入れる場合	腐食しにくい材料で造られ、かつ、気体が漏れないものであること。
液状の放射性物質又はそれによって湿っている汚染物を入れる場合	腐食し、及び液体が浸透しにくい材料で造られ、かつ、液体が漏れ、及びこぼれにくいものであること。
放射性物質又は汚染物を管理区域の外において運搬するために入れる場合	容器の表面（容器をこん包するときは、そのこん包の表面）における 1 センチメートル線量当量率が 2 ミリシーベルト毎時（厚生労働大臣の承認を受けたときは 10 ミリシーベルト毎時）を超えず、かつ、容器の表面から 1 メートルの距離における 1 センチメートル線量当量率が 0.1 ミリシーベルト毎時を超えないもの（厚生労働大臣の承認を受けた場合を除く。）であること。

オ 作業衣

放射性物質取扱作業室内において労働者を作業に従事させるときは、専用の作業衣を備え、これをその作業に従事する労働者に使用させなければなりません（電離則第 40 条）。

カ 喫煙等の禁止

放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場における作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければなりません（電離則第 41 条の 2）。

(8) 作業主任者の選任及び特別教育

ア エックス線作業主任者の選任

P 157 の(1)の放射線業務の項中ア又はウに掲げる業務（医療用又は波高値による定格管電圧が 1,000 キロボルト以上のエックス線を発生させる装置を使用するものを除く。）に係る作業については、エックス線作業主任者免許を受けた者のうちから、管理区域ごとに、エックス線作業主任者を選任しなければなりません（電離則第 46 条）。

イ ガンマ線透過写真撮影作業主任者の選任

ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業については、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許を受けた者のうちから、管理区域ごとに、ガンマ線透過写真撮影作業主任者を選任しなければなりません（電離則第 52 条の 2）。

ウ 特別の教育

エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて透過写真の撮影の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、一定の科目について、特別の教育を行わなければなりません（電離則第 52 条の 5）。

※ 教育科目

- ・ 透過写真の撮影の作業の方法
- ・ エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法
- ・ 電離放射線の生体に与える影響
- ・ 関係法令

(9) 作業環境測定

ア 線量当量率の測定等

管理区域について、1月以内（放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法及び遮蔽物の位置が一定しているとき、又は3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは、6月以内）ごとに1回、定期的に、外部放射線による線量当量率又は線量当量を放射線測定器を用いて測定し、その都度、一定の事項を記録し、これを5年間保存しなければなりません（電離則第54条）。

※ 測定結果の周知

測定の結果を、見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る者に周知させなければなりません。

イ 放射性物質の濃度の測定

放射性物質取扱作業室等について、その空気中の放射性物質の濃度を1月以内ごとに1回、定期的に、放射線測定器を用いて測定し、その都度、一定の事項を記録し、これを5年間保存しなければなりません（電離則第55条）。

(10) 電離放射線及び放射性物質の種類

電離則の対象となる電離放射線及び放射性物質は、第31表（次頁）のとおりです。

第 31 表

分 類	内 容		
放射線	<p>次の粒子線又は電磁波をいう。</p> <p>① アルファ線、重陽子線及び陽子線</p> <p>② ベータ線及び電子線</p> <p>③ 中性子線</p> <p>④ ガンマ線及びエックス線</p>		
放射性物質	<p>放射線を放出する同位元素（以下「放射性同位元素」という。）、その化合物及びこれらの混合物で、次のア～エのいずれかに該当するものをいう。</p>		
	放射性同位元素の種類	要 件	
	1 種類	ア 電離則別表第 1 の第 1 欄に掲げるもの	同欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じ、同表の第 2 欄に掲げる数量及び第 3 欄に掲げる濃度を超えるもの
		イ 電離則別表第 2 の第 1 欄に掲げるもの	同欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じ、同表の第 2 欄に掲げる数量を超えるもの。ただし、その濃度が 74Bq/g 以下の固体のもの及び密封されたものでその数量が 3.7MBq 以下のものを除く。
	2 種類以上	ウ 放射性同位元素のいずれもが電離則別表第 1 の第 1 欄に掲げるもので①②のいずれにも該当するもの	① 別表第 1 の第 1 欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの数量の同表の第 2 欄に掲げる数量に対する割合の和が 1 を超えるもの ② 別表第 1 の第 1 欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの濃度の同表の第 2 欄に掲げる濃度に対する割合の和が 1 を超えるもの
	エ 前記ウに掲げるもの以外のもの	別表第 1 の第 1 欄又は別表第 2 の第 1 欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの数量の別表第 1 の第 2 欄又は別表第 2 の第 2 欄に掲げる数量に対する割合の和が 1 を超えるもの。ただし、その濃度が 74Bq/g 以下の固体のもの及び密封されたものでその数量が 3.7MBq 以下のものを除く。	

5 潜水業務を行う事業場の手続及び安全管理

高圧室内や潜水等の高気圧下の業務においては、減圧症等の健康障害が発生する危険性があります。高圧則では、健康障害を防止するため、特殊健康診断の実施や事故の予防措置等の安全管理について定めています。

(1) 潜水業務

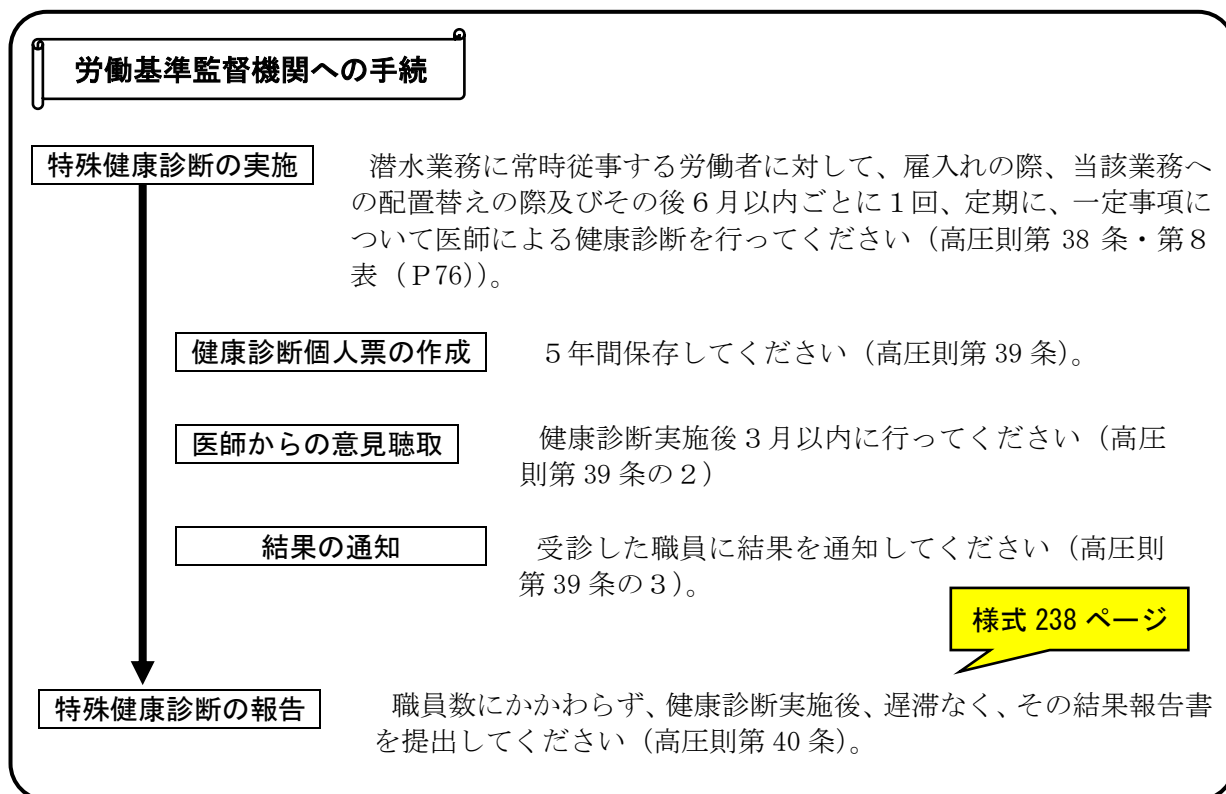
高圧則の対象となる潜水業務とは潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務をいいます（高圧則第1条の2）。

(2) 潜水業務に係る設備

潜水業務に従事する労働者（以下「潜水作業員」という。）に空気圧縮機から送気するときは、当該潜水業務従事者ごとに送気を調節するための空気槽及び予備空気槽を設けなければなりません。また、送気する空気を清浄にするための装置のほか、潜水業務従事者に圧力調整器を使用させるときは送気圧を計るための圧力計を、それ以外のときはその送気量を計るための流量計を設けなければなりません（高圧則第8条、第9条）。

さらに、この場合には、潜水作業員2人以下ごとに1人の潜水作業員と連絡するための連絡員を置いてください（高圧則第36条）。

(3) 特殊健康診断とその結果報告



(4) 管 理

ア 特別の教育

潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければなりません（安衛法第 59 条第 3 項、高圧則第 11 条）。

※ 教育科目

- ・ 潜水業務に関する知識に関すること。
- ・ 送気に関すること。
- ・ 高気圧障害の知識に関すること。
- ・ 関係法令
- ・ 送気の調節の実技

イ 潜水業務従事者

潜水士免許を受けた者でなければ潜水業務に従事できません（高圧則第 12 条）。

なお、中耳炎等の一定の疾病にかかっている労働者は、医師が必要と認める期間、就業が禁止されています（高圧則第 41 条）。

(5) 事故の予防措置

潜水業務を行うときは、あらかじめ潜水業務に関する計画（以下、「作業計画」という。）を定め、その作業計画に基づいて作業を行うとともに、計画を労働者に周知しなければなりません。

潜水前には潜水器具を点検し、業務中には潜水時間、送気量、圧力調整器、浮上の速度及びさがり鋼について高圧則の基準に留意し、必要な措置を講じてください。

（高圧則第 27 条～第 34 条）

※作業計画に定めるべき事項

- ・ 潜水作業者に送気やボンベに充填する気体の成分組成
- ・ 潜降の開始時から浮上の開始時までの時間
- ・ 潜水業務での最高の水深の圧力
- ・ 潜降と浮上の速度
- ・ 浮上停止水深圧力とその圧力下の浮上停止時間

6 粉じん作業を行う事業場の手続及び安全管理

土石、岩石、鉱物等の掘削、運搬、研磨等の作業において発生する多量の粉じんを吸入するとじん肺等の健康障害を引き起こします。粉じん則では、粉じんによる健康障害を防止するため、局所排気装置等の設置や作業環境の整備等の安全管理について定めています。

(1) 粉じん作業

粉じん則の対象となる粉じん作業は、次のとおりです。ただし、当該作業場における粉じんの発散の程度及び作業の工程その他からみて、粉じん則に規定する措置を講じる必要がないと労働基準監督機関が認定した作業を除きます（粉じん則第2条第1項第1号）。

- ア 鉱物等（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（イに掲げる作業を除く。）。
ただし、次に掲げる作業を除く。
 - ① 坑外の、鉱物等を湿式により試験する場所における作業
 - ② 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業
- イ ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
- ウ 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（エ、オ、ス又はニに掲げる作業を除く。）
- エ 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業（オに掲げる作業を除く。）。
ただし、次に掲げる作業を除く。
 - ① 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
 - ② 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業
- オ ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- カ 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。
- キ 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業（クに掲げる作業を除く。）
- ク ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
- ケ 坑内であって、アからオまで、キ又はクに規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業
- コ 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（チに掲げる作業を除く。）。
ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。
- サ 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（コに掲げる作業を除く。）
- シ 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業（エ、テ又はヌに掲げる作業を除く。）。
ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業を除く。

- ス セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(エ、オ、ト又はニに掲げる作業を除く。)
- セ 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業
- ソ 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(タからツまでに掲げる作業を除く。)
- タ ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
- チ 陶磁器、耐火物、けいそう土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又はかまの内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。
- ① 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業
- ② 水の中で原料を混合する場所における作業
- ツ 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
- テ 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業(サに掲げる作業を除く。)。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。
- ト 鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業(水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。)
- ナ 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。
- ニ 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業
- ヌ 耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破砕する作業
- ネ 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業。
- ノ 金属をアーク溶接する作業
- ハ 金属を溶射する場所における作業
- ヒ 染土の付着した藪い草を庫くら入れし、庫くら出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業
- フ 長大ずい道(じん肺法施行規則別表23号の長大ずい道をいう。)の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業

(2) 粉じん作業非該当認定申請

労働基準監督機関への手続

様式 240 ページ

申告書の提出

作業場における粉じん発散の程度及び作業の工程その他からみて、粉じん則に規定する措置を講じる必要がないとの認定を受けようとするときは、粉じん作業非該当認定申請書に以下の書類を添えて申請してください（粉じん則第2条第2項）。

※ 添付書類

- ① 作業場の見取図
- ② じん肺法第17条第2項の規定により保存しているじん肺健康診断に関する記録
- ③ 粉じん濃度の測定結果並びに測定方法及び測定条件を記載した書面（粉じんの発散の程度が低いことが明らかな場合を除く。）

(3) 設備等の基準

ア 特定粉じん発生源に係る措置

特定粉じん発生源における粉じんの発散を防止するため、湿潤な状態に保つための設備など一定の措置を講じなければなりません（粉じん則第4条）。

※特定粉じん発生源（第32表 P171）・・・坑内や屋内の、動力により掘削する箇所

イ 換気の実施等

特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければなりません（粉じん則第5条）。

※特定粉じん作業（第32表 P171）・・・粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定発生源であるもの

ウ 除じん装置の設置

局所排気装置のうち、一定の特定粉じん発生源に係るものには、除じん装置を設けなければなりません（粉じん則第10条）。

① 除じん装置を設ける必要がある局所排気装置

第32表の特定粉じん発生源の項（P171）中6から9まで、14及び15に掲げる特定粉じん発生源（7に掲げる特定粉じん発生源にあつては、一事業場当たり10以上の特定粉じん発生源を有するものに限る。）に係るもの

② 除じん装置を設ける必要があるプッシュプル型換気装置

第32表の特定粉じん発生源の項（P171）中7、9、14及び15に掲げる特定粉じん発生源（7に掲げる特定粉じん発生源にあつては、一事業場当たり10以上の特定粉じん発生源を有するものに限る。）に係るもの

(4) 局所排気装置等の稼働

局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けたときは、労働者が粉じん作業に従事する間、当該装置を有効に稼働させなければなりません（粉じん則第12条）。

(5) 設備設置等に係る計画の届出

労働基準監督機関への手続

様式 195 ページ

計画の届出 以下の設備等を設置し、若しくは移転し、又これらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を**当該工事の開始の日の 30 日前までに**届けてください（安衛法第 88 条第 2 項）

- ① 第 32 表の特定粉じん発生源の項（P171）中 6 及び 8 に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同項 14 の型ばらし装置（安衛則別表第 7 の 23 項）
- ② 粉じん則第 4 条に又は第 27 条第 1 項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置（安衛則別表第 7 の 24 項）
 - ※ 局所排気装置にあつては、局所排気装置摘要書を添付してください。
 - ※ プッシュプル型換気装置にあつては、プッシュプル型換気装置摘要書を添付してください。

(6) 管 理

ア 局所排気装置等の定期自主検査

局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置については、1 年以内ごとに 1 回、定期に、一定の事項について自主検査を行わなければなりません。自主検査において異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければなりません（粉じん則第 21 条）。

また、上記の自主検査を行ったときは、その結果を記録して、これを 3 年間保存しなければなりません（安衛法第 45 条第 1 項、第 103 条第 1 項、粉じん則第 17 条、第 18 条）。

① 検査事項

(ア) 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の場合

P 138、139 に掲げる検査事項に同じです。

(イ) 除じん装置の場合

P 153 に掲げる検査事項に同じです。

② 厚生労働大臣が公表する自主検査指針

自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、「局所排気装置の定期自主検査指針」（昭 58. 2. 23 自主検査指針公示 5 号）及び「除じん装置の定期自主検査指針」（昭 58. 2. 23 自主検査指針公示 6 号）が公示されています。

③ 記録事項

P 139 に掲げる局所排気装置等の定期自主検査の記録事項に同じです。

イ 特別の教育

常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、一定の科目について特別の教育を行わなければなりません（安衛法第 59 条第 3 項、粉じん則第 22 条）。

※ 教育科目

- ・ 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法
- ・ 作業場の管理
- ・ 呼吸用保護具の使用の方法
- ・ 粉じんに係る疾病及び健康管理
- ・ 関係法令

ウ 休憩設備

粉じん作業に労働者を従事させるときは、粉じん作業を行う作業場以外の場所に休憩設備を設けなければなりません（安衛法第 22 条第 1 号、粉じん則第 23 条）。

エ 清掃の実施

粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日 1 回以上、清掃を行わなければなりません。

また、粉じん作業を行う屋内作業場の床、設備等及び休憩設備が設けられている場所の床等（屋内のものに限る。）については、たい積した粉じんを除去するため、1 月以内ごとに 1 回、定期的に、真空掃除機を用いて、又は水洗する等粉じんの飛散しない方法によって清掃を行わなければなりません（安衛法第 22 条第 1 号、粉じん則第 24 条）。

(7) 作業環境測定

常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場について、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、当該作業場における空気中の粉じんの濃度を測定し、及び当該測定結果の評価を行い、その結果に基づいて、一定の措置を講じなければなりません。

また、上記の測定又は評価を行ったときは、その都度、一定の事項を記録して、これを 7 年間保存しなければなりません（安衛法第 65 条第 1 項、第 65 条の 2、粉じん則第 25 条～第 26 条の 4）。

※ 評価の方法、評価の結果に基づく措置等

第 3 章 6 の (5)（P 72、73）を参照してください。

(8) 保護具

一定の作業に労働者を従事させる場合にあつては、当該作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません（安衛法第 22 条第 1 号、粉じん則第 27 条）。

(9) 特定粉じん発生源

粉じん則の規制対象となる特定粉じん発生源は第 32 表（次頁）のとおりです。

第 32 表

分 類	内 容
<p>特定粉じん 発 生 源</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 粉じん作業の項中、ア又はイに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内の、鉦物等を動力により掘削する箇所 2 粉じん作業の項中、エに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉦物等を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所 3 粉じん作業の項中、エ又はオに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉦物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所 4 粉じん作業の項中、エ又はオに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉦物等をコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く。）へ積み込み、又はコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く。）から積み卸す箇所（3に掲げる箇所を除く。） 5 粉じん作業の項中、コに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、岩石又は鉦物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所 6 粉じん作業の項中、コ又はサに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉦物を彫る箇所 7 粉じん作業の項中、サに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材を用いて動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により、岩石、鉦物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所 8 粉じん作業の項中、シに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鉦物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所 9 粉じん作業の項中、ス又はセに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉦石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所 10 粉じん作業の項中、ソに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、粉状の鉦石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所 11 粉じん作業の項中、タからツまでに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、原料を混合する箇所 12 粉じん作業の項中、チに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料(湿潤なものを除く。)を動力により成形する箇所 13 粉じん作業の項中、チ又はツに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げる箇所 14 粉じん作業の項中、テに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落とすし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鑄ばり等を削り取る箇所 15 粉じん作業の項中、ハに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、手持式溶射機を用いずに金属を溶射する箇所
<p>特定粉じん作業</p>	<p>粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発生源であるもの</p>

解雇予告除外認定申請書

事業の種類	事業場の名称		事業場の所在地	
			電話 (- -)	
労働者の氏名	性別	雇入年月日	業務の種類	労働者の責に帰すべき事由
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

年 月 日

使用者 職・氏 名

京都府人事委員会委員長 様

[給与条例第 32 条ただし書関係] **様式例**

週休日及び勤務時間の割振りの定めの変更に係る協議書

対 象 事 業 場 名		職員の給与等に関する条例第 3 2 条第 2 項ただし書による週休日及び勤務時間の割振りの定めの変更を人事委員会規則 6 - 2 (職員の給与、勤務時間、休日及び休暇) の運用について第 6 6 条関係第 3 項により協議を行う理由			
所 属	対 象 職 員 等	変 更 内 容			変 更 す る 理 由
		項 目	旧	新	

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

[労基則関係] 様式第14号

監 視
 に従事する者に対する適用除外許可申請書
 断続的労働

事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
				(電話 - -)	
	業務の種類	員数	労働の態様		
監 視		人			
断続的労働		人			

年 月 日

使用者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

断続的な宿直又は日直勤務許可申請書

事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
宿直	宿直勤務に従事する職員の数	宿直勤務に従事する職員の範囲	1回の宿直員数	一定期間における1人の宿直回数	宿直勤務の開始及び終了時刻 (仮眠時間)
	人	人			～ (時間 分)
	休憩及び仮眠のための設備				
	勤務の内容				1回の宿直手当
日直	日直勤務に従事する職員の数	日直勤務に従事する職員の範囲	1回の日直員数	一定期間における1人の日直回数	日直勤務の開始及び終了時刻
	人	人			～
	休憩等の設備				
	勤務の内容				1回の日直手当
断続的勤務に関する職員への周知方法					

年 月 日

使用者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意

- 「宿直勤務に従事する職員の範囲」及び「日直勤務に従事する職員の範囲」の欄は、当該勤務に従事する職員の職、課・係等を記入すること。
- 「休憩及び仮眠のための設備」及び「休憩等の設備」の欄は、宿日直室の広さ、寝具の種類、数量のほか、冷暖房具等を記入すること。
- 「断続的勤務に関する職員への周知方法」の欄は、文書の配布等による勤務内容についての職員への周知方法を記入すること。

第 号
年 月 日

京都府人事委員会委員長 様

公 署 長 名

一斉休憩の除外に関する届出について

職員の給与、勤務時間等に関する規則第 66 条の 3 第 2 号の規定により、一斉休憩の除外について、下記のとおり休憩時間の自由利用を妨げない旨届け出ます。

記

休憩時間を一斉に与えることができない理由	
休憩時間を一斉に与えることができない職員の範囲	左記に掲げる職員に対する休憩時間の与え方

記入上の注意

- 1 「休憩時間を一斉に与えることができない職員の範囲」には職員の分け方とその区分を記入すること。
- 2 「左記に掲げる職員に対する休憩時間の与え方」には、1 による各区分に対応する休憩時間を記入すること。
- 3 区分等が複雑多岐にわたる場合には関連資料を添付すること。

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地（電話番号）				協定の有効期間	
				（〒 ー ー ） （電話番号： ー ー ）					
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 <small>（満18歳以上の者）</small>	所定労働時間 （1日） （任意）	延長することができる時間数				
					1日 法定労働時間を 超える時間数	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 法定労働時間を 超える時間数	1年（①については360時間まで、②については320時間まで） 起算日 （年月日）		法定労働時間を 超える時間数 （任意）
							法定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数 （任意）	
① 下記②に該当しない労働者									
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 <small>（満18歳以上の者）</small>	所定休日 （任意）		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。（チェックボックスに要チェック）

年 月 日

使用者 職名
氏名

京都府人事委員会委員長 様

様式第9号（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
 - （1） 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （2） 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （3） 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

- 1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。
- 2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。
- 3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業場の名称			事業場の所在地 (電話番号)				協定の有効期間	
					(〒 — —) (電話番号: — —)					
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 <small>(満18歳以上の者)</small>	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
					1日		1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	法定労働時間を 超える時間数
① 下記②に該当しない労働者										
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 <small>(満18歳以上の者)</small>	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。□ (チェックボックスに要チェック)</p>										

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
 - （1）「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （2）「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （3）「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

1 労働基準法第36条第1項の協定において同条第5項に規定する事項に関する定めを締結した場合における本様式の記入に当たっては、次のとおりとすること。

- (1) 「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」の欄には、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを記入することは認められないことに留意すること。
- (2) 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- (3) 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- (4) 「起算日」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働に関する協定届」の起算日と同じ年月日を記入すること。
- (5) 「延長することができる時間数及び休日労働の時間数」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であつて、「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を100時間未満の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数を併せて記入することができる。

「延長することができる時間数」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数を記入すること。「1年」にあつては、「起算日」において定める日から1年についての延長すること

ができる限度となる時間数を720時間の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数

についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

なお、これらの欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

- (6) 「限度時間を超えて労働させることができる回数」の欄には、限度時間（1箇月45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者については、42時間））を超えて労働させることができる回数を6回の範囲内で記入すること。
- (7) 「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」の欄には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率を記入すること。なお、当該割増賃金の率は、法定割増賃金率を超える率とするよう努めること。
- (8) 「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の欄には、協定の締結当事者間の手続として、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。
- (9) 「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、以下の番号を「（該当する番号）」に選択して記入した上で、その具体的な内容を「（具体的内容）」に記入すること。
 - ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
 - ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。
 - ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
 - ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

- ⑥ 年次有給休暇についてまとまつた日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
- ⑨ 必要に応じて、産業界等による助言・指導を受け、又は労働者に産業界等による保健指導を受けさせること。
- ⑩ その他

- 2 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 4 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 5 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

- 1 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。
- 2 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

定期健康診断結果報告書

対象年度	年度 (月 ~ 月分) (報告 回目)		健診年月日	令和 年 月 日											
事業の種類			事業場の名称												
事業場の所在地	郵便番号 ()		電話 ()												
健康診断実施機関の名称及び所在地			① 在籍労働者数 (①≥②+③)	人											
未受診の状況	未受診者数 (①-②-③)	未受診の理由			② 定期健康診断受診者数	人									
		育休者	病休者	受診もれ	その他	③ 他の健康診断(人間ドック等) 受診者数(②の該当者を除く.)	人								
人	人	人	人	(人)											
(*) 労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数															
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	計
															人

項 目	定期健康診断		他の健康診断 (人間ドック等)		(注)	
	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数		
聴 力 検 査	オージオメーターによる検査 (1000Hz)	人	人	人	1 定期健康診断を受けずにこれに相当する他の健康診断 (人間ドック等) を受けた者についてはその結果を右側の欄に記入すること。 2 定期健康診断及び他の健康診断の両健康診断を受けた者については、定期健康診断の結果のみ記入し、右側の欄には記入しないこと。	
	オージオメーターによる検査 (4000Hz)	人	人	人		
	その他の方法による検査	人	人	人		
胸部エックス線検査	人	人	人	人		
喀 痰 検 査	人	人	人	人		
血 圧	人	人	人	人		
貧 血 検 査	人	人	人	人		
肝 機 能 検 査	人	人	人	人		
血 中 脂 質 検 査	人	人	人	人		
血 糖 検 査	人	人	人	人		
尿検査	糖	人	人	人		
	蛋 白	人	人	人		
心 電 図 検 査	人	人	人	人		
	有所見の実人数	人	医師の指示人数	人		
			有所見の実人数	人	医師の指示人数	人

産業医	氏 名	
	所属医療機関の名称及び所在地	

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

<提出に関する注意>

- 1 定期健康診断の実施が一定期間にわたる場合には、定期健康診断の全過程が終了した後の相当期間内に報告すること。
- 2 定期健康診断を受けずにこれに相当する他の健康診断（人間ドック等）を受けた者がいる場合には、これらの健康診断を含めた全過程の終了後、相当期間内に報告書を提出すること。
- 3 特定業務従事者（7を参照。）の年度中における2回目の健康診断結果については、これを区別して記入するか、又は別業で提出（該当欄に報告2回目と記入）すること。

記入上の注意

- 1 記入すべき事項のない欄及び記入枠は空欄のままとすること。
- 2 「対象年度」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年度を記入すること。
- 3 定期健康診断の実施が一定期間にわたる場合には、「対象年度」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 4 「対象年度」の欄（報告回数）には、当該年度の何回目の報告かを記入すること。
- 5 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 6 「①在籍労働者数」及び「②定期健康診断受診者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合の「①在籍労働者数」は、常時使用する労働者数を記入すること。
- 7 （*）の欄は、健診年月日現在において、特定業務（労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務）に常時従事する労働者数を記入することとし、2以上の号別（イ～カ）に該当するものについては、主として従事する業務の欄に記入すること。

<労働安全衛生規則第13条第1項第3号>

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ホ 異常気圧下における業務
 - へ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
 - ト 重量物の取扱い等重激な業務
 - チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - リ 坑内における業務
 - ス 深夜業を含む業務
 - ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
 - ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
 - カ その他厚生労働大臣が定める業務
- 8 「有所見の実人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、「聴力検査（オージオメーターによる検査）（1000Hz）」から「心電図検査」までの健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数を記入すること。
 - 9 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあった者の数を記入すること。
 - 10 「未受診の状況」の欄は、定期健康診断（人間ドック等を含む。）を受診しなかった職員の人数とその理由別の人数を記入してください。「育休者」とは、育児休業取得者を、「病休者」とは、傷病により長期間休務していた者を「受診もれ」とは、受診の機会がありながら受診しなかった者をいいます。「その他」の欄は（ ）に具体的な理由を記入してください。

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

対 象 年 度	年度(月～ 月分) (報告 回目)	健診年月日	令和 年 月 日
事 業 の 種 類		事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号() 電話 ()		
健康診断実施 機関の名称		在 籍 労働者数	人
健康診断実施 機関の所在地			
項目	取扱有害物質・ 業務内容	物質	
		業務内容	
	労働安全衛生法施行令 第 22 条 第 3 項 に 掲 げ る 業 務 に 従 事 す る 労 働 者 数		人
	受診労働者数		人
	所見のあった者の人数		人
産 業 医	氏 名 所属機関の 名称及び所在地		

年 月 日

事業者職氏名

京都府人事委員会委員長 様

様式第6号の2（裏面）

備考

- 1 「対象年度」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年度を記入すること。
- 2 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年度」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 3 「対象年度」の欄の（報告 回目）は、当該年度の何回目の報告かを記入すること。
- 4 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 5 「取扱有害物質・業務内容」の「物質」欄は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のうち、事業場においてガス、蒸気又は粉じんとして発散されているものを、「業務内容」欄は、当該物質が発散されている場所における具体的な業務内容を記入すること。
- 6 「在籍労働者数」、「労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合の「在籍労働者数」は、常時使用する労働者数を記入すること。

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

対 象 年 度	令 和 年 度	検 査 実 施 年 月	令 和 年 月
事 業 の 種 類		事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	郵便番号 () 電話 (- -)		

		在籍労働者数	人
検査を実施した者	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 1: 事業場選任の産業医 2: 事業場所属の医師 (1 以外の医師に限る。)、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 3: 外部委託先の医師、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 	検査を受けた労働者数	人
面接指導を実施した医師	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 1: 事業場選任の産業医 2: 事業場所属の医師 (1 以外の医師に限る。) 3: 外部委託先の医師 	面接指導を受けた労働者数	人
集団ごとの分析の実施の有無	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 1: 検査結果の集団ごとの分析を行った 2: 検査結果の集団ごとの分析を行っていない 		

産 業 医	氏 名 所属機関の 名称及び所在地
-------------	-----------------------------

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

備考

- 1 「対象年度」の欄は、報告対象とした心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「検査」という。）の実施年度を記入すること。
- 2 1年を通し順次検査を実施した場合、その期間内の検査の実施状況をまとめて報告すること。この場合、「検査実施年月」の欄には、報告日に最も近い検査実施年月を記入すること。
- 3 「在籍労働者数」の欄は、検査実施年月の末日現在の常時使用する労働者数を記入すること。
- 4 「検査を実施した者」の欄は、労働安全衛生法第66条の10第1項の規定により検査を実施した医師等について該当する番号を記入すること。検査を実施した者が2名以上あるときは、代表者について記入すること。選択肢2の「事業場所属の医師（1以外の医師に限る。）」には、他の事業場所属の医師が含まれること。選択肢3の「外部委託先」には、健康診断機関や外部専門機関が含まれること。
- 5 「検査を受けた労働者数」の欄は、報告対象期間内に検査を受けた労働者の実人数を記入することとし、複数回検査を受けた労働者がいる場合は、1名として数えて、記入すること。
- 6 「面接指導を実施した医師」の欄は、労働安全衛生法第66条の10第3項の規定により面接指導を実施した医師について、該当する番号を記入すること。
- 7 「面接指導を受けた労働者数」の欄は、労働安全衛生規則第52条の15の規定により医師等が面接指導を受けることが必要と認めたもののうち、申出をして実際に医師による面接指導を受けた者の数を記入すること。
- 8 「集団ごとの分析の実施の有無」の欄は、労働安全衛生規則第52条の14の規定に基づき検査結果の集団ごとの分析の実施の有無について、該当する番号を記入すること。

事 故 報 告 書

事業の種類		事業場の名称						労働者数		
事業場の所在地				発 生 場 所						
(電話)										
発 生 日 時				事 故 を 発 生 し た 機 械 等 の 種 類 等						
年 月 日 時 分										
事故の種類										
人 的 被 害	区 分	死亡	休業4 日以上	休業1 ～3日	不休	計	物 的 被 害	区 分	名称、規模等	被 害 金 額
		男						建 物	m ²	円
	女							その他の建設物		円
								機 械 設 備		円
								原 材 料		円
								製 品		円
								そ の 他		円
その他の被災者の概数						()	合 計		円	
事故の発生状況										
事故の原因										
事故の防止対策										
参考事項										
報告書作成者職氏名										

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

備考

- 1 「事故を発生した機械等の種類等」の欄には、事故発生の原因となった次の機械等について、それぞれ次の事項を記入すること。
 - (1) ボイラー及び圧力容器に係る事故については、ボイラー、第一種圧力容器、第二種圧力容器、小型ボイラー又は小型圧力容器のうち該当するもの。
 - (2) クレーン等に係る事故については、クレーン等の種類、型式及びつり上げ荷重又は積載荷重。
 - (3) ゴンドラに係る事故については、ゴンドラの種類、型式及び積載荷重。
- 2 「事故の種類」の欄には、火災、鎖の切断、ボイラーの破裂、クレーンの逸走、ゴンドラの落下等具体的に記入すること。
- 3 「その他の被災者の概数」の欄には、届出事業者の事業場の労働者以外の被災者の数を記入し、()内には死亡者数を内数で記入すること。
- 4 「建物」の欄には構造及び面積、「機械設備」の欄には台数、「原材料」及び「製品」の欄にはその名称及び数量を記入すること。
- 5 「事故の防止対策」の欄には、事故の発生を防止するために今後実施する対策を記入すること。
- 6 「参考事項」の欄には、当該事故において参考になる事項を記入すること。
- 7 この様式に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

労働者死傷病報告

				発生日時		
				年 月 日 () 時 分		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地			労働者数	
				電話 (- -) 人		
被災労働者の氏名	性別	生年月日 (年齢)	職 種	経 験 期 間	/	
	男・女	年 月 日 (歳)		年 月		
傷 病 名	傷病部位	休業見込日数又は死亡日時	被 災 の 場 所			
		(月 日 ~ 月 日)				
災害発生状況及び原因	①どのような場所で、②どのような作業をしているときに、③どのような物又は環境に、④どのような不安全な又は有害な状態があって、⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。			略図 (発生時の状況を図示すること。)		
報告書作成者職・氏名						

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

- 記入上の注意
- 1 「経験期間」の欄は、当該職種についての経験期間を記入すること。
 - 2 「災害発生状況及び原因」の欄及び「略図」欄に記入しきれない場合には別紙に記載して添付すること。

労働者死傷病報告

年 月から 年 月まで

事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地			電話	労働者数
							()	人
被災労働者の氏名	性別	年齢	職種	発生日	傷病名及び傷病の部位	休業日数	災害発生状況	
	男・女	歳		月 日		日		
	男・女	歳		月 日		日		
	男・女	歳		月 日		日		
	男・女	歳		月 日		日		
	男・女	歳		月 日		日		
	男・女	歳		月 日		日		
	男・女	歳		月 日		日		
	男・女	歳		月 日		日		
報告書作成者職氏名								

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

(総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医) 選任報告

注 () 内のうち該当するもの1つを○で囲むこと。

事業場の名称		事業の種類		ページ <input type="text"/>
事業場の所在地	郵便番号 ()		電話 (- -)	総ページ <input type="text"/>
労働者数	衛生管理者の場合	坑内労働又は有害業務(労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務)に従事する労働者数		人
人		坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数		人
		産業医の場合	産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数	

被選任者氏名	生年月日(年齢)		選任年月日	
	大正/昭和/平成 年 月 日(歳)		平成/令和 年 月 日	
・安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務	専属の別	<input type="checkbox"/> 専属 <input type="checkbox"/> 非専属	他の事業場に勤務している場合はその勤務先	
	専任の別	<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 非専任	他の業務を兼職している場合はその業務	
・総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要				
・産業医の場合は医籍番号等	種別コード <input type="text"/>	医籍番号 <input type="text"/>		

前任者氏名	
辞任、解任等の年月日	平成/令和 年 月 日

参考事項	
------	--

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

[安衛則関係] 様式第3号 (裏面)

記入上の注意

- 1 2人以上の選任報告を行う場合に「総ページ」の欄は、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄は総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。
 なお、2枚目以降は、「事業場の名称」、「事業の種類」、「事業場の所在地」、「労働者数」、「衛生管理者の場合」及び「産業医の場合」の欄は、記入を要しないこと。
- 2 「安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務」の欄は、安全管理者又は衛生管理者ごとに職務区分が分れている場合はその分担を記入すること。
- 3 安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告書については、専属・専任の別についても記入すること。
- 4 「総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要」の欄は、総括安全衛生管理者又は安全管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 5 「産業医の場合は医籍番号等」の種別コードは、別表に掲げる種別の区分に応じて該当コードを記入すること。
- 6 「参考事項」の欄は、次のとおりとすること。
 - (1) 初めて総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は産業医を選任した場合は「新規選任」と記入すること。
 - (2) 安全管理者選任報告にあつては、労働安全衛生規則第4条第1項第3号に規定する事業場である場合は「指定事業場」と記入すること。
 - (3) 産業医選任報告にあつては、産業医の専門科名及び開業している場合はその旨を記入すること。
- 7 安全管理者選任報告の場合（安衛則第5条第2号に掲げる者を選任した場合を除く。）は、同条第1号の研修その他所定の研修を修了した者であること又は平成18年10月1日において安全管理者としての経験年数が2年以上であることを証する書面（又は写し）を、衛生管理者選任報告の場合は、衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面（又は写し）を、産業医選任報告の場合は、医師免許証の写し及び別表コード1から7までのいずれかに該当することを証明する書面（又は写し）を、添付すること。

別表

種 別	コード	種 別	コード
労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者	1	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり又はあつた者	4
		労働安全衛生規則第14条第2項第5号に規定する者	5
産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したものの労働衛生コンサルタントで試験区分が保健衛生である者	2	平成8年10月1日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者	6
		上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者	7
	3		

機 械 等 設 置 ・ 移 転 ・ 変 更 届

事業の種類		事業場の名称		常時使用する労働者数		
設 置 地			主たる事業場の所在地	電話 ()		
計画の概要						
製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数	種 類 等		取 扱 量	従事労働者数		
				男	女	計
				人	人	人
参画者の氏名			参画者の経歴の概要			
工事着手予定年月日	年 月 日		工事落成予定年月日	年 月 日		

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

備考

- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 3 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 4 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げる機械等の設置等の場合に記入すること。
この場合において、以下の事項に注意すること。
 - イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。
 - ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。
 - ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。
 - ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。
- 5 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。
- 6 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。
- 7 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ(延床面積及び階数)、設備の種類(空気調和設備、機械換気設備の別)及び換気的方式を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。
- 8 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。

ボイラー設置届

① 事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地		
		電話 ()				
使用の目的						
ボイラー室	② 位置	一階 地階 二階 その他				
	③ 構造	木造・鉄骨造 鉄筋コンクリート造 その他	床面積	延	m ²	
	④ボイラーの外側と天井(天井がない場合は屋根裏)との距離	m	⑤ボイラーの外側とボイラー室の壁との間の最短距離	m		
	⑥出入口の構造	外開き式 引戸式	出入口の数			
⑦ 燃焼室炉壁の構造	普通空冷 れんが壁 れんが壁 水冷壁	⑧ 燃焼方式	手だき	ストーカ	バーナ	燃焼
⑨ 燃料	石炭 微粉炭 重油 ガス その他	給水装置	種類	給水能力	数	
				ton/hr		
				ton/hr		
				ton/hr		
⑩ 給水加熱器	有 無	⑪連続ブロー装置	有 無			
⑫ 自動制御方式	全自動 燃焼系 その他	⑬自動制御装置	低水位燃料遮断装置 低水位警報装置	燃焼安全装置 その他		
⑭ 空気予熱器	有 無	煙 突	⑯構造	口 径	高 さ	
⑮ ストレージ タンク	有 無		鋼板製 鉄筋コンクリート製 その他	m	m	
設置工事を行う事業場の名称(電話番号)及びその所在地		ボイラー据付け作業の指揮者の名称				
設置工事落成予定年月日		令和 年 月 日				

令和 年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 殿

記入上の注意

1 ②、③及び⑥から⑯までの欄は、該当する事項に○印を付すること。

2 ⑤の欄は、本体を被覆したボイラーについては、記入する必要がない。

添付書類

1 ボイラー明細書(組立式ボイラー以外のボイラーについては、構造検査済の印又は使用検査済の印を押したもの。)

2 次の事項を記載した書面

(1) ボイラー室及びその周囲の状況

(2) ボイラー及びその配管の配置状況

(3) ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造

(4) 燃焼が正常に行われていることを監視するための措置

小型ボイラー設置報告書

①事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地		
		電話()				
使用の目的						
ボイラー室	②構造	木造 鉄筋造 鉄筋コンクリート造 その他	床面積	延 m ²		
	③出入口の構造	外開き式 引戸式	出入口の数			
④燃焼室炉壁の構造		普通空冷 水冷壁 れんが壁 れんが壁	⑤燃焼方式	手だき	ストーカ 燃焼	バーナ 燃焼
⑥燃料		石炭 重油 ガス その他	給水装置	種類	給水能力	数
					kg/hr	
⑦給水加熱器		有 無	給水処理装置	型式	処理その内径及び長さ	処理能力
					mm × mm	l/hr
⑧自動制御方式		全自動 燃焼系 その他	⑨インタロック装置	低水位燃料しゃ断		
				失火時燃料しゃ断		
⑩ストレージタンク		有 無	煙突	⑪構造	口径	高さ
				鋼板製 鉄筋コンクリート製 その他	m	m

令和 年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

- 記入上の注意 ②から⑩までの欄は、該当する事項に○印を付すること。
- 添付書類 1 小型ボイラー構造図（機械等検定規則第1条第1項第1号）
 2 小型ボイラー明細書（機械等検定規則第4条の合格の印が押されているものに限る。）
 3 小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面

第一種圧力容器設置届

① 事業の種類	事業場の名称		事業場の所在地
	電話 (- -)		
使用の目的			
② 加熱の方法	直火 蒸気 その他	当該容器に受け入れ又は当該容器において発生する気体の名称	
圧力源の最高使用圧力	MP a	③圧力源と当該容器との間に減圧弁の有無	有 無
設置工事を行う事業場の名称（電話番号）及びその所在地	電話 (- -)		
設置工事落成予定年月日	令和 年 月 日		
④ 参考事項			

令和 年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 1 ②及び③の欄は、該当する事項に○印を付すること。

2 ④の欄は、当該圧力容器に附属するコンデンサー、液体加熱器等があるときには、その名称を記入すること。

添付書類 1 第一種圧力容器明細書（組立式以外の第一種圧力容器については、構造検査済の印又は使用検査済の印を押したもの）

2 第一種圧力容器の設置場所の周囲の状況及び配管の状況を記載した書面

[ボイラー則関係] 様式第15号

() 落成検査申請書

種 類		構造検査又は使用検査の刻印番号	
最 高 使 用 圧 力	MPa	伝熱面積又は内容積	m ² ・m ³
設 置 地			
設 置 届 出 年 月 日	年 月 日		
受 検 希 望 日	年 月 日		

年 月 日

申請者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 表題の () には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

() 変 更 届

事業場の名称			
事業場の所在地	電話 (- -)		
種 類		検 査 証 番 号	
最 高 使 用 圧 力	MP a	伝熱面積又は内容積	m ² ・m ³
変 更 す る 部 分			
変 更 の 理 由			
変更工事を行なう事業場の名称 (電話番号) 及びその所在地	電話 (- -)		
変更工事着手予定年月日	令和	年	月 日
変更工事完了予定年月日	令和	年	月 日

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 表題の () 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当するものを記入すること。

- 添 付 書 類
- 1 ボイラー・第一種圧力容器の検査証
 - 2 変更の内容を示す図面

() 変更検査申請書

種 類		検 査 証 番 号	第 号
最 高 使 用 圧 力	Mpa	伝熱面積又は内容積	$m^2 \cdot m^3$
変 更 届 出 年 月 日	令和 年 月 日		
受 検 地			
受 検 希 望 日	令和 年 月 日		

令和 年 月 日

住 所
申請者
職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 表題の () 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当するものを記入すること。

[ボイラー則関係] 様式例

() 休止報告書

種 類		検 査 証 番 号	第 号
最 高 使 用 圧 力	Mpa	伝熱面積又は内容積	$m^2 \cdot m^3$
設 置 地			
検 査 証 の 有 効 期 間	自 年 月 日	至 年 月 日	
使 用 休 止 期 間	自 年 月 日	至 年 月 日	

令和 年 月 日

報告者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 表題の () 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当するものを記入すること。

() 使用再開検査申請書

種 類		検 査 証 番 号	
最 高 使 用 圧 力		伝熱面積又は内容積	m ² ・m ³
設 置 地			
有 効 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
受 検 希 望 日	令和 年 月 日		

令和 年 月 日

申請者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

- 記入上の注意
- 1 表題の () 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当するものを記入すること。
 - 2 「有効期間」の欄は、検査証に記載されている最終の有効期間を記入すること。
 - 3 移動式ボイラーで、設置地と受検地とが異なる場合にあつては、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。

[ボイラー則関係] 様式例

第 号
年 月 日

京都府人事委員会委員長 様

職・氏名

() 検査証の返還について (送付)

下記のとおり () の使用を廃止したので検査証を返還します。

記

- 1 事業場の名称
- 2 検査証の番号 第 号
- 3 使用廃止の年月日 年 月 日
- 4 使用廃止の理由

記入上の注意 () 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当するものを記入すること。

[ボイラー則関係] 様式第 16 号

() 検査証
再交付
書 替 申請書

事業場の名称		検査証番号	第 号
事業場の所在地	電話 (- -)		
種類			
最高使用圧力	Mpa		
伝熱面積又は内容積	m ² ・m ³		
再交付又は書替えの理由			

令和 年 月 日

申請者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

- 記入上の注意
- 1 表題の () 内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当するものを記入すること。
 - 2 表題の再交付及び書替のうち、該当しない文字は抹消すること。

- 添付書類
- 1 検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面
 - 2 検査証を損傷したときは、当該検査証
 - 3 事業者に変更があったときは、当該検査証 (移動式ボイラーを管理する事業場に変更があった場合についても同じ。)

クレーン設置届

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	電話 (- -)		
設置地			
種類及び型式		つり上げ荷重	t
製造許可年月日及び番号	令和	年	月 日 第 号 ()
設置工事を行う者の名称 及び所在地	電話 (- -)		
設置工事落成予定年月日	令和	年	月 日

令和 年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 「製造年月日及び番号」の欄の () 内には、すでに製造許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーンについて、その旨を注記すること。

- 添付書類
- 1 クレーン明細書
 - 2 クレーンの組立図
 - 3 クレーン則別表の上欄に掲げるクレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書
 - 4 次の事項を記載した書面
 - (1) 据え付ける箇所周囲の状況
 - (2) 基礎の概要
 - (3) 走行クレーンにあつては走行の範囲

デ リ ッ ク 設 置 届

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	電話 (- -)		
設置地			
種類及び型式		つり上げ荷重	t
製造許可年月日 及び番号	令和 年 月 日 第 号 ()		
設置工事を行う者の名称 及び所在地	電話 (- -)	設置工事落成 予定年月日	年 月 日
土木、建築等の工事の作業に用いるデリックについて、同一の作業場において移設する必要がある場合は、その理由及び移設予定時期			

令和 年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 「製造年月日及び番号」の欄の()内には、すでに製造許可を受けているデリックと型式が同一であるデリックについて、その旨を注記すること。

- 添付書類
- 1 デリック明細書
 - 2 デリックの組立図
 - 3 クレーン則別表の上欄に掲げるデリックの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書
 - 4 次の事項を記載した書面
 - (1) 据え付ける箇所周囲の状況
 - (2) 基礎の概要
 - (3) 控えの固定の方法
 - 5 土木、建築等の工事の作業に用いるデリックについて、同一の作業場内において移設する必要がある、かつ、当該移設する箇所を予定することができる場合には、当該移設に係る位置を示す図面

エレベーター設置届

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	電話 (- -)		
設置地			
種類及び型式		積載荷重	t
製造許可年月日及び番号	令和 年 月 日	第 号	()
設置工事を行う者の名称及び所在地	電話 (- -)		
設置工事落成予定年月日	令和 年 月 日		

令和 年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 「製造許可年月日及び番号」の欄の () 内には、すでに製造許可を受けているエレベーターと型式が同一であるエレベーターについて、その旨を注記すること。

- 添付書類
- 1 エレベーター明細書
 - 2 エレベーターの組立図
 - 3 土木、建築等の作業以外の作業に使用するエレベーターの搬器の構造部分についての強度計算書
 - 4 次の事項を記載した書面
 - (1) 据え付ける箇所の周囲の状況
 - (2) 屋外に設置するエレベーターにあつては、基礎の概要及び控えの固定の方法
 - (3) 走行クレーンにあつては走行の範囲
 - 5 建築基準法に基づく確認書

[クレーン則関係] 様式第4号

() 落成検査申請書

種類及び型式		つり上げ荷重又は積載荷重	t
設置地			
設置届出年月日	令和	年	月 日
受検希望日	令和	年	月 日
※参考事項			

令和 年 月 日

住 所
申請者
職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意

- 1 表題の () 内には、クレーン、デリック又はエレベーターの別を記入すること。
- 2 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。

[クレーン則関係] 様式第 12 号

() 変 更 届

事業場の名称			
事業場の所在地	(電話 - -)		
設 置 地	検 査 証 番 号	第 号	
種 類 及 び 型 式	つり上げ荷重又は積載荷重		
変 更 す る 部 分			
変 更 の 理 由			
変更工事を行う者の 名称及び所在地	(電話 - -)		
変 更 工 事 着 手 予 定 年 月 日	令和 年 月 日	変更工事完了予定年月日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

申請者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 表題の () 内には、クレーン、移動式クレーン、デリック又はエレベーターの別を記入すること。

() 変更検査申請書

種 類 及 び 型 式		つり上げ荷重又は積載荷重	t
変 更 届 提 出 年 月 日	令和 年 月 日	検 査 証 番 号	第 号
受 検 地	(電話 - -)		
受 検 希 望 日	令和 年 月 日	※ 参 考 事 項	

令和 年 月 日

住 所
申請者
職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

- 記入上の注意
- 1 表題の () 内には、クレーン、移動式クレーン、デリック又はエレベーターの別を記入すること。
 - 2 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。

[クレーン則関係] 様式例

() 使用休止報告書

事業場の名称		検査証番号	第 号
事業場の所在地	(電話 - -)	検査証の有効期間	年 月 日
()の設置地			
使用を休止しようとする ()の種類、型式			
つり上げ荷重又は積載荷重	t		
使用の休止期間	年 月 日から 年 月 日まで		

年 月 日

報告者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 ()の内には、クレーン、移動式クレーン、デリック又はエレベーターの別を記入すること。

() 使用再開検査申請書

種 類 及 び 型 式		つり上げ荷重又は積載荷重	
検 査 証 番 号	第 号	検 査 証 の 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
設 置 地			
受 検 希 望 日	令和 年 月 日		
休 止 し て い た 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
※ 参 考 事 項			

令和 年 月 日

住 所
申請者
職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

- 記入上の注意
- 1 表題の () 内には、クレーン、移動式クレーン、デリック又はエレベーターの別を記入すること。
 - 2 「検査証の有効期間」の欄は、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
 - 3 移動式クレーンで設置地と受検地が異なる場合にあっては、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
 - 4 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。

[クレーン則関係] 様式例

第 号
年 月 日

京都府人事委員会委員長 様

職・氏名

() 検査証の返還について (送付)

下記のとおり () の使用を廃止したので検査証を返還します。

記

- 1 事業場の名称
- 2 検査証の番号 第 号
- 3 使用廃止の年月日 年 月 日
- 4 使用廃止の理由

記入上の注意 () 内には、クレーン、移動式クレーン、デリック又はエレベーターのうち該当するものを記入すること。

[クレーン則関係] 様式第8号

() 検査証 再交付
書 替 申請書

種 類 及 び 型 式		つり上げ荷重又は積載荷重	t
設 置 地			
事 業 場 の 名 称			
検 査 証 番 号	第 号	製造検査又は使用検査の刻印番号	
再交付又は書替えの理由			

令和 年 月 日

住 所
申請者
職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

- 記入上の注意
- 1 表題の () 内には、クレーン、移動式クレーン、デリック又はエレベーターの別を記入すること。
 - 2 表題の「再交付」及び「書替」のうち、該当しない文字は、抹消すること。
 - 3 「製造検査又は使用検査の刻印番号」の欄は、移動式クレーンの場合に記入すること。

() 設置報告書

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	電話 (- -)		
設置地			
種類及び型式			
つり上げ荷重	t	設置予定年月日	令和 年 月 日
製造者名		製造年月日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

報告者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 表題の () 内には、小型クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。

- 添付書類
- 1 移動式クレーン明細書 (製造検査済又は使用検査済の印を押したもの)
 - 2 移動式クレーン検査証

[クレーン則関係] 様式第 25 号

小型デリック設置報告書

事業の種類					
事業場の名称					
事業場の所在地	電話 (- -)				
設置地					
種類及び型式			つり上げ荷重	t	
マストの長さ	m	ブームの長さ	m	設置予定年月日	年 月 日

令和 年 月 日

報告者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

() 設置報告書

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	(電話 - -)		
設 置 地			
種類及び型式			
積 載 荷 重	t	設置予定年月日	令和 年 月 日
製 造 者 名		製 造 年 月 日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

報告者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 表題の () 内には、エレベーター又は簡易リフトの別を記入すること。

ゴ ン ド ラ 設 置 届

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	(電話 — —)		
設置地			
種類及び型式		積載荷重	t
製造検査又は使用検査の刻印番号及び検査年月日	第 号	年	月 日
使用目的			
設置工事を行う者の名称及び所在地	(電話 — —)		

令和 年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

- 添付資料
- 1 ゴンドラ明細書 (製造検査済の印又は使用検査済の印を押したもの)
 - 2 ゴンドラ検査証
 - 3 次の事項を記載した書面
 - (1) ゴンドラ組立書
 - (2) 据え付ける箇所周囲の状況
 - (3) 固定方法

ゴンドラ変更届

事業場の名称			
事業場の所在地	(電話 ー ー)		
設 置 地		検査証番号	第 号
種 類 及 び 型 式		積載荷重	t
変更する部分			
変更の理由			
変更工事を行う者の 名称及び所在地			

令和 年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

ゴンドラ変更検査申請書

種類及び型式		積 載 荷 重	t
変更届提出年月日	令和 年 月 日	検 査 証 番 号	第 号
受 検 地			
受 検 希 望 日	令和 年 月 日	※ 参 考 事 項	

令和 年 月 日

住 所
申請者
職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

記入上の注意 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。

[ゴンドラ則関係] 様式例

ゴンドラ使用休止報告書

事業場の名称		検査証番号	第	号		
事業場の所在地		検査証の有効期間	年	月	日	
ゴンドラの設置地						
使用を休止しようとするゴンドラの種類、型式						
つり上げ荷重又は積載荷重	t					
使用の休止期間	年	月	日から	年	月	日まで

年 月 日

報告者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

ゴンドラ使用再開検査申請書

種類及び型式		積 載 荷 重	t
検査証番号	第 号	検査証の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
設 置 地			
受 検 希 望 日	令和 年 月 日		
休止していた期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
※ 参 考 事 項			

令和 年 月 日

住 所
申請者
職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

- 記入上の注意
- 1 「検査証の有効期間」の欄は、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
 - 2 設置地と受検地が異なる場合にあつては、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
 - 3 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。

[ゴンドラ則関係] 様式例

第 年 月 日 号

京都府人事委員会委員長 様

職・氏名

ゴンドラ検査証の返還について（送付）

下記のとおりゴンドラの使用を廃止したので検査証を返還します。

記

1 事業場の名称

2 検査証の番号 第 号

3 使用廃止の年月日 年 月 日

4 使用廃止の理由

有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話 ()
労働者数	人	
申請に係る有機溶剤業務従事労働者数	人	
申請に係る有機溶剤業務の概要		
申請に係る有機溶剤業務において使用する有機溶剤等の種類及び量	種類	消費量

年 月 日

事業者 職 氏名

京都府人事委員会委員長 様

備考

- 「種類」の欄は、有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる有機溶剤等の区分により記入すること。
- 「消費量」の欄は、有機溶剤中毒予防規則第3条第1項第1号に該当するときは、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量を、同項第2号に該当するときは、一日に消費する有機溶剤等の量を記入すること。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

有機溶剤等健康診断結果報告書

対 象 年 度	年度(月～ 月分) (報告 回目)	健診年月日	令和 年 月 日						
事 業 の 種 類	事業場の名称								
事業場の所在地	(郵便番号) 電話 ()								
健康診断実施機関の名称及び所在地	在籍労働者数		人						
	従事労働者数		人						
	受診労働者数		人						
有機溶剤業務名	有機溶剤業務コード 具体的業務内容 <table style="display: inline-table; border: none; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> ()								

	実施者数	有所見者数		実施者数	有所見者数		
他 覚 所 見	人	人	肝 機 能 検 査	人	人	作業条件の調査人数	人
腎機能検査	人	人	眼 底 検 査	人	人	所見のあった者の人数(他覚所見のみを除く。)	人
貧 血 検 査	人	人	神 経 内 科 学 的 検 査	人	人	医師の指示人数	人

代 謝 物 の 検 査 布	有機溶剤の名称等	有機溶剤コード	検査内容コード	有機溶剤コード	検査内容コード	有機溶剤コード	検査内容コード	有機溶剤コード	検査内容コード
		[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
	実施者数	人		人		人		人	
分 布	1	人		人		人		人	
	2	人		人		人		人	
	3	人		人		人		人	

産業医	氏 名 所属機関の名称及び所在地
-----	-------------------------

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

<記入上の注意>

- 1 「対象年度」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年度を記入すること。
- 2 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年度」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 3 「対象年度」の欄の(報告回数)は、当該年度の何回目の報告かを記入すること。
- 4 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 5 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表1に掲げる有機溶剤業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 6 「有機溶剤業務名」の欄は、別表1を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的業務内容を記載すること。
- 7 「腎機能検査」には、尿中の蛋白の有無の検査の結果を含むこと。
- 8 「代謝物の検査」の欄の有機溶剤の名称等は、別表2を参照して、それぞれ該当する全ての有機溶剤コード及び検査内容コードを記入すること。また、「代謝物の検査」の欄の分布は、別表2を参照して、該当者数を記入すること。
- 9 「有機溶剤業務名」及び「代謝物の検査」の欄について記入枠に記入しきれない場合については、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、記入しきれないコード及び具体的業務内容のほか、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 10 「所見のあった者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数を記入すること。ただし、他覚所見のみの者は含まないこと。
- 11 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあった者の数を記入すること。

別表1

コード	有機溶剤業務の内容
01	有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
02	染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのもの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
03	有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
04	有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
05	有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
06	接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
07	接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
08	有機溶剤等を用いて行う洗浄(コード12に掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)又は払拭の業務
09	有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務(コード12に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。)
10	有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
11	有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
12	有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。)の内部における業務

別表2

有機溶剤コード	有機溶剤の名称	検査内容コード	検査内容	単位	分 布			
					1	2	3	4
11	キシレン	1	尿中のメチル馬尿酸	g/l	0.5以下	0.5超	1.5以下	1.5超
30	N・N-ジメチルホルムアミド	1	尿中のN-メチルホルムアミド	mg/l	10以下	10超	40以下	40超
35	1・1・1-トリクロロエタン	1	尿中のトリクロロ酢酸	mg/l	3以下	3超	10以下	10超
		2	尿中の総三塩化物	mg/l	10以下	10超	40以下	40超
37	トルエン	1	尿中の馬尿酸	g/l	1以下	1超	2.5以下	2.5超
39	ノルマルヘキサン	1	尿中の2・5-ヘキサンジオン	mg/l	2以下	2超	5以下	5超

[鉛則第4条関係] 様式第1号

鉛業務一部適用除外認定申請書

事業の種類	
事業場の名称	
事業場の所在地	電話 ()
労働者数	人
申請に係る鉛業務従事労働者数	人
申請に係る鉛業務の概要	
申請に係る鉛業務に関する機械、器具その他の設備	

年 月 日

事業者職氏名

京都府人事委員会委員長 様

備考

- 1 「申請に係る鉛業務の概要」の欄は、具体的に記入すること。
- 2 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

鉛健康診断結果報告書

対象年度	年度(月～ 月分) (報告 回目)	健診年月日	令和 年 月 日
事業の種類	事業場の名称		
事業場の所在地	郵便番号() 電話 ()		

健康診断実施機関の名称		在籍労働者数	人
健康診断実施機関の所在地		従事労働者数	人
		受診労働者数	人
鉛業務名	鉛業務コード [] [] [] { 具体的業務内容 }		
	実施者数	有所見者数	
他所覚見	人	人	作業条件の調査人数 人
貧血検査	人	人	所見のあった者の人数 (他覚所見のみを除く。) 人
神経学的検査	人	人	医師の指示人数 人
	血液中の鉛の量	尿中のデルタアミノレブリン酸の量	赤血球中のプロトポルフィリンの量
実施者数	人	人	人
分布	1	人	人
	2	人	人
	3	人	人

産業医	氏名 所属医療機関の 名称及び所在地
-----	--------------------------

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

<記入上の注意>

- 「対象年度」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年度を記入すること。
- 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年度」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年度」の欄(報告回目)は、当該年度の何回目の報告かを記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表1に掲げる鉛業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 「鉛業務名」の欄は、別表1を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的業務内容を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容のほか「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 「分布」の欄「血液中の鉛の量」、「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」及び「赤血球中のプロトポルフィリンの量」については、別表2を参照して、それぞれ該当者数を記入すること。
- 「所見のあった者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数を記入すること。ただし、**自他覚症状のみの者は含まないこと。**
- 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあった者の数を記入すること。

コード	鉛業務の内容	コード	鉛業務の内容
1	鉛の製錬又は精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉛等の取り扱いの業務(鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が50リットルを超えない作業場における450度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鋳造の業務を除く。コード2から7まで、12及び16において同じ。)	8	鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋳打ち(加熱して行う鋳打ちに限る。)、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
		9	鉛装置の内部における業務
2	銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程における溶鉱(鉛を3パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る。)、当該溶鉱に連続して行う転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行う工程において生ずるものに限る。)の取扱いの業務	10	鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務(コード9に掲げる業務を除く。)
		11	転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務
		12	ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鋳込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
3	鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充填、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務	13	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務(臨時に行う業務を除く。コード14から16までにおいて同じ。)
4	電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務	14	鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉又は当該施釉を行物の焼成の業務
5	鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鋳造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鋳込の業務	15	鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け又は当該絵付けを行った物の焼成の業務(筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成釜による焼成の業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。)
6	鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務	16	溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
		17	動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
7	鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)	18	コード1から8まで又は10から17までに掲げる業務を行う作業場所における清掃の業務

別表2

検査内容	単位	分布		
		1	2	3
血液中の鉛の量	μg/100mℓ	20以下	20超 40以下	40超
尿中のデルタアミノレブリン酸の量	mg/ℓ	5以下	5超 10以下	10超
赤血球中のプロトポルフィリンの量	μg/100mℓ 赤血球	100以下	100超 250以下	250超

[特化則第6条関係] 様式第1号

特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請書

事業の種類		
事業場の名称		
事業場の所在地	電話 ()	
労働者数	人	
申請に係る作業従事労働者数		
申請に係る第二類物質の名称及び製造量又は取扱量	名 称	
	製造量又は取扱量	/月
申請に係る作業の内容		
申請に係る作業場における第二類物質の濃度測定結果		

年 月 日

事業者 職 氏名

京都府人事委員会委員長 様

備考

- 1 申請に係る作業場の見取図及び申請に係る装置の仕様書を添付すること。
- 2 第二類物質の濃度測定結果については、測定方法、測定回数及び測定者名をも記入すること。
- 3 申請に係る物質について特定化学物質障害予防規則第39条第1項の規定により行った健康診断の結果を添付すること。
- 4 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

特定化学物質健康診断結果報告書

対 象 年 度	年度(月～ 月分) (報告 回目)	健 診 年 月 日	令 和 年 月 日
		第二次健康診断	令 和 年 月 日
事 業 の 種 類	事務所の名称		
事業場の所在地	郵便番号()		
	電話 ()		

健康診断実施機関 の名称及び所在地				在 籍 労働者数	人
項 目	特定化学物質 業務の種別	特定化学物質業務コード [] 具体的業務内容 ()	特定化学物質業務コード [] 具体的業務内容 ()	特定化学物質業務コード [] 具体的業務内容 ()	
	従 事 労 働 者 数	人	人	人	人
受 診 労 働 者 数	人	人	人	人	人
上記のうち第二次健康診断 を要するとされた者の数	人	人	人	人	人
第二次健康診断受診者数	人	人	人	人	人
上記のうち有所見者数	人	人	人	人	人
疾病にかかっていると 診断された者の数	人	人	人	人	人

産 業 医	氏 名 所属医療機関の 名称及び所在地
-------	---------------------------

年 月 日

事業者職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

【特記関係】様式第3号(裏面)

<記入上の注意>

- 「対象年度」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年度を記入すること。
- 年度を通し順次健診を実施して一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年度」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年度」の欄の(報告 回目)は、当該年度の何回目の報告かを記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。

- 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 「特定化学物質業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードをすべて記入し、() 内には具体的業務内容を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
1	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	213	五酸化バナジウム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	239	酸化プロピレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
2	ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	214	コールタール(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	240	1・1-ジメチルヒドランジン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
3	4-アミノジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は使用する業務	216	シアン化カリウム(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
4	4-ニトロジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は使用する業務	217	シアン化水素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
5	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	218	シアン化ナトリウム(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
6	ペーターナフthalアミン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2-ジクロロプロパン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
7	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	220	臭化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロロベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
102	アルファナフthalアミン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4-ジオキササン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ビフェニル(別名PCB)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	223	トリレンジンソシアネート(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2-ジクロロエタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
104	オルトトリジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	224	ニツケルカルボニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニリン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあっては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。)を製造し、又は取り扱う業務	226	パラジメチルアミノアソベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	251	スチレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
107	ベンゾトリクロリド(これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	227	パラニトロクロロベンゼン(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2・2-テトラクロロエタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリルアミド(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	228	弗化水素(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	229	ペーテラプロピラクトン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルソフthalケトン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレンジイミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	231	ベンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	256	ナフthalen (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	257	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンゲンを除く。)(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	258	オルトトルイジン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
208	オーラミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	234	沃化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	259	三酸化二アンチモン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
209	オルトフタルジニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	235	硫化水素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	260	溶接ヒューム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
210	カドミウム及びその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		
211	クロム酸及びその塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	237	ニツケル化合物(ニツケルカルボニルを除き、粉状のものに限る。)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		
212	クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	238	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化カリウムを除く。)(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		

電離放射線健康診断結果報告書

対象年度	年度 (月～ 月分) (報告 回目)			健診年月日	令和 年 月 日		
事業の種類			事業場の名称				
事業場の所在地	郵便番号 () 電話 ()						
健康診断実施機関の名称及び所在地				在 籍 労働者数	人		
従事労働者数	男	女	計	線源の種類	線源コード [] [] [] 具体的内容 []		
	人	人	人				
有所見者数 (受診所見の内訳は下欄に記入すること。)	男	女	計				
	人	人	人				

		実効線量による区分				眼の水晶体の等価線量による区分				皮膚の等価線量による区分						
受 診 者 数	1	検出限界未満の者	男	人	女	人	検出限界未満の者	男	人	女	人	検出限界未満の者	男	人	女	人
		計	人			計	人			計	人					
	2	5ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男	人	女	人	20ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男	人	女	人	150ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男	人	女	人
		計	人			計	人			計	人					
	3	5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人
計		人			計	人			計	人						
4	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男	人	女	人	50ミリシーベルトを超える者	男	人	女	人	500ミリシーベルトを超える者	男	人	女	人	
	計	人			計	人			計	人						
5	50ミリシーベルトを超える者	男	人	女	人											
	計	人														

受診所見の内訳	実施者数		有所見者数		受診所見の内訳	実施者数		有所見者数	
項目	男	女	男	女	項目	男	女	男	女
白血球数	人	人	人	人	ヘマトクリット値	人	人	人	人
白血球百分率	人	人	人	人	眼	人	人	人	人
赤血球数	人	人	人	人	皮膚	人	人	人	人
血色素量	人	人	人	人					

産業医	氏 名	
	所属医療機関の名称及び所在地	

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

[電離則関係] 様式第2号(裏面)

- 1 「対象年度」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年度を記入すること。
- 2 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年度」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 3 「対象年度」の欄の(報告回数)は、当該年度の何回目の報告かを記入すること。
- 4 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 5 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は放射線業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 6 「有所見者数」の欄は、各健康診断項目の有所見者の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。
- 7 「線源の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的内容(種類別)を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的内容のほか「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 8 線量による区分は、今回の健康診断を行った日の属する年の前年一年間に受けた線量によつて行うこと。

別表

コード	線源
10	医療用のエックス線装置
11	工業用等のエックス線装置で撮影用のもの
12	工業用等のエックス線装置で透視用のもの
13	工業用等のエックス線装置で分析用のもの
14	工業用等のエックス線装置でその他のもの
15	荷電粒子を加速する装置
16	製造工程中のエックス線管
17	製造工程中のケノトロン
18	医療用のガンマ線照射装置
19	工業用等のガンマ線照射装置
20	ガンマ線照射装置以外の放射性物質を装備している機器
21	放射性物質
22	原子炉
23	坑内におけるラドンガス

電 離 放 射 線 事 故 報 告 書

事業の種類	
事業場の名称	
事業場の所在地	電話 ()
事故の種類	
事故発生日時	
発生場所	
事故発生状況	
その他の発生原因	

年 月 日

事業者職氏名

京都府人事委員会委員長 様

高気圧業務健康診断結果報告書

対 象 年 度	年度(月～ 月分) (報告 回目)	健 診 年 月 日	令和 年 月 日
		精密健康診断	令和 年 月 日
事 業 の 種 類	事業場の名称		
事 業 場 の 所 在 地	郵便番号() 電話 ()		

健康診断実施機関の名称及び所在地		在 籍 労働者数	人		
高気圧業務の種別	高気圧業務コード [] 具体的業務内容 []	高気圧業務コード [] 具体的業務内容 []			
項 目					
従 事 労 働 者 数		人	人		
受 診 労 働 者 数		人	人		
上記のうち精密健康診断を要するとされた者の数		人	人		
精 密 健 康 診 断 実 施 者 数		人	人		
高気圧業務による 有所見者数	高気圧業務への就業を禁止された者	人	人		
	そ の 他	人	人		
検 査 項 目 別 内 訳		実 施 者 数	有 所 見 者 数	実 施 者 数	有 所 見 者 数
	自覚症状又は他覚症状	人	人	人	人
	骨 関 節	人	人	人	人
	聴 器	人	人	人	人
	循 環 器	人	人	人	人
	呼 吸 器	人	人	人	人
	尿	人	人	人	人

産 業 医	氏 名 所属医療機関の 名称及び所在地
-------	---------------------------

年 月 日

事業者 職・氏名

京都府人事委員会委員長 様

<記入上の注意>

- 1 「対象年度」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年度を記入すること。
- 2 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年度」の欄の(月～ 月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 3 「対象年度」の欄の(報告 回目)は、当該年度の何回目の報告かを記入すること。
- 4 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 5 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる高気圧業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 6 「高気圧業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、()内には具体的業務内容を記載すること。
- 7 「高気圧業務による有所見者数」の欄の高気圧業務への就業を禁止された者は、高気圧作業安全衛生規則第41条の規定により高気圧業務に従事させてはならない労働者の数を記入すること。

別表

コード	高気圧業務の内容
10	高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。)に係る業務
20	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務

粉じん作業非該当認定申請書

事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
				電話 ()	
認定申請作業	別表第1の号別区分	作業の内容		従事労働者数	
				人	
粉じんとなる物質の種類及び取扱量		種類		取扱量	
粉じん発生源を有する機械又は設備の種類、能力及び台数					
作業環境管理のための措置		無			
		有 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 局所排気装置 湿潤化 密閉化 動力による換気 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> その他の措置 () </td> </tr> </table>			
<input type="checkbox"/> 局所排気装置 湿潤化 密閉化 動力による換気					
<input type="checkbox"/> その他の措置 ()					

年 月 日

事業者 職 氏名

京都府人事委員会委員長 様

備考

- 1 「取扱量」の欄は、日、週、月等一定期間に通常取り扱う量を記入すること。
- 2 「作業環境管理のための措置」の欄は、該当するものに○を付し、その他の措置に○を付した場合にはその具体的内容を()内に記載すること。
- 3 この申請書には、当該粉じん作業場の写真又は図面を添付すること。
- 4 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること

審 査 基 準 及 び
標 準 処 理 期 間

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

■労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

処分内容	根拠条文	審査基準 (通達年月日・番号)	標準処 理期間
①非常災害等の理由による労働時間 延長・休日労働許可	法 33-1	昭 22. 9. 13 発基 17 号 昭 26. 10. 11 基発 696 号 昭 33. 2. 13 基発 90 号 令元. 6. 7 基発 0607 第 1 号 令元. 6. 7 基監発 0607 第 1 号	1 箇月
②監視・断続的労働に従事する者に 対する適用除外許可	法 41- ③	昭 22. 9. 13 発基 17 号 昭 23. 4. 5 基発 535 号 昭 23. 4. 5 基収 1372 号 昭 23. 5. 5 基収 1540 号 昭 23. 7. 20 基収 2483 号 昭 23. 11. 11 基収 1639 号 昭 23. 11. 25 基収 3998 号 昭 25. 9. 28 基発 890 号 昭 29. 5. 21 基収 1976 号 昭 34. 9. 1 基発 599 号 昭 61. 6. 6 基発 333 号 昭 63. 3. 14 基発 150 号 平 5. 2. 24 基発 110 号 平 11. 3. 31 基発 167 号	1 箇月

■労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

処分内容	根拠条文	審査基準 (通達年月日・番号)	標準処 理期間
①断続的な宿直又は日直勤務許可	則 23	昭 22. 9. 13 発基 17 号 昭 22. 12. 24 基発 550 号 昭 23. 1. 13 基発 33 号 昭 23. 3. 16 基発 456 号 昭 23. 3. 17 基発 464 号 昭 23. 4. 5 基発 539 号 昭 23. 4. 26 基発 651 号 昭 23. 6. 16 収監 733 号 昭 23. 7. 6 基収 1175 号 昭 23. 9. 20 基収 2320 号 昭 24. 4. 12 基収 1133 号 昭 27. 1. 31 基収 380 号 昭 33. 2. 13 基発 90 号 昭 34. 3. 9 基収 6763 号 昭 35. 8. 25 基収 6438 号 昭 36. 9. 20 基収 3068 号 昭 43. 4. 9 基収 797 号 昭 44. 4. 7 基収 343 号 昭 49. 7. 26 基発 387 号 昭 49. 7. 26 基監発 27 号 昭 63. 3. 14 基発 150 号 平 11. 3. 31 基発 167 号	1 箇月

■労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

処分内容	根拠条文	審査基準 (通達年月日・番号)	標準処 理期間
①特定機械等の設置、変更時等の検査	法 38-3	法令で明確	1 箇月

■労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

処分内容	根拠条文	審査基準 (通達年月日・番号)	標準処 理期間
①製造等禁止有害物質の製造等の許可	令 16-2-①	法令で明確	1 箇月

■労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

処分内容	根拠条文	審査基準 (通達年月日・番号)	標準処 理期間
①産業医の選任の特例の許可	則 13-3	昭 47. 9. 18 基発 601 号の 1	1 箇月

■ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

処分内容	根拠条文	審査基準 (通達年月日・番号)	標準処 理期間
①ボイラー検査証の再交付	則 15-2	法令で明確	1 箇月
②ボイラー検査証の書替え	則 44	法令で明確	
③第一種圧力容器検査証の再交付	則 60-2	法令で明確	
④第一種圧力容器検査証の書替え	則 79	法令で明確	

■クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

処分内容	根拠条文	審査基準 (通達年月日・番号)	標準処 理期間
①クレーン検査証の再交付	則 9-2	法令で明確	1 箇月
②クレーン検査証の書替え	則 9-3	法令で明確	
③移動式クレーン検査証の再交付	則 59-2	法令で明確	
④移動式クレーン検査証の書替え	則 59-3	法令で明確	
⑤デリック検査証の再交付	則 99-2	法令で明確	
⑥デリック検査証の書替え	則 99-3	法令で明確	
⑦エレベーター検査証の再交付	則 143-2	法令で明確	
⑧エレベーター検査証の書替え	則 143-3	法令で明確	
⑨建設用リフト検査証の再交付	則 177-2	法令で明確	
⑩建設用リフト検査証の書替え	則 177-3	法令で明確	

■ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

処分内容	根拠条文	審査基準 (通達年月日・番号)	標準処 理期間
①ゴンドラ検査証の再交付	則 8-2	法令で明確	1 箇月
②ゴンドラ検査証の書替え	則 8-3	法令で明確	

■有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

処分内容	根拠条文	審査基準 (通達年月日・番号)	標準処 理期間
①有機溶剤中毒予防規則一部適用除 外の認定	則 3-1	法令で明確	1 箇月
②局所排気装置等の特例の許可	則 13-1	昭 53. 12. 25 基発 707 号	
③有機溶剤等健康診断の特例の許可	則 31-1	昭 35. 10. 31 基発 929 号	

■鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

処分内容	根拠条文	審査基準 (通達年月日・番号)	標準処 理期間
①鉛業務の一部適用除外の認定	則 4-1	法令で明確	1 箇月

■粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

処分内容	根拠条文	審査基準 (通達年月日・番号)	標準処 理期間
①粉じん作業非該当の認定	則 2-1-①	昭 54. 7. 26 基発 382 号	1 箇月
②粉じん障害防止規則の一部適用除 外の認定	則 9-1	昭 54. 7. 26 基発 382 号	

不利益処分に係る処分基準及び不利益処分の別一覧

■有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

不利益処分内容	根拠条文	処分基準 (通達年月日・番号)	不利益 処 分
①有機溶剤中毒予防規則一部適用除外の認定の取消	則 4-4	法令で明確	聴聞
②有機溶剤等健康診断の特例許可の取消	則 31-5	法令で明確	

■鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

不利益処分内容	根拠条文	処分基準 (通達年月日・番号)	不利益 処 分
①鉛業務の一部適用除外の認定の取消	則 4-4	法令で明確	聴聞

■粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）

処分権者 原権者：委員会 委任先：委員長

不利益処分内容	根拠条文	処分基準 (通達年月日・番号)	不利益 処 分
①粉じん作業非該当の認定の取消	則 2-6	昭 54. 7. 26 基発 382 号	聴聞
②粉じん障害防止規則の一部適用除外の認定の取消	則 9-5	昭 54. 7. 26 基発 382 号	